

韓国における親の離婚を経験した子どもの  
支援に関する基礎研究

同志社大学大学院

社会学研究科社会福祉学専攻

姜 民護

<b>第1章 研究背景と用語の定義</b>	<b>1</b>
第1節 研究背景	1
第2節 用語の定義	6
<b>第2章 研究構成と研究方法</b>	<b>8</b>
第1節 研究構成	8
第2節 研究方法	9
2-1. 先行研究の検討方法	10
2-2. 測定尺度の開発及び因果関係モデルの検討方法	12
2-3. 支援施設による支援提供上の課題分析方法	16
<b>第3章 先行研究の検討結果</b>	<b>19</b>
第1節 韓国における離婚経験児を対象とした先行研究の検討	20
1-1. 親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究	20
1-2. 離婚経験児の適応に影響を与える要因分析に関する研究	23
第2節 日本における離婚経験児を対象とした先行研究の検討	35
2-1. 親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究	36
2-2. 親の離婚に対する子どもの思いに関する研究	39
第3節 小括	43
3-1. 韓国の先行研究から得られる示唆	43
3-2. 日本の先行研究から得られる示唆	44
3-3. 韓日の先行研究から見出された研究課題	46
<b>第4章 測定尺度の開発及び因果関係モデルの検討結果</b>	<b>48</b>
第1節 集計対象の属性分布	51
第2節 離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度の開発	54
2-1. 回答分布	54
2-2. 構成概念妥当性及び信頼性の検討	56
第3節 離婚経験児の適応測定尺度の開発	57

3-1. 回答分布	57
3-2. 構成概念妥当性及び信頼性の検討	58
第4節 離婚経験児の日常生活ストレス認知と適応の関係分析	59
第5節 小括	60
5-1. 研究結果の位置づけ	60
5-2. 子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針への示唆	62
5-3. 離婚経験児の適応向上を目指す支援として予防的・事後的支援への提言	63
<b>第5章 支援施設による支援提供上の課題分析結果</b>	<b>68</b>
<b>—健康家庭支援センター，ひとり親家族支援センターを中心に—</b>	
第1節 健康家庭支援センターによる支援提供上の課題分析	69
1-1. 面接対象者の基本属性	69
1-2. センター利用を低下させるリスク要因分析	70
第2節 ひとり親家族支援センターによる支援提供上の課題分析	78
2-1. 面接対象者の基本属性	78
2-2. センター利用を低下させるリスク要因分析	79
第3節 小括	88
3-1. 健康家庭支援センターによる支援提供上の課題分析から得られる示唆	88
3-2. ひとり親家族支援センターによる支援提供上の課題分析から得られる示唆	92
<b>第6章 総合考察</b>	<b>96</b>
第1節 離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する新たな知見	96
1-1. 子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針の明文化	96
1-2. 予防的・事後的支援に対する開発・強化・普及の重要性	98
1-3. ニーズ・アセスメントの義務化と総予算の増額及び予算執行自律性の確保	107
第2節 本研究のまとめ	108
第3節 今後の課題	112
【注】	114
【参考文献】	121

---

## 第1章

### 研究背景と用語の定義

---

第1章では、本研究が焦点を当てている親の離婚を経験した子ども（以下、離婚経験児という）の支援に着目した研究が必要な理由、すなわち、問題意識に該当する研究背景について論じる。また、研究背景を踏まえて研究目的と研究目的を達成するための4つの研究課題を提示し、本研究での主要用語を定義する。第2章では、4つの研究課題の関連性から研究構成を説明した上で、各研究課題に対する研究方法について述べる。

#### 第1節 研究背景

近年、韓国社会で離婚<sup>1)</sup>によるひとり親家庭<sup>2)</sup>が増えるにつれ、離婚経験児が増加している。1990年、全ひとり親家庭のうち、離婚による割合は8.9%であったが、2010年現在では32.8%となり、この20年間で約3.7倍にまで増加している(韓国統計庁2012a; 2012b)<sup>3)</sup>。また、過去3年間の離婚件数を参考にするなら、平均的に、1年にあたり約105,781人の子どもが親の離婚を経験していると推察される(韓国統計庁2015)<sup>4)</sup>。このような社会・人口学的変化は、離婚を夫婦のみの問題と捉えてきた従来の視点から脱却する、いわば社会的認識の変化に繋がってきた。離婚を夫婦と子ども、さらに社会の問題として捉える視点に変わってきた(キム・パク・チェ2010)ということである。その裏付けとして、子どもの権利としての面会交流の法的認定<sup>5)</sup>や離婚熟慮制度の施行<sup>6)</sup>、子どもケア支援法の制定<sup>7)</sup>、養育費履行確保及び支援に関する法律の施行<sup>8)</sup>という法律・制度レベルでの動きがあげられる。また、離婚経験児に関連した通所施設として健康家庭支援センター<sup>9)</sup>やひとり親家族支援センターの開所という実践・現場レベルでの動きからも指摘できる(カン2016)。これは、離婚という出来事とそのなかに巻き込まれる離婚経験児に対して社会的責務が求められてきたという、いわば社会的需要の現れと考えられる。

離婚は子どもにとって親の喧嘩や葛藤、暴力、暴言などの解消という肯定的影響もある(平松2005; 堀田2009; 李2015; 三島1986)と指摘されている。こうした指摘は、離婚経験児と親の離婚を経験していない子どもの間に、抑うつと不安などの内面的問題の差異は見られず(Grych & Fincham 1992; ホン2004; ナム2010; オ2001)、子どもは親の離婚で変化した環境、またはひとり親家庭での生活を否定的に認識していない(本村2011; 李2012;

2015) という報告によって裏付けられる。しかし、多数論は親の葛藤、一方の親との離別、家族形態の変化、引っ越し、転校、経済的苦労、面会交流など離婚前後の出来事による否定的影響（平松 2005；泉 1994；梶井 2006；野田 1998；小田切 2005；真田 2003；棚瀬 2004）である。とりわけ、離婚そのものに対する偏見が根強い韓国社会（韓国女性政策研究院 2009；キム 2006；ジョン 2009；ムン・リ 2011；オ 2001；ソウル市 2015）では、肯定的影響に比して否定的影響を受ける可能性が高いものと想定される。実際に、離婚経験児は、親の離婚を経験していない子どもに比して、いじめによる被害や加害を経験する機会が多く、就学の中断に関する希望、喫煙、飲酒、暴力、家出といった生活非行の割合が高い（ソン・キム・ソン 2011）とされている。従来の研究においても、親の離婚を経験していない子どもに比して離婚経験児の不登校や学校中退、10 代妊娠、非行、抑うつなどの行動問題が起きる確率が高い（Amato1993；Amato & Keith1991；チェ・リ 2011；ジョン・リ 2006；ミン・リ・リ 2005；大橋 1964；Zill & Corio1993）とされている。また、自尊感情が低く（Amato & Keith1991；ホン 2004；フォン・チョン・オク 2010）、成績及び対人関係の悪さなど学校生活において困難を抱えやすい（チェ・イ 2011；ホン 2004）。また、親の養育態度（フォン・チョン・オク 2010；リ・リ・ミン 2006；ユ・リ・ソ 2004）と家族や友達、先生からの社会的支持（チェ・イ 2011；ジョン・ハン 2007；ユ・リ・ソ 2004）を否定的に認識している。なお、ソウル家庭裁判所の少年資源保護者協議会は、矯正施設への入所経験がある青少年 2,031 人のうち、その約 39%を離婚経験児が占めていたことから（カン 2006. 7. 14）、離婚経験児は離婚後に変化した生活環境に適応しにくい状況に曝されていると指摘している。2010 年現在、全世帯のうち、離婚によるひとり親家庭の割合が約 3.2%に過ぎない（韓国統計庁 2012a；2012b）ことを勘案するなら、前述した 39%という値は極めて高いものである。それに加え、親の離婚によって子どもは怒り、恨み、喪失感を過度に感じており、思春期の異性問題や成人後の結婚問題、さらには家庭を築いても性別役割で悩むことが多い（Amato1993；泉 1994；ジョンヒョンスク 1993；野口 2006a；2006b；小田切 2005；Tyrka at al. 2008；Wallersteinら=2001；Wolchik at al. 2000）。そのため、抑うつなどの精神的な健康問題の発生頻度が高い（ミン・リ・リ 2005）。さらに、離婚経験児は、親の離婚紛争のみならず、その前後において親の葛藤、離婚に伴う揉め事や紛争、家族形態の変化、引っ越し、転校、面会交流、遊びの不在、経済的苦労、再婚など遭遇する出来事があまりにも多い（姜 2014）。

従来の研究では（青木 2011；ジュ 2004；2008；リ・ジュ 2005；野口 2006；小田切 2005；

シン・リ 2009 ; 棚瀬 2004), 前記出来事のうち, 親が離婚した理由の未説明, 一緒に暮らす親を選ぶ選択権の未付与, 面会交流の排除, 引っ越し・転校などは, 離婚経験児の適応を低下させる「リスク要因」と指摘している. 他方では, 親が離婚した理由の説明, 一緒に暮らす親を選ぶ選択権の付与, 面会交流の実施, 引っ越し・転校なしなどは, 離婚経験児の適応の「補償要因」と指摘している. このうちの補償要因は, 子どもにとって親の離婚理由に対する説明, 一緒に暮らす親を選ぶ選択権の付与する機会の設定, 頻繁な面会交流の実施などの支援の重要性を示唆するものである.

しかし, ニューヨーク州裁判所事務総局の『Bill of Rights for Children Whose Parents Are Separated』<sup>10)</sup>には, 子どもの権利として, 子どもは親のどちらを選ぶかは強要されないこと, さらに離婚経験児が親の法的紛争の詳細を知らずにいたいという権利が明示されている(宮崎 2014 ; ニューヨーク州裁判所事務総局). なお, ノルウェーの離婚経験児向けの小冊子『HVA MED MIN MENING DA (和訳: 私の意見はどうなるの?)』では, 子どもには自分の意見を言う権利とともに, 無理やり意見を言わなくてもよい権利があり, 同時に, 親には子どもの意見を聞く義務があると示している(Barne-og likestillingsdepartementet 2009 ; 野口・青木 2015)<sup>11)</sup>. このことは, 従来報告のように, 離婚経験児に親の離婚理由を説明し, 一緒に暮らす親を選ぶ選択権を付与しても, また, 面会交流を実施したとしても, 必ずしもそれが離婚経験児の適応向上させる, つまり, 補償要因として機能するとは限らないことを示唆するものである. 別言するなら, 離婚経験児が親の離婚理由に対する説明や一緒に暮らす親の選択, 面会交流の実施を希望しないなら, そのことに関連した支援が離婚経験児の適応にとってリスク要因として機能する可能性は, 決して排除できない.

以上のことは, 離婚経験児に対し, 前記指摘に関連した取り組みの必要性を示唆するものである. この状況を踏まえて韓国政府は, 2004年の健康家庭基本法<sup>12)</sup>にて離婚経験児を含んだ全ての家庭と個人を支援対象とする健康家庭支援センターを法制化した. また, 2007年に法律名変更により「母父子福祉法」を「ひとり親家族支援法」に変える同時に, 一部改正にて支援対象を拡大した. 同じく2007年の民法改正にて面会交流を子どもの権利として認め, 2008年から離婚熟慮制度を施行している. なお, 2012年の子どもケア支援法制定による子育て支援の強化などひとり親家庭のニーズを反映した支援の充実化を図っている. さらに, 2015年に養育費履行確保及び支援に関する法律を施行するなど離婚経験児の健全な成長のための環境作りに力を入れている. このような韓国政府の動きは, 離婚経験児の健全な成長のための環境作りに一助すると期待される. しかし, 離婚経験児を含んだひとり親家

庭の支援施設に対する利用は、施設に関する情報不在及び運営方式の未熟（提出書類の多さ、同じ内容を繰り返す説明、公開された面接空間）などの構造的要因で阻まれている（女性家族部 2016c）。また、ひとり親家庭の子どものうち就学前児 12%、小学生 54.4%、中学生 50.6%は放課後にひとりで過ごしており（女性家族部 2016c）、この割合は、ひとり親家庭ではない子どもに比して極めて高い（女性家族部 2015b）<sup>13)</sup>。なお、ひとり親家庭に関する施策を総合的に検討した報告（ホン 2012；ムン 2010）では、重複支援の散在と支援の効果・効率性の低さ、事業遂行のための予算及び人材不足とともに、支援内容がひとり親家庭になった理由や家庭形態（父子家庭、母子家庭、祖父母家庭<sup>14)</sup>）、年齢（親、子ども）という対象者の多様性を考慮していないと指摘している。また、面会交流センター<sup>15)</sup>の利用手続きにあたっては、離婚経験児の面会交流の実施に対する意思を確認するプロセスは設けられていない。それに加え、利用申請書の提出前に養育親と非養育親が面会交流センターの利用について協議・同意することを必須としている（ソウル家庭裁判所）。このことは、離婚経験児が面会交流を希望しても、養育親と非養育親のどちらかの一方が拒否するなら、面会交流そのものが成り立たないことを意味する。なお、ひとり親家庭に対する支援を健康家庭支援センターの活用という側面からみた報告もなされているが、支援に対する紹介に留まっている（ジン・チャ・ジョン 2009；近藤 2013；リ・キム 2005）。支援の実施有無を検討したとしても、具体的な支援内容については検討されていない（パク 2010）。この課題を踏まえて姜（2015a）は、健康家庭支援センターによるひとり親家庭の子どもに対する支援現状を、利用実績と利用内容という側面から検討している。その結果、ひとり親家庭の子どもに対する支援の利用実績率は、ひとり親家庭ではない子どもに比して低いことが明らかになった。また、法律上、支援の実施が明記されているにもかかわらず、事実上、各センターの裁量にて提供可否が決まることから、健康家庭支援センターによる支援の限界を指摘している。こうした報告から、離婚経験児に対する支援を提供するにあたって健康家庭支援センターを活用することにリスク要因が内包されていると解釈することは無理ではないだろう。

このような状況のなか、2013年7月1日、A市はひとり親家族支援センターの設立という市民の要請をうけて、5つの圏域に圏域別ひとり親家族支援センター（以下、ひとり親家族支援センターという）を1ヶ所ずつ設置した<sup>16)</sup>。これはA市の住民予算で行われ、全面的に直接事業を担当するひとり親家族支援センターが設置されたことは、全国初である<sup>17)</sup>。A市は、ひとり親家族支援センターを通してプログラムの実施のような直接事業を提供した。また、2009年に開所されたA市ひとり親家族支援センターによって相談業務や支援の連携、

プログラムの開発、実務者に対する教育などひとり親家族支援センターをサポートするようにした（カン 2016；姜 2016）。このように A 市は、ひとり親家族支援センターと A 市ひとり親家族支援センターの機能を分けることで、支援提供の効率化を図った。このような動きは、離婚の増加とともに、多様化する当事者のニーズ、とりわけ、離婚経験児のニーズに対する社会的責務の重要性を自治体が直視したことと理解できる。これは、政府による法律・制度レベルの取り組みを補う自治体による実践・現場レベルの取り組みであり、多様化する離婚経験児のニーズに応える役割を果たすと期待される。しかし、ひとり親家庭の養育親がひとり親家族支援センターを通して得る支援情報の割合は、2.4%未満に過ぎない（キム 2013）。なお、A 市（2014）は、スティグマによるセンター利用の低下や重複支援の受給防止、センターへのアクセス便利性の強化を理由で、2014 年 12 月末をもってひとり親家族支援センターの業務を終了した。これによってこれまでのひとり親家族支援センターの業務が A 市所在の健康家庭支援センター 10 ヶ所に移譲されることになった（A 市 2014）。このことは、離婚経験児を含んだひとり親家庭の支援施設としてひとり親家族支援センターがうまく機能していなかったと解釈できる。言い換えると、ひとり親家族支援センターが離婚経験児を含んだひとり親家庭の支援施設としての役割を果たすにあたってリスク要因が存在したということである。このように A 市は、ひとり親家族支援センターの業務を健康家庭支援センター 10 ヶ所に移譲することで、センター利用に対するスティグマの解消、センターへのアクセス便利性の強化を図った。しかし、移譲された業務は一部に過ぎない。すなわち、量的な側面からいうと、支援の数が少なくなったため、離婚経験児を含んだひとり親家庭の支援利用が増えるとは言い切れない。

以上のことを要約するなら、近年、韓国社会では離婚経験児の増加とともに、彼らの親の離婚後に変化した環境に対する適応が社会問題となっている。子どもは、親の離婚によって肯定的影響を受ける場合もあるが、離婚そのものに対する偏見が根強い韓国社会では、否定的影響を受ける可能性が高いものと想定される。また、従来の研究では、離婚経験児の適応を向上させるために、親の離婚理由の説明、一緒に暮らす親を選ぶ選択権の付与、面会交流の実施のように、支援の実施そのものの重要性を強調してきた。しかし、離婚経験児は前記支援をうける権利とともに、うけない権利を持ち、自分の意見を言う権利とともに、無理やりに言わなくてもよい権利を持つ。つまり、支援の実施有無が離婚経験児の適応に影響するという「離婚経験児の意思」を考慮しない従来の視点から脱却しなければならない。換言するなら、離婚経験児は支援をうけるか、うけないかに対する決定ができるという「離婚経験



児の意思」を尊重した支援方針とともに、それに基づいた具体的な支援に対する検討が必要であろう。なお、健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターが離婚経験児を含んだひとり親家庭に対する支援施設としての役割を果たすと期待されたが、何らかの理由によってうまく機能していなかったことが現状である。換言するならば、健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターは、離婚経験児に関連した支援を実施するにあたってリスク要因を抱えているということである。このことから、健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターによる支援提供上の課題分析は重要な課題といえよう。支援施設による支援提供上の課題を分析することは、支援提供の有効性に繋がるためである。

そのため、本研究は前述した社会的、かつ学術的な背景を踏まえて離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する基礎資料を得ることをねらいに、新たな支援方針及び支援に対する検討と支援施設による支援提供上の課題分析を行なうことを目的とした。それを達成するために、次の4つの研究課題を設定した。

第1に、離婚経験児を対象とした先行研究を検討すること（主に韓日の先行研究）、

第2に、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度及び適応測定尺度を開発すること（構造方程式モデリング（Structural Equation Modeling：SEM，共分散構造分析とも呼ばれる）による確認的因子分析）、

第3に、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度を独立変数、適応測定尺度を従属変数とした因果関係モデルを検討すること（構造方程式モデリングによる因果関係分析）

第4に、離婚経験児に関連した支援施設として健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターによる支援提供上の課題を明らかにすること、である。

## 第2節 用語の定義

本研究では、主要用語を次のように定義する。

- ・離婚経験児：高等学校卒業の前に、親の離婚を経験した子ども。
- ・ひとり親家庭：死別・離婚・未婚・別居（服役・兵役，精神的・身体的な障がいによって長期間にわたり労働能力を失った配偶者）によって母，または父が18歳未満（就学中の場合は22歳未満，兵役義務を遂行した上で就学中の場合は兵役義務期間を加算した年齢）

の子を養育している家庭.

- ・適応：子ども（個人）が親の離婚によって直面した環境において，調和した関係を維持するための行動.

- ・離婚経験児の日常生活ストレス認知：子どもが親の離婚によって直面する両親の葛藤，離婚紛争，家族形態の変化，転居，転校，面会交流，経済的苦労，差別という出来事に対して抱く否定的な感情.

- ・総合社会福祉館：地域社会を基盤に一定の施設と専門人材を揃え，地域住民の参加と協力を通して地域社会福祉問題を予防・解決するために総合的福祉サービスを提供する福祉サービス伝達体系.

- ・健康家庭支援センター：政府による家庭問題の予防と相談，治療，健康な家庭維持のためのプログラムの開発，家族文化運動の展開，家庭関連情報及び資料提供などの役割を果たす家族政策伝達体系.

- ・ひとり親家族支援センター：2014年7月1日から2015年12月31日まで運営されたA市圏域別ひとり親家族支援センター.

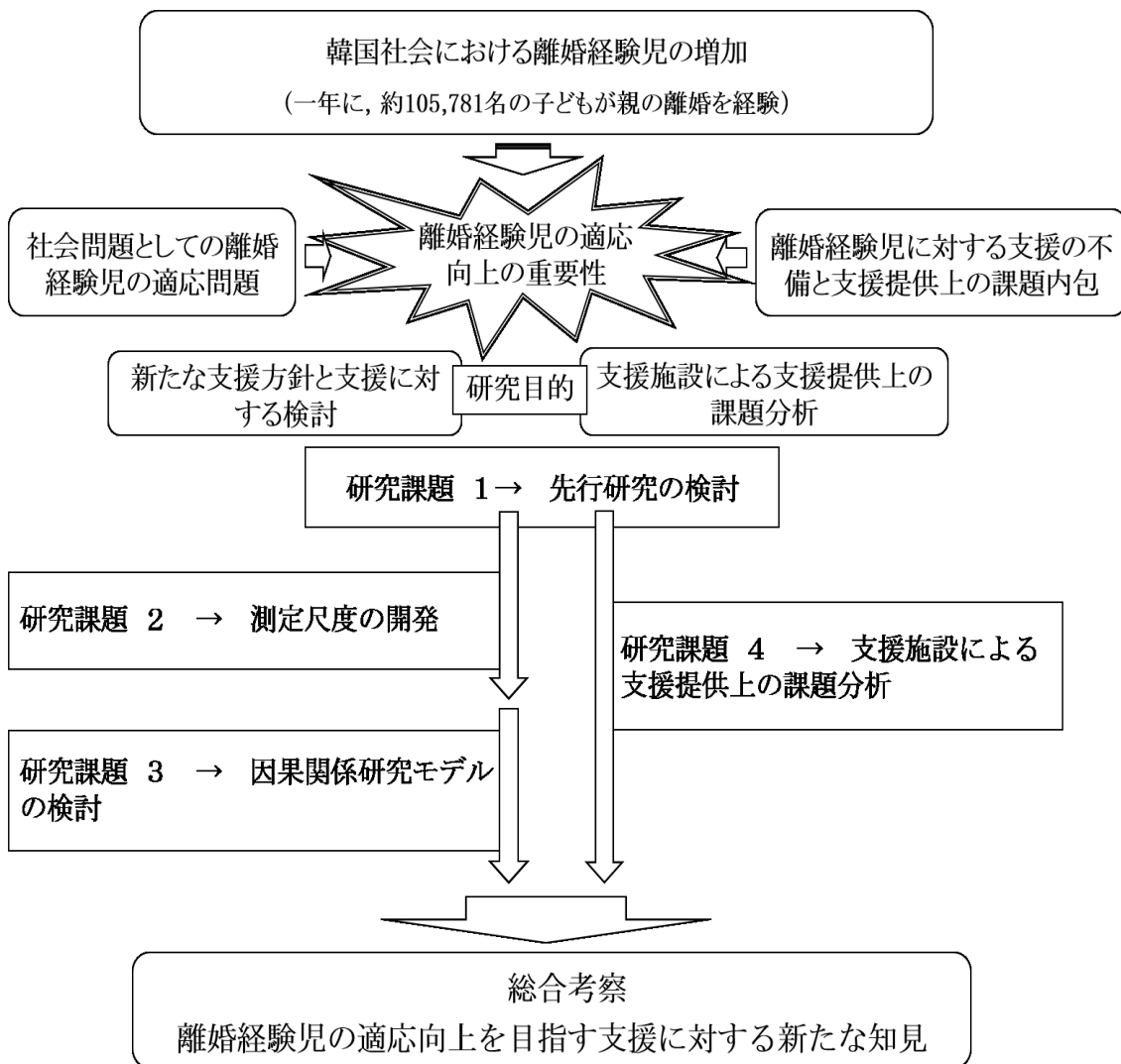
---

## 第2章 研究構成と研究方法

---

### 第1節 研究構成

研究構成を[図1]に示した。



[図1] 研究構成

本研究は、総6章構成であり、第1・2章では研究背景と用語の定義、研究構成、研究方法について述べる。第3・4・5章では4つの研究課題を取り上げ、各研究課題に対して検討・分析を行なう。第6章では4つの研究課題の結果に基づき総合考察を行なう。

本研究の構成は、前記4つの研究課題から説明できる。本研究のねらいである離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する基礎資料を得るために、まず、親の離婚によって子どもの環境はどのように変化し、そのなかで何を考えているのかを「先行研究の検討」で把握する（研究課題1：第3章）。次いで、先行研究の検討を通して把握できた「親の離婚によって変化された環境」「その中での考え（支援の実施有無に対する希望など）」を参考に「離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度」を、適応に関連した先行研究を参考に「適応測定尺度」を開発する（研究課題2：第4章）。その後、開発できた測定尺度にて構築した因果関係モデル、つまり、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度を独立変数、適応測定尺度を従属変数とした因果関係モデルを検討する（研究課題3：第4章）。この研究課題2・3の結果に基づき、新たな支援方針と支援について検討する。次いで、支援施設（健康家庭支援センターとひとり親家族支援センター）による支援提供上の課題を明らかにする（研究課題4：第5章）。最後に、総合考察（第6章）では、どのようにすれば、本研究で提言した新たな支援方針と支援が実践現場で活用できるのかについて述べる。具体的に、支援方針については国連の子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）を取り上げて考察を行なう。また、支援については現行支援として総合社会福祉館、健康家庭支援センター、ひとり親家族支援センターによる支援内容と比較検討し、考察を行なう。なお、前記支援が有効的に提供できるように、健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターが共通的に内包している課題に着目し、その解決策について考察する。

## 第2節 研究方法

本研究は、4つの研究課題を究明するために、3つの研究方法を採用した。第1に、文献研究、第2に、量的研究（質問紙調査）、第3に、質的研究（面接調査）である。具体的に、研究課題1では先行研究の検討のために文献研究を、研究課題2・3では測定尺度の開発及び因果関係モデルの検討のために量的研究（質問紙調査）を、研究課題4では支援施設による支援提供上の課題分析のために質的研究（面接調査）を採用した。

## 2-1. 先行研究の検討方法

### 2-1-(a) 調査方法

研究課題1では、研究方法として文献研究を採用した。検討・分析の対象となる学術論文の収集は、韓日における代表的なデータベースである「DBpiaとKiss(韓国)」、「CiNii(日本, 国立情報学研究所)」、「Google Scholar(共通)」を用いた。文献検索は、キーワードとして「離婚」「母子家庭」「父子家庭」「ひとり親家庭(ひとり親家族)」「子ども(子供)」を取り上げて行なった。その結果<sup>18)</sup>、韓国は離婚が2,955件、母子家庭が151件、父子家庭が76件、ひとり親家庭(ひとり親家族)が728件、子ども(子女<sup>19)</sup>)が112,807件で、全116,717件が検索された。日本は離婚が7,770件、母子家庭が609件、父子家庭が165件、ひとり親家庭(ひとり親家族)が311件、子ども(子供)が235,147件で、全244,002件が検索された。しかし、検索された全ての文献を検討・分析することは現実的に不可能であるため、キーワードを2つずつ組み合わせて再度検索を行なった。その結果を[表1]と[表2]に示した。

文献検索の結果として、韓国は全944件が検索された([表1])。詳細に「離婚・母子家庭」が9件、「離婚・父子家庭」が6件、「離婚・ひとり親家庭(ひとり親家族)」が64件、「母子家庭・子ども(子女)」が45件、「父子家庭・子ども(子女)」が31件、「ひとり親家庭(ひとり親家族)・子ども(子女)」が263件、「離婚・子ども(子女)」が526件であった。また、日本は、全571件が検索された([表2])。詳細に「離婚・母子家庭」が23件、「離婚・父子家庭」が2件、「離婚・ひとり親家庭(ひとり親家族)」が6件、「母子家庭・子ども(子供)」が86件、「父子家庭・子ども(子供)」が18件、「ひとり親家庭(ひとり親家族)・子ども(子供)」が68件、「離婚・子ども(子供)」が368件であった。

しかし、韓日の検索結果ともに、重複文献などのバイアスが懸念される。また、本研究では、最終的に離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する基礎資料を得ることをねらいとしている。このことから、その根拠に当たる理論的基盤の充実化を図るために、次の基準を設けて文献抽出を行なった。

- ・ 重複検索されたものは除外する
- ・ 基礎研究として行われた学術論文ではないものは除外する

上記基準に従って文献抽出を行なった結果、最終的に韓国から 46 本が、日本から 22 本が抽出できた。基礎研究とは「特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため、又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究」をいう（総務省統計局）。

[表 1] 韓国における文献検索の結果

単位：件 (Kiss + DBpia + Google Scholar)

	離婚・母子家庭	離婚・父子家庭	離婚・ひとり親家庭 (ひとり親家族)	母子家庭・ 子ども (子女)
件数	9 (3+2+4)	6 (2+1+3)	64 (21+17+26)	45 (23+12+10)
	父子家庭・ 子ども (子女)	ひとり親家庭 (ひとり親家族)・ 子ども (子女)	離婚・ 子ども (子女)	合計
件数	31 (9+7+15)	263 (75+58+130)	526 (134+263+241)	944

出所：筆者作成 (2016. 5. 5 検索)

[表 2] 日本における文献検索の結果

単位：件 (CiNii + Google Scholar)

	離婚・母子家庭	離婚・父子家庭	離婚・ひとり親家庭 (ひとり親家族)	母子家庭・ 子ども (子供)
件数	23 (12+11)	2 (1+1)	6 (3+3)	86 (28+58)
	父子家庭・ 子ども (子供)	ひとり親家庭 (ひとり親家族)・ 子ども (子供)	離婚・ 子ども (子供)	合計
件数	18 (8+10)	68 (35+33)	368 (187+181)	571

出所：筆者作成 (2016. 5. 5 検索)

## 2-1-(b) 分析方法

前述した手順で抽出されたものに対し、研究対象、分析方法、研究結果を分析枠組みとして適用した。その結果、韓日の先行研究において共通・相違する研究傾向が見られた。それは各研究の着眼点、かつ研究方法によるものである。そこで、先行研究の整理は、研究傾向

に従って行なった。

まず、韓国における先行研究の研究傾向である

- ・親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究
- ・離婚経験児の適応に影響を与える要因分析に関する研究

次いで、日本における先行研究の研究傾向である。

- ・親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究
- ・親の離婚に対する子どもの思いに関する研究

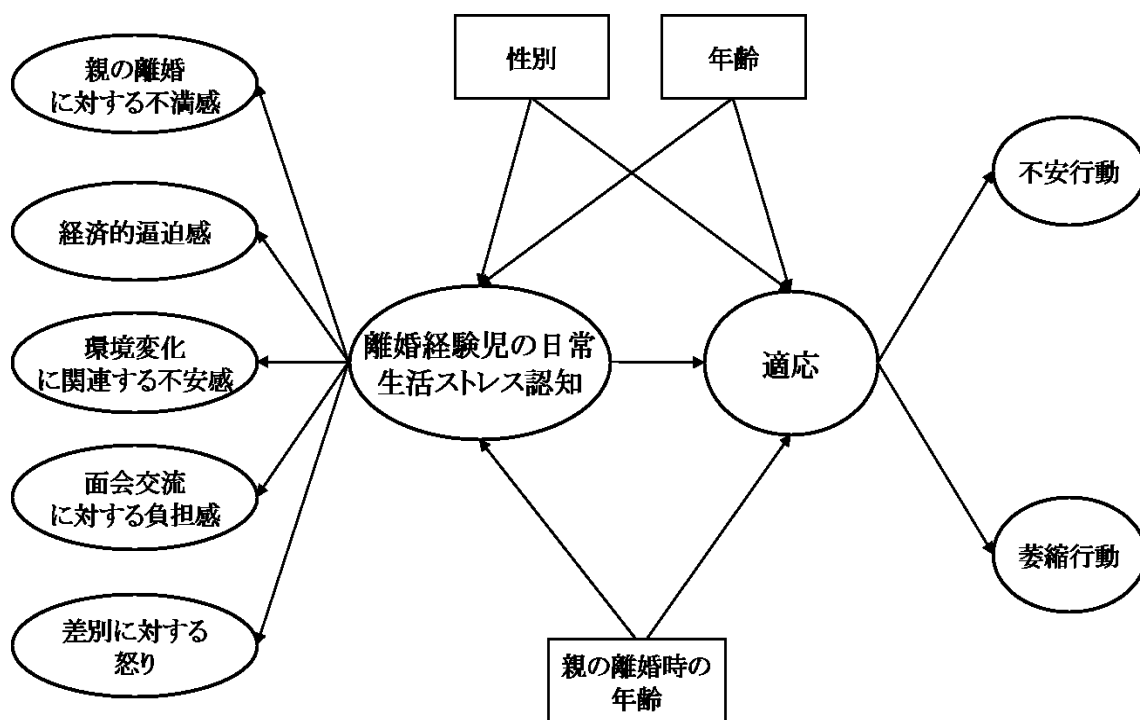
### 2-1-(c) 倫理的配慮

倫理的配慮は、先行研究の収集及び分析において無断引用、剽窃などに十分に注意を払いながら、行なった。しかし、本研究で取り扱う全ての文献は、公開されているものであるため、人を対象とする調査のような特別な倫理的配慮を要しない。その判断においては、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の「『人を対象とする研究』倫理審査申請を必要としない研究に関する申合せ」を参考にした。

## 2-2. 測定尺度の開発及び因果関係モデルの検討方法

### 2-2-(a) 研究仮説

研究課題 2・3 ではでは、研究課題 1 の結果と Lazarus ら (1984) のストレス認知理論 (cognitive appraisal of stress) を援用し、「離婚経験児においては日常生活ストレス認知 (ストレス認知) が適応 (ストレス反応) に影響を与える」と仮定した因果関係モデルを構築した (研究仮説, [図 2])。このとき、前記因果関係モデルの因果関係の強さをより正確に把握することをねらいに、統制変数として性別、年齢、親の離婚時の年齢を投入した。それら変数は、従来の研究 (ジ・リ 2012a; 2012b; ミン・リ・リ 2005; 李・朴・中嶋ら 2013) においてストレス認知、もしくはストレス反応に影響することが示唆されていたことに依拠している。



[図 2] 研究仮説

### 2-2-(b) 調査方法

調査方法として、質問内容の理解力を考慮して小学校 4 年生から高等学校 3 年生（10 歳から 18 歳）に在学している韓国の離婚経験児を対象に、有意抽出法 (purposive sampling) で郵送法による質問紙調査を行なった。調査年度において、韓国社会で離婚によるひとり親家庭への支援を行なっている 10 か都市に設置されている 19 団体のうち、調査協力が得られた 13 団体を利用している離婚によるひとり親家庭の子どもは約 700 人であった。そのうち、下記の倫理的配慮のもとに調査に協力することの意思を示した養育親の世帯での小学校 4 年生から高等学校 3 年生の子どもの数は 322 人であった。この 322 人に対し、郵送法による質問紙調査を 2015 年 3 月 10 日から同年 4 月 30 日までの期間に実施し、181 人の調査票が回収できた。

### 2-2-(c) 倫理的配慮

倫理的配慮は、日本社会福祉学会・韓国社会福祉学会の倫理基準に基づき行なった。調査実施に関しては同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会にて承認を得た。



(申請番号:14077). 調査協力については、協力団体の担当職員が当該団体を利用している養育親(ひとり親)に電話で連絡し、調査目的、意義などの概要を説明した後、最終的に「質問票を確認した後に参加・不参加を決める」と回答した世帯に対し、養育親と離婚経験児に対する調査説明書、調査票、返信用封筒を郵送にて送付した。養育親と離婚経験児に対する調査説明書には、調査への参加は任意であり、調査への不参加によって不利益が生じないことを明記した。さらに、「回答した調査票は、必ず、子ども自身が返送する」ことの旨を記載し、最終的に調査参加への決定を離婚経験児に委ねることで、養育親による強要的参加が発生しないよう努めた。また、回収された調査票は、外部に漏出されないよう鍵付きロッカーを用いて管理・保管を行なった。

#### 2-2-(d) 調査内容

調査内容は、基本属性(子どもの性別と現在の年齢、親の離婚時の年齢、離婚経過年数、兄弟有無、社会福祉機関の利用有無、養育費の性別と現在の年齢、離婚時の年齢、最終学歴、就労状態、養育費の社会福祉機関の利用有無、家族構成員、世帯収入、養育費の受給有無、離婚した理由の説明有無、面会交流の実施有無、離婚による引っ越し有無、離婚による転校有無)、離婚経験児の日常生活ストレス認知(cognitive appraisal of stress)、適応(adaptation)で構成した。

離婚経験児の日常生活ストレス認知については、従来の研究(姜2014; Lazarus & Folkman1984)を参考に、「子どもが親の離婚によって直面する両親の葛藤、離婚紛争、家族形態の変化、転居、転校、面会交流、経済的苦労、差別といった出来事に対して抱く否定的な感情(negative emotions)」と定義し、独自に開発した17項目で測定した。

その手順として、まず、離婚経験児の適応のストレスサーとして指摘されている離婚(Lazarus & Folkman1984)を、「親の離婚は、離婚紛争という出来事だけを意味しているのではなく、離婚前における親の持続的な葛藤の結果であり、離婚後における親の葛藤、転居、転校、面会交流、遊びの不在、経済的苦痛・苦労、親の再婚などの出来事をもたらす原因にもなる(姜2014)」といった報告を参考とし、「離婚経験児の日常生活ストレス認知」に具体化・命名した。次に、離婚前後における出来事(両親の葛藤、離婚紛争、家族形態の変化、転居、転校、面会交流、遊びの不在、経済的苦労、差別、親の再婚)を中心に、離婚経験児を取り巻く課題についてひとり親家族支援センター、ひとり親当事者団体、健康家庭支援セ

ンターといった離婚経験児に対する支援を行なっている支援施設の職員（15名）とインタビューを行なった。その結果、インタビューの中で遊びの不在と親の再婚に関する言及はなかったため、次段の内容的妥当性の検討から除外した。次に、先行研究の結果及びインタビューの内容に基づき、前記のように定義した。最後に、先行研究の結果及びインタビューの内容と定義を照らし合わせながら質問紙項目の開発とそれに対する内容的妥当性の検討を行い<sup>20)</sup>、離婚経験児の日常生活ストレス認知を親の離婚に対する不満感（4項目）、経済的逼迫感（3項目）、環境変化に関連する不安感（3項目）、面会交流に対する負担感（3項目）、差別に対する怒り（4項目）の5因子17項目と構成した。回答は「0点：その時に、不安・怒り・不満感を感じなかった」と「1点：その時に、不安・怒り・不満感を感じた」で構成した2件法で求め、得点が高いほど、ストレス認知の程度が強いことを意味するよう数量化した。

適応については、従来の研究（ハン・ユ1995；泉1994；ジュ2004；Lazarus1961）を参考に、それを「子ども（個人）が親の離婚によって直面した環境において、調和した関係を維持するための行動」と定義した。本研究では、適応の否定的な側面に着目し、不安行動（anxiety behavior）と萎縮行動（withdrawal behavior）の発現傾向を独自に開発した2因子11項目で測定した。そのうちの不安行動は7項目、萎縮行動は4項目で構成した。回答は「0点：いいえ」と「1点：はい」の2件法で構成し、得点が高いほど、適応が低い状態を意味するよう数量化した。

## 2-2-(e) 解析方法

統計解析では、「離婚経験児においては日常生活ストレス認知が適応に影響を与える」と仮定した因果関係モデルを構造方程式モデリングにてモデルのデータに対する適合性と変数間の関連性を検討した（統制変数として性別、年齢、親の離婚時の年齢を投入）。なお、本研究では前記因果関係モデルの検討に先だち、各測定尺度の妥当性と信頼性を検討した。測定尺度の妥当性は、因子構造の側面から見た構成概念妥当性を確認的因子分析（confirmatory factor analysis：CFA、確認的因子分析、検証的因子分析とも呼ばれる）にて、内的整合性の側面からみた信頼性を Kuder-Richardson の公式 20（以下、KR-20 という）で検討した。構造方程式モデリングを用いた理由は、構造方程式モデリングはモデルの構成力が柔軟であり、理論から導出された演繹仮説のデータに対する適合性のアセスメントが測定誤差を分離して行なうことできる（小杉・清水 2014；豊田 2007）ためである。

上記の因果関係モデルおよび因子構造モデルのデータへの適合性は、Comparative Fit Index (CFI) とRoot Mean Square Error of Approximation (RMSEA) で評価した。一般的に、CFIは0.90以上、RMSEAは0.08以下であれば、そのモデルがデータに適合していると判断される(豊田2007)。なお、パラメータの推定には重み付け最小二乗法の拡張法(WLSMV)を採用し、推定されたパス係数の有意性は、検定統計量の絶対値が1.96以上(5%有意水準)を示したものを統計学的に有意とした(PeeK2000)。以上の統計解析には、大学所蔵の「IBM SPSS Statistics 23.0」と私蔵の「Mplus 7.31」を使用した。

なお、統計解析には回収された181人の調査票のうち、解析に必要な質問項目に欠損値を有さない144人のデータを使用した。

### 2-3. 支援施設による支援提供上の課題分析方法

#### 2-3-(a) 調査方法

研究課題 4 では、調査方法として健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターによる支援提供上の課題を分析するために面接調査を採用し、半構造化面接法を行なった。面接時間は1時間30分を越えないようにし、面接場所は対象者のセンター内の相談室もしくは、控室を利用した。面接内容は大きく①基本属性について、②支援内容について、③今後の課題についてである。対象者と面接期間は両センターごとに異なるため、一概に述べられない。まず、ひとり親家族支援センターについてである。対象者は、A市所在の圏域別ひとり親家族支援センターの運営もしくは、支援を総括している職員であり、全5ヶ所から各1ずつ、全5人とした。面接期間は、2014年6月18日・19日2日間であった。次いで、健康家庭支援センターについてである。A市所在の健康家庭支援センターでひとり親家庭に対する支援を担当している職員であり、全7ヶ所から各1名ずつ、全7名とした。面接は、2013年12月3日から11日の間に行なった。

ただし、ひとり親家族支援センターのうち、1ヶ所は十分な面接時間が取れなかったため、書面にて回答を回収した(J氏、[表16]参照)<sup>21)</sup>。

#### 2-3-(b) 分析方法

ひとり親家族支援センター(4ヶ所)と健康家庭支援センター(7ヶ所)での面接内容と

ひとり親家族支援センター（1ヶ所）からの書面回答を、狭義の KJ 法で分析した。特に川喜田の 1997 版をマニュアル化した形で提示している田中（2011a;2011b;2012）の分析手順を参考にした。

田中（2012）の分析手順は、①不準備（データの加工と道具の準備）、②ラベルづくり（データをラベルに転記）、③ラベル広げ（ラベルを机の上に並べる）、④ラベル集め（内容の似たラベルを集めて小グループ化）、⑤表札づくり（グループの内容を要約した表札の作成）、⑥第 2 段のグループ編成（小グループをより大きなグループに集約、手順は③～⑤と同様）、⑦第 3 段のグループ編成（さらに大きなグループに集約）、⑧大グループの空間配置（ラベルを解釈しやすい順番に並べる）、⑨中グループの空間配置（中グループを解釈しやすい順番に並べる、方法は⑧と同様）、⑩図解化（ラベルと表札の貼り付け）、⑪文章化（図解化の解釈）である。

本研究では、分析結果を分かりやすく提示するために、便宜上、上記した手順を次のようにする。①不準備とラベルづくり、②第 1 段のグループ編成（ラベル広げ→ラベル集め→表札づくり）、③第 2 段のグループ編成、④第 3 段のグループ編成、⑤図解化（大グループの空間配置→中グループの空間配置→図解化）である。

各段階の詳細は、次の通りである。

①不準備とラベルづくりについてである。不準備はデータの加工と道具の準備をする段階で、音声データの場合は文字起こしを行なう。ラベルづくりはデータをラベルに転記する段階で、1つのラベルには1つのメッセージが読み取れるデータを入れ、通し番号をつける。

②第 1 段のグループ編成についてである。第 1 段のグループ編成はラベル広げ→ラベル集め→表札づくりという手順となっている。ラベル広げはラベルを机の上に並べる段階である。ラベル集めは内容の似たラベルを集めて小グループ化する段階で、どのグループにも入らないラベルはそのままよい。具体的には、各ラベルのデータを読み込み、各ラベルのデータ内容を集約する「データ内容の要約」とデータ内容の要約から「キーワード」を書き出す<sup>22)</sup>。表札づくりは小グループの内容を要約した表札を作成する段階で、表札には通し番号を付けてラベルも記載する。

③第 2 段のグループ編成は小グループをより大きなグループに集約する段階で、中グループ化を行なう。手順は第 1 段のグループ編成と同様であり、第 1 段とは別の通し番号を付けて区分する。

④第3段のグループ編成はさらに大きなグループに集約する段階で、大グループ化を行なう。手順は第2段のグループ編成と同様であり、第2段とは別の通し番号を付けて区分し、解釈可能なグループ数になるまでグループ編成を繰り返す。

⑤図解化についてである。図解化は大グループの空間配置→中グループの空間配置→図解化という手順となっている。大グループの空間配置は大グループを解釈しやすい順番に並べる段階である。中グループの空間配置は中グループを解釈しやすい順番に並べる段階である。図解化はラベルと表札の貼り付ける段階で、ラベルをグループごとに囲んだ上で、グループごとの関係を関係線で結ぶ。

ラベル集めにあたって恣意性を防ぐと同時に妥当性を確保するため、「3名以上からの似た内容であること」という条件を設けた。

### 2-3-(c) 倫理的配慮

日本社会福祉学会・韓国社会福祉学会の倫理基準に基づき研究目的及び調査意義、データ及び情報の処理・管理、個人情報保護などを書面化した。また、面接の前に、説明書に従って対象者に口頭及び書面にて説明を行なった上で、面接調査への協力及び許諾を得た職員のみを対象とした。なお、録音及びテキスト化したデータは、漏出されないように研究室にある鍵付きロッカーに保管した。

---

### 第3章

#### 先行研究の検討結果

---

第3章は、研究課題1に該当する。ここでは、離婚経験児に関連した研究に対する検討、すなわち先行研究の検討のために、主に韓日の先行研究を取り上げている。韓日の先行研究に焦点を当てている理由は、韓日は欧米諸国と異なり、親教育プログラムの受講及び養育プランの提出の義務とともに、定期的な面会交流が常識となっていない(青木 2011;宮崎 2014)。また、類似した動きを見せている韓日の離婚経験児を巡る社会的状況及び対策とともに、先行研究の示唆から探ることもできる。韓日における離婚経験児を巡る社会的状況の類似点は、韓日のひとり親家庭実態調査の報告(女性家族部 2016c;厚生労働省 2012a)<sup>23)</sup>から指摘できる。韓日における全ひとり親家庭のうち、形成理由として離婚による場合が最も高い(韓国は 77.1%,日本は 79%)。また、韓日ともに、経済的に困難な状況であり(平均月収として韓国は 17.5 万円,日本は 18.6 万円)<sup>24)</sup>、養育親の就労状態として正社員の割合は 50%を下回っている(韓国は 48%,日本は 39.1%)。なお、韓日ともに、定期的な養育費の受給率は極めて低く(韓国は 12.1%,日本は 16%)、一度も面会交流を行っていない割合は半分に等しい(韓国は 49%,日本は 48.5%)。

韓日政府による対策の動きにおいても類似点が見られる。韓日は、それぞれ 1991 年、1994 年に子どもの権利条約を批准したにもかかわらず、2000 年以降に面会交流権を子どもの法的権利として認めた(韓国は 2007 年,日本は 2011 年)(韓国民法;日本民法)<sup>25)</sup>。また、その以降に、円滑な面会交流の実施をサポートする事業が公によって運営されている(日本は 2012 年から面会交流支援事業<sup>26)</sup>として、韓国は 2014 年から面会交流センターの事業として行われている)(厚生労働省 2012b;ソウル家庭裁判所)。なお、韓日ともに、2000 年以降に養育費確保に関する法律改正、または制定が行われた(韓国は 2014 年に養育費履行確保及び支援に関する法律の制定,日本は 2002 年度の母子及び寡婦福祉法や 2003 年と 2004 年度の民事執行法,2011 年度の民法と家事事件手続法の改正)。また、現在は、前記法律に基づき関係機関<sup>27)</sup>を設置・運営するなど離婚経験児の健全な成長のための環境作りに力を入れている。

一方、韓日における離婚経験児を対象とした先行研究を取り上げ、研究現状と今後の課題を分析している報告(姜 2012;2013b;2014)では、韓日の先行研究における類似点として離婚の子どもに対する否定的影響を、相違点として異なる研究方法を指摘している<sup>28)</sup>。相

違点についてより具体的にいうと、研究方法の多様性と各研究方法（量的研究、質的研究）の限界という側面から「両国における研究方法の偏り」を指摘した。また、こういった研究状況を踏まえ、韓国では質的研究、日本では量的研究を用いた研究が必要であると考察している。論文数は少ないが、韓国においては2010年以降に、質的研究で行われた研究（ジュ2015；キム・ヤン2016；ムン・リ2011）が報告されつつある。つまり、量的研究と質的研究を融合した研究方法の必要性を指摘するものである。換言するなら、主に量的研究、質的研究で行われている韓日の先行研究を同時に検討することによって、的確な研究課題を導き出すことができるだろう。文化的差異が存在する韓日の先行研究に対する検討を通して研究課題を導き出すことに、先行研究検討の適切さが懸念される。しかし、前述したように韓日の離婚経験児を巡る社会的状況と対策において類似性が見られることから、前記の懸念は、ある程度解消できただろう。

そのため、第3章（研究課題1）では、主に韓日の先行研究に対する検討を目的とした。

## **第1節 韓国における離婚経験児を対象とした先行研究の検討**

韓国における離婚経験児を対象とした先行研究は全46本である。それぞれの研究は、着眼点によって大きく2つの傾向を見せており、その研究傾向に従って分類することができる（姜2013b；2014）。第1に、親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究、第2に、離婚経験児の適応に影響を与える要因分析に関する研究である。そこで、ここではこの2つの分類に従って検討を行なう。

### **1-1. 親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究**

46本の中で親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究は9本である。それぞれの研究概要を便宜上、研究対象や研究方法、研究内容に分けて整理したものが [表3] である。

[表 3] 韓国における親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究概要<sup>29)</sup>

(発表年順)

研究者 (発表年)	対象と方法	概要 内容及び結果
1 フォン・オクザ (1980)	一般・ひとり親・ 再婚家庭の児童期 の子 137 名 量的研究 (t 検定)	両親が揃っている家庭（以下、一般家庭という）の子どもに比べ、離婚経験児が日常生活において、さらに問題を抱えているという結果から、離婚は子どもに影響を与えるという。また、ひとり親家庭の子どもは学校生活に、再婚家庭の子どもは対人関係について影響を受けており、男児より女児の方が深刻であると指摘している。
2 ジョン・ジンヨン (1993)	父子・母子・祖父母 家庭の児童・青少年 期の子 109 名 量的・質的研究 (実態調査)	担任教師の視点から離婚経験児が抱える問題について分析した。離婚経験児は学習などの学校適応において苦しんでおり、円満な対人関係を作るにあたって問題を抱えており、情緒的に不安定な様子を見せているという。また、こういった問題は、高校生より小学生の方が多く見られたと指摘している。
3 リ・ジョンスク (1994)	親の離婚経験がある 成人 5 名 質的・文献研究 (事例調査・ 先行研究の検討)	離婚経験児は、養育権と親権問題、面会交流問題、異性関係と親からの愛についての問題を抱えており、その克服方法として親と子どものできることがそれぞれにあるという。具体的に、親は、再婚をする際により慎重になるべきであり、子どもに離婚の理由を説明すること、親権者の決定に子どもの意見を反映することを指摘した。子どもは、離婚を親の問題として認識すること、自分の人生に一般化させないことが重要であると指摘している。
4 キム・オク, リ・ウァンジョン (2001)	母子・父子・再婚家 庭の児童期 の子 79 名 量的研究 (t 検定, f 検定, 要因分析, Duncan 法)	子どもの性別、離婚の経過期間、再婚の有無という変数を投入し、親の離婚が子どもに与える影響を分析した。その結果、女児より男児が、離婚の経過期間として 2 年未満グループより 2 年以上のグループが、再婚家庭より父子家庭の子どもが、それぞれ友達関係により問題を抱えると指摘している。
5 ホン・スンヘ, キム・ウンヨン (2005)	一般・ひとり親家庭 の青少年期の子 1,042 名 量的研究 (t 検定)	親の葛藤が離婚経験児の心理・社会的適応（社会的・全般的・家族自我尊重感、不安・抑うつ、攻撃性、社会的萎縮）に与える影響を分析した。その結果、高葛藤の一般家庭の子どもと離婚経験児の間では、統計的な有意差が見られなかったが、低葛藤の一般家庭の子どもに比べると、全般的・家族自我尊重感は低く、不安・抑うつ、攻撃性、社会的萎縮が高いという。
6 シム・スミョン (2008)	対象者なし 文献研究 (先行研究の検討)	文献研究を通して親の離婚による影響を子どもの年齢別に分析した。乳幼児は自分のせいで離婚したと罪悪心を感じ、退行、睡眠障害、分離不安、見捨てられ不安などの問題を見せるという。低学年児（小 1～3）は感情表現に困り、両親の再結合に執着する様子を見せる一方、高学年児（小 4～6）は低学年児よりよく適応するが、長い間に夫婦葛藤を目撃すると、不登校、薬物乱用、摂食障害などの問題に繋がるという。また、青少年児（中 1～高 3）は欠乏感を感じたり、裏切られたと思ったりし、攻撃的な衝動に対するコントロールができないため、不安・非行、薬物乱用、家出などの問題をもたらす可能性について指摘している。



7	ムン・ソンヒ, リ・デギョン (2011)	乳児期の子の養育し ている養育親 12 名 と教師 3 名 質的研究 (半構造化面接法)	養育親と教師の視点から離婚経験児が抱える問題について分析したところ、子どもにとって離婚は一方の親が自分を見捨てられたと思わせ、これは自己イメージを否定的に捉えさせるという。また、離婚による心身の苦痛とともに、感情コントロールの未熟で対人関係をする上で、困難を抱えるという。
8	ジュ・ソヒ (2015)	親の離婚経験がある 成人期の人 14 名 質的研究 (半構造化面接法)	子どもは親の離婚によって喪失感と悲しみ、漠々たる、恋しさ、罪悪感、不信感、不一致感といった心理的反応を経験するという。また、親の離婚後の成長プロセスを分析し、苦痛と悲しみの段階、葛藤と混乱の段階、念押しと分離の段階、成長と成長課程での未解決の段階を指摘している。しかし、全ての離婚経験児が同様のプロセスを経るわけではなく、両親の葛藤水準、暴力経験と解決水準、社会的支持、個人の対処努力の水準などによって、成長の個人差が発生し、その程度によって成長型、未解決での成長過渡期型、受容発展型、混乱型に分けることができたという。
9	キム・キハ, ヤン・ソンウン (2016)	父子家庭の児童・青 少年期の子 14 名 質的研究 (深層面接法, 参与観察)	福祉施設に入所している父子家庭の子どもに対し、親の離婚による経験と影響、福祉施設での生活経験による影響を分析した。親の離婚によって経験した出来事、例えば、離婚理由の未説明、母親役割及び安定した日常生活の喪失、過度な役割負担は、子どもに喪失感や恨み、怒りなどの感情を持たせているという。また、福祉施設の入所時には、新たな環境と共同生活への適応のことで、入所に対する負担感を感じていたが、今より安定した場所に移すため、負担感による入所拒否はなかったという。なお、入所後も、心理・情緒的問題が続いており、その理由として非養育親との交流断絶、非養育親に対する養育親の暴言、適切ではない養育親とのコミュニケーション方法を指摘している。

出所：姜（2014）に一部修正・加筆

[表 3]のように、ここに該当する 9 本の研究で、研究方法として量的研究が 3 本、質的研究が 3 本、文献研究が 1 本、量的・質的研究が 1 本、質的・文献研究が 1 本であった。研究内容は、親の離婚が子どもの発達に影響を与える上での影響力を持つ変数が指摘されている。詳細に、離婚経験児は一般家庭の子どもに比して、不安や萎縮などの情緒的な苦勞を始め、学校生活や対人関係、異性問題などの問題を抱えている（フォン 1980；ホン・キム 2005；ジョンジンヨン 1993；リ 1994；ムン・リ 2011）。それに加え、離婚経験児は、喪失感と悲しみ、漠々たる、恋しさ、罪悪感、不信感、不一致感といった内面的問題（ジュ 2015；キム・ヤン 2016；シム 2008）とともに、登校、薬物乱用、摂食障害、薬物乱用、家出などの問題といった対外的問題を経験する（シム 2008）。また、両親の葛藤が激しい場合は、親の離婚経験がなくても、離婚経験児に準ずる悪影響が生じる（ホン・キム 2005）とされている。

離婚経験児に影響する変数として、現在の家族形態や性別、現在の年齢、離婚の経過期間など（フォン 1980；ジョンジンヨン 1993；キム・リ 2001）が指摘されており、現在の年齢においては高学年ほど、適応しやすい（ジョンジンヨン 1993；シム 2008）と報告されている。また、性別において、男児より女児（フォン 1980）が、女児より男児（キム・リ 2001）が、離婚の影響を受けやすいといった対立する報告から、再検討の必要性がうかがえる。

## 1-2. 離婚経験児の適応に影響を与える要因分析に関する研究

46本の先行研究のうち、離婚経験児の適応に影響を与える要因分析に関する研究は37本であり、それぞれの研究を、さらに3つに分けることができる（姜 2013b；2014）。第1に、離婚経験児の適応の補償要因分析に関する研究、第2に、離婚経験児の適応のリスク要因分析に関する研究、第3に、離婚経験児の適応に影響を与える要因のパス解析に関する研究である。ここではこの3つの分類に従って検討を行なう。また、各研究では従属変数として心理・社会的適応と学校適応、問題行動のように同様の用語を用いてはあるが、実際に用いられた測定尺度の違うため、従属変数の構成因子が異なる場合があることを予め断っておく。

### 1-2-(a) 離婚経験児の適応の補償要因分析に関する研究

37本の先行研究のうち、離婚経験児の適応の補償要因分析に関する研究は16本である。それぞれの研究概要を便宜上、研究対象や研究方法、研究内容に分けて整理したものが〔表4〕である。

[表 4] 韓国における離婚経験児の適応の補償要因分析に関する研究概要

(発表年順)

研究者 (発表年)	対象と方法	概要 内容及び結果
1 ジョン・ヒョンスク (1993)	父子・母子・再婚家庭 の児童・青少年期の子 と成人になった人 158名 量的研究 (線形判別分析, 階層的重回帰分析)	離婚前における家族の心理・構造的な特徴, 離婚後の構造的な特徴, 個人的資源, 家族の資源が離婚経験児の適応に与える影響を分析したところ, 離婚の経過期間, 自分で解決する方法, 親権者との肯定的なコミュニケーション, 面会交流, これらが多ければ多いほどよく適応すると指摘している。
2 パク・ハンセム (2003)	対象者なし 文献研究 (先行研究の検討)	離婚経験児の適応に影響を及ぼす要因に関連した研究の分析を通して, 時系列的な視点から, 離婚前・後における媒介要因と, 離婚後の補償要因についてまとめている。具体的に, 媒介要因として離婚前に親子関係の質, 夫婦葛藤の水準を, 離婚後に養育親の心理的適応, 養育親と子との関係, 非養育親との関係, 家族生活水準の変化, 夫婦葛藤の水準, 離婚関連のストレス程度を述べている。また, 離婚後の補償要因として個人の内的資源, 目標意識, 社会的支持, 人口学的要因を指摘している。
3 心理・社会的適応 リ・ギョンウン, ジュ・ソヒ (2005)	ひとり親・祖父母家庭 の児童期の子 402名 量的研究 (t 検定, 回帰分析)	ひとり親家庭の子どもの心理適応に兄弟の有無, 現在の年齢, 分離不安, 日常生活の変化が影響を与え, 行動適応には分離不安, 親子関係, 教師・公的支持, 日常生活の変化が影響を与えるという。また, 祖父母家庭の子どもの心理適応には性別, 離婚理由の説明有無, 自己非難, 計画性, 祖父母との関係, 教師支持, 日常生活の変化が影響を与えており, 行動適応には離婚理由の説明有無, 内的統制, 教師支持, 日常生活の変化が影響を与えると指摘している。
4 ハン・ジュンア, パク・ギョンザ (2008)	父子・母子家庭の児童 期の子 126名とその 養育親 140名 量的研究 (分散分析, 重回帰分析)	能力という自我知覚には肯定的対処方法の使用が多く, 否定的対処方法と親の養育ストレスが低いほど向上するという。また, 自我適切性という自我知覚は友達と教師からの支持が高く, 肯定的対処方法の使用が多く, 否定的対処方法が少ないほど向上するという。問題行動という自我知覚は親の養育ストレスが高く, 友達からの支持が低いほど増加し, 親の養育態度は自我知覚と問題行動に有意な影響を与えていないと指摘している。
5 ソク・ソヒョン, シン・ソンヒ (2010)	一般・ひとり親家庭の 児童期の子 692名 量的研究 ( $x^2$ 検定, t 検定, 共分散分析, 逐次重回帰分析)	自我尊重感に関して一般家庭の子どもは内的統制性や問題行動, 学校成績, 親子のコミュニケーションが, またひとり親家庭の子どもには社会的支持, 家族強靱性, 問題行動, 学校成績, 親子のコミュニケーションが, それぞれ影響を与えていると指摘した。また両グループとともに, 経済状態に対する子どもの知覚は自我尊重感に影響を与える因子ではなかったという。

	6	ジャン・ドクヒ, フォン・ドンソプ (2010)	父子家庭の児童期の子 105名 量的研究 (重回帰分析)	親子関係, 家族からの支持, 家族のコミュニケーション, 家族凝集力が父子家庭の子どもの学校適応 (学校への興味, 規範遵守, 学業成績) に与える影響を分析したところ, 学校への興味に家族凝集力と家族コミュニケーションが, 規範遵守と学業成績には家族凝集力が影響を与えると指摘している.
	7	リ・スク, ジ・ソンレ (2010)	ひとり親家庭の児童期の子 165名 量的研究 (階層的重回帰分析)	子離婚経験児の学校適応 (学校への興味, 学業成績, 規範遵守, 友達関係) に個人及び家族因子が及ぼす影響を分析した. その結果, 自我尊重感と抑うつという個人因子は学校への興味, 学業成績, 友達関係に影響を与え, 男児より女児が学校の規範をよく守り, 円満な友達関係を作るという. また, 学年が低いほど学校への興味, 学校成績, 規範遵守をよく守るという. 愛情的養育態度という家族因子は, 規範遵守と友達関係に肯定的な影響を与えるが, 経済状態は学校適応に有意な影響を及ぼさないと指摘している.
学 校 適 応	8	ナム・ヨンオク (2010)	一般・ひとり親家庭の 児童・青少年期の子 553名 量的研究 (t検定, 重回帰分析)	学校適応において, 一般家庭とひとり親家庭の子どもの間には差異が見られなかったが, 学校適応に心理・社会的特性が与える影響には差異があったという. 具体的に, ひとり親家庭の子どもは仲間集団の親社会的特性や教師支持, 自我尊重感, 肯定的養育態度を, 一般家庭の子どもは仲間集団の親社会的特性や教師支持, 肯定的養育態度を高く認識するほど学校適応が向上すると指摘している.
	9	チェ・ソンミ, リ・ヨンスン (2011)	一般・ひとり親家庭の 青少年期の子 418名 量的研究 (t検定, 階層的重回帰分析)	一般家庭とひとり親家庭の子どもの情緒及び自我の強さ, 社会的支持, 学校生活の適応において差異があるか検討したところ, ひとり親家庭の子どもは情緒や自我の強さ, 社会的支持, 学校生活の適応において低い水準であったという. また, ひとり親家庭の子どもの学校生活の適応には社会的支持や情緒が有効な影響を与えており, 自我の強さは影響を与えていないと指摘している.
	10	キム・ミンカン, リ・ヒヨン, チェ・テジン (2012)	一般・父子・母子家庭 の児童期の子 531名 量的研究 (t検定, 判別分析)	学校適応柔軟性 (学校への興味, 学習態度, 規範遵守) と 8つの補償要因 (一般的・社会的自己効力感, 対人関係技術, 父・母の養育態度, 家族・友達・教師支持) は正の関係にあるという. 一般的自己効力感 は家庭形態関係なく学校適応柔軟性に最大の影響を与える因子であるという. また, 教師からの支持をみると, 父子家庭の子どもは学校への興味に, 母子家庭の子どもは学校への興味や学習態度, 規範遵守に影響を与えるという. だが, 親の養育態度はあまり影響力を持たないと指摘している.
問 題 行 動	11	ユ・アンジン, リ・ジョムスク, ソ・ジュヒョン (2004)	一般・ひとり親家庭の 青少年期の子 356名 量的研究 (t検定, 分散分析, 重回帰分析)	一般家庭に比して, ひとり親家庭の子どもが抑うつや親の養育態度, 友達関係を否定的に知覚するという. また, 親の穏和的養育態度, 親からの依存の少なさ, 円満な友達関係がひとり親家庭の子どもの抑うつを減少させる因子であると指摘している.
	12	リ・スンヒョン, リ・オクギョン, キム・ジヒョン (2005)	父子・母子家庭の児童 期の子 101名 量的研究 (判別分析)	ひとり親家庭の子どもの抑うつは自己効力感及び仲間依存, 親子の開放的なコミュニケーションと負の関係にあるという. また, 不安は, 親子の開放的なコミュニケーション及び自己効力感と負の関係にあるが, 仲間依存とは有意な関係にないと指摘している.

1 3	シン・ソンヒ, リ・スク (2009)	ひとり親家庭の児童期 の子 219 名 量的研究 ( $\chi^2$ 検定, t 検定, 重回帰分析)	男児が女兒より親の離婚を否定的に知覚し, 親の離婚に対する子どもの知覚 (見捨てられ不安, 自己非難) に影響を及ぼす因子は性別によって違うという. 男児は, 日常生活の変化のみが見捨てられ不安, 自己非難と正の関係にあり, 女兒は, 家族・友達支持が見捨てられ不安, 自己非難と負の関係にあるという. また, 日常生活の変化は見捨てられ不安, 自己非難と正の関係, 経済状態の変化は見捨てられ不安と正の関係にあり, 教師支持は有効な影響を及ぼさないと指摘している.
1 4	キム・ソンア (2011)	一般・ひとり親家庭で 児童期から青少年期に 成長した子 2,316 名 量的研究 (linear latent growth model)	攻撃性においてひとり親家庭の子どもは学年が高いほど増加するが, 一般家庭の子どもは調査 4 年次までは増加し, 5 年次からは変化がないという. また, 内面的問題において両グループともに, 調査 3 年次から変化が始まる傾向が見られたという. さらに, ひとり親家庭の子どもの対外的攻撃性には自我統制感と自我尊重感が, 内面的問題には自我尊重感と教師との関係が補償要因として作用すると指摘している.
1 5	ジ・ソンレ, リ・スク (2012a)	母子・父子家庭の児童 期の子 266 名 量的研究 (t 検定, 階層的重回帰分析)	ひとり親家庭において女兒より男児がストレスをより感じ, 問題行動を引き起こすという. また, 男児は, ストレスと社会的支持の相互作用により, 女兒はストレスと自己調節能力の相互作用により問題行動を減らすことができると指摘している.
1 6	ジ・ソンレ, リ・スク (2012b)	母子・父子・祖父母家 庭の児童期の子 310 名 量的研究 ( $\chi^2$ 検定, 分散分析, 階層的重回帰分析)	現在の家庭形態による子どもの抑うつに関しては有意な差異が見られないが, 抑うつに影響を与える因子が異なるという. 具体的に, 母子家庭の子どもの抑うつには親の離婚に対する子どもの知覚, 養育態度, 社会的支持, 自己調節能力, 主観的経済水準という順で, 父子家庭の子どもには養育態度, 自己調節能力という順で, 祖父母家庭の子どもには養育態度, 親の離婚に対する子どもの知覚という順で, それぞれ有効な影響を与えると指摘している.

出所: 姜 (2014) に一部修正・加筆

[表 4]のように, ここに該当する 16 本の研究で, 研究方法として量的研究が 15 本, 文献研究が 1 本であった. 離婚経験児の適応の補償要因分析に関する研究は, 各研究が取り上げた従属変数に従って大きく 3 つに分かれる (心理・社会的適応, 学校適応, 問題行動). また, ここに該当する全ての研究が量的研究 (質問紙調査) にて行われたため, 研究結果は, 主に独立変数としての補償要因と従属変数間の関係を表している. そこで, ここでは前述した従属変数を中心に, それぞれの従属変数に影響を与える補償要因としての独立変数 (ここでは補償要因という) について論じる.

第 1 に, 心理・社会的適応という従属変数の補償要因についてである. 補償要因として親

友と教師からの支持の高さ（ハン・パク 2008；リ・ジュ 2005；パク 2003；ソク・シン 2010）と親子間の肯定的なコミュニケーション（ジョンヒョンスク 1993；パク 2003；ソク・シン 2010）が作用している。また、離婚経過期間の長さや面会交流の多さ、自分で問題を解決する方法の多さ（ジョンヒョンスク 1993）、肯定的な対処方法の多さと養育態度に対する親のストレスの低さ（ハン・パク 2008；パク 2003）も補償要因として報告されている。しかし、親の養育態度は心理・社会的適応に影響を与えない（ハン・パク 2008）とされている。

第2に、学校適応という従属変数の補償要因についてである。学校適応に対する補償要因は、学校適応の構成因子によって相違が見られるため、ここでは、因子別の補償要因について述べる。学校への興味に家族凝集力の高さと家族コミュニケーションの多さ、教師からの支持の多さ（ジャン・ファン 2010；キム・リ・チェ 2012）が、学校成績に家族凝集力と自己尊重感の高さ、抑うつ感の低さ（ジャン・ファン 2010；リ・ジ 2010）が補償要因として作用している。また、規範厳守に親の愛情的な養育態度と教師からの支持の多さ、自己尊重感の高さ、抑うつ感の低さ（キム・リ・チェ 2012；リ・ジ 2010）が、友達関係に親の愛情的な養育態度の多さ（リ・ジ 2010）が、それぞれの補償要因として働きかけている。なお、学校適応の構成因子別に補償要因を言及してはいない報告もある（チェ・リ 2011；ナム 2010）が、一般家庭の子どもとの比較を通して、離婚経験児に限って学校適応に社会的支持の多さが補償要因として作用していると指摘している。だが、学校適応における両グループ間の差異がなかったという報告（ナム 2010）と離婚経験児の方が低かったという報告から（チェ・リ 2011）、再検討の必要性がうかがえる。

第3に、問題行動という従属変数の補償要因についてである。問題行動に対する補償要因は、前記学校適応と同様に、問題行動の構成因子によって異なるため、ここでは、因子別の補償要因について述べる。まず、抑うつ感の補償要因として、親の穏和な養育態度の多さと親からの依存の少なさ、円満な友達関係（ユ・リ・リ 2004）、自己効力感と仲間依存の高さ、親子の開放的なコミュニケーションの多さ（リ・リ・キム 2005）が機能している。また、親の養育態度と親の離婚に対する子どもの知覚、自己調節感も抑うつ感の補償要因であるが、家庭形態によってその順位が異なってくる（ジ・リ 2012b）。次いで、対外的な攻撃性に自己統制性と自己尊重感の高さ（キム 2011）が、内面的問題に自己尊重感と教師との関係の高さ（キム 2011）が、不安に親子の開放的なコミュニケーションと自己効力感の高さ（リ・リ・キム 2005）が補償要因として働きかけている。最後に、女兒より男児が親の離婚を否定的に感じ、それによるストレスで問題行動を引き起こしやすいなど、性別によって補償要

因も異なる（シン・リ 2009；ジ・リ 2012a）．具体的に，男児の補償要因をみると，ストレスに社会的支持（ジ・リ 2012a）が，見捨てられ不安と自己非難に日常生活の変化の少なさ（シン・リ 2009）がある．また，女児の補償要因をみると，ストレスに自我尊重感の高さ（ジ・リ 2012a）が，見捨てられ不安と自己非難に家族と友達支持の多さ及び日常生活の変化の少なさ（シン・リ 2009）が補償要因として作用している．そして，経済的变化の少なさといった因子は見捨てられ不安にのみ，補償要因として働きかけている（シン・リ 2009）．

### 1-2-1 (b) 離婚経験児の適応のリスク要因分析に関する研究

37 本の先行研究のうち，離婚経験児の適応のリスク要因分析に関する研究は 11 本である．それぞれの研究概要を便宜上，研究対象や研究方法，研究内容に分けて整理したものが [表 5] である．

[表 5] 韓国における離婚経験児の適応のリスク要因分析に関する研究概要

(発表年順)

	研究者 (発表年)	対象と方法	概要	
			内容及び結果	
	1	ホ・ミフア (2002)	対象者なし 文献研究 (先行研究の検討)	離婚経験児の心理・社会的適応を妨害するリスク要因として分離不安症の深化，離婚による親の罪悪感，子どもの否定的な自我概念，環境の多くの変化，遊び経験の不足，核家族のシステムを指摘している．
心理・社会的適応	2	リ・サムヨン (2002)	一般・ひとり親家庭の 青少年期の子 348 名 量的研究 (分散分析， 逐次重回帰分析)	離婚経験児の非行性向，情緒的適応，自我尊重感のリスク要因の検討したところ，離婚経験児の非行性向のリスク要因として母子家庭，親子関係の悪さ，社会・経済的地位の低さ，離婚の経過期間の長さ，年齢の高さを指摘している．また，離婚経験児の情緒的適応のリスク要因として離婚の経過期間の短さ，同性の養育親，離婚理由の未説明，養育親の再婚と適応問題，社会・経済的地位の低さ，敵対的・拒否的養育態度，兄弟の少なさを指摘している．また，自我尊重感のリスク要因として離婚の経過期間の短さ，同性の養育親，相談の無経験，非定期的な面会交流，社会・経済的地位の低さ，敵対的・拒否的養育態度，親子関係の悪さを指摘している．なお，一般家庭の子どもの比較したところ，離婚経験児の情緒的適応・認知的適応の水準が低い一方，非行性向には差異が見られなかったという．

		ひとり親家庭の児童期 の子 260 名 量的研究 (f 検定, Scheffe 法, 回帰分析)	親の離婚に対する子どもの知覚 (見捨てられ不安, 自己非難) は離婚当時の子どもの年齢及び離婚説明の不在と正の関係にあり, 両方, 心理・行動適応に影響を与えるという.
	3 ジュ・ソヒ (2003)		
	4 キム・ヨンヒ, ソン・ジョンヨン (2005)	児童期の子を養育して いる母子・父子家庭の 養育親 185 名 量的研究 (回帰分析)	離婚経験児の社会的適応 (学業成績, 問題行動) に影響を与える要因を, 養育親の視点から分析した. その結果, 母子家庭より父子家庭の子どもの社会的適応の水準が悪いという. また, 社会的適応のリスク要因として, 父子家庭の子どもの経済的水準の低さと離婚の経過期間の長さを, 母子家庭の子どもの年齢と不適切な養育行動を指摘している.
	5 ミン・ミヒ, リ・スンヒョン, リ・オクギョン (2005)	一般・ひとり親家庭の 乳児・児童期の 子 178 名 量的研究 (t 検定, 分散分析, 逐次重回帰分析, Scheffe 法)	ひとり親家庭の子どもは一般家庭の子どもに比して, 内面的問題 (萎縮, 抑うつ・不安) の水準が高く, 内面的問題と年齢の関係はひとり親家庭の子どもに限って年齢が低いほど深刻であるという. また, 内面的問題への社会的支持 (情緒的支持, 評価的支持, 情報的支持, 物質的支持) の影響をみると, 一般家庭の子どもには影響がないのに対し, ひとり親家庭の子どもの場合は情緒的支持への知覚が内面的問題を減少させる補償要因として働きかけしていると指摘している.
	6 リ・スンヒョン, リ・オクギョン, ミン・ミヒ (2006)	一般・ひとり親家庭の 乳児・児童期の子 15 名 量的研究 (分散分析, 逐次的重回帰分析)	ひとり親家庭の子どもは一般家庭の子どもに比して親の養育態度を否定的に知覚しているが, 子どもの性別には有意な差異が見られなかった. また, 問題行動 (萎縮, 抑うつ・不安, 攻撃性) もひとり親家庭の子どもの方が高く見られ, ひとり親家庭の子どもを含めて親の養育態度を否定的に知覚する子どもほど, 萎縮すると指摘している.
問 題 行 動	7 ジョン・ヨンオク, リ・ミンギユ (2006)	一般・ひとり親家庭の 青少年期の子 251 名 量的研究 (分散分析, 階層的重回帰分析)	離婚経験児のストレスと内面的問題行動 (萎縮, 身体症状, 抑うつ・不安) 及び対外的問題行動 (非行, 攻撃性) との関係において, 親の養育態度と遺棄恐怖が調節要因として機能するの検討した. その結果, 遺棄恐怖のみがストレスとの相互作用を通し, 抑うつ・不安と非行に統計的に有意であるという. また, 離婚経験児は一般家庭の子どもに比して, ストレスと身体症状, 抑うつ・不安の水準が高く, 親の養育態度を否定的に認識していると指摘している.
	8 ジョン・ジョン, ハン・ユジン (2007)	一般・ひとり親家庭の 児童期の子 165 名 量的研究 (t 検定, 階層的重回帰分析)	ひとり親家庭の子どもが一般家庭の子どもに比して社会的支持について低く認識しており, 否定的な問題解決方法をよく用い, それは問題行動の発生に影響を与えるという. とりわけ, 教師からの支持を低く認識して敵意的な問題解決方法を頻用するひとり親家庭の子どもほど, より多くの問題行動が見られると指摘している.
	9 ジョン・ヨンオク, リ・ミンギユ, キム・ウンジョン (2007)	母子・父子・母子から なる再婚家庭・父子か らなる再婚家庭の青少 年期の子 170 名 量的研究 (分散分析, 階層的重回帰分析)	離婚経験児の遺棄恐怖及び喪失知覚と不安及び抑うつとの関係との分析に先立ち, 家庭形態と子どもの性別によって前記変数の差異を明らかにしたところ, 父子家庭の子どもが最も高い遺棄恐怖を経験するという. また, 女子が男子より, 高い水準の不安と抑うつを経験するという. なお, 離婚経験児の不安は遺棄恐怖と, 抑うつは遺棄恐怖と喪失知覚と有意の関係にあると指摘している.



1 0	ジュ・ソヒ (2008)	父子・母子・祖父母家庭の児童期の子 476 名 量的研究 (回帰分析)	リスク要因が多ければ多いほど、離婚経験児の問題行動は増加するという。また、親戚からの支持の低さや離婚後も続く親の葛藤、学業成績の低さは問題行動を引き起こす主なリスク要因であると指摘している。
1 1	パク・ジンア (2010)	乳児期の子を養育している母子家庭の養育親 147 人 量的研究 (t 検定, 重回帰分析)	母子家庭の子どもの対外的・内面的問題行動を引き起こすリスク要因を家庭環境因子と乳児因子、母親因子という側面から分析した。その結果、共通リスク要因として、乳児の気難しい気質、社会的支持の少なさ、離婚後の養育期間の短さ、面会交流の不実施、養育ストレスの高さ、統制的な養育態度を明らかにしている。また、対外的問題行動に厳格的な養育態度が、内面的問題行動には干渉的な養育態度と母親の抑うつ状態がリスク要因として作用すると指摘している。

出所：姜（2014）に一部修正・加筆

[表 5]のように、ここに該当する 11 本の研究で、研究方法として量的研究が 10 本、文献研究が 1 本であった。離婚経験児の適応のリスク要因分析に関する研究は、各研究が取り上げた従属変数に従って大きく 2 つに分かれる（心理・社会的適応と問題行動）。また、ホ（2002）を除いた全ての研究が量的研究（質問紙調査の結果）で行われたため、研究結果は主に独立変数としてのリスク要因と従属変数間の関係を見出している。そこで、ここでは前述した従属変数を中心に、それぞれの従属変数に影響を与えるリスク要因としての独立変数（ここではリスク要因という）についてまとめる。

第 1 に、心理・社会的適応という従属変数のリスク要因についてである。心理・社会的適応を従属変数としたものは 4 本で少ない状況にあるため、研究結果による論議は難しい。リスク要因として、分離不安症の深化と離婚による親の罪悪感、子どもの否定的な自我概念、環境の変化の多さ、遊び経験の不足、核家族のシステム（ホ 2002）、離婚当時の子どもの年齢の高さ（ジュ 2003；キム・ソン 2005；リ 2002）、離婚説明への不在（ジュ 2003；リ 2002）が指摘されている。それに加え、経済的水準の低さと離婚の経過期間の長さ（キム・ソン 2005；リ 2002）、不適切な養育態度（キム・ソン 2005）もリスク要因として機能している。

第 2 に、問題行動という従属変数のリスク要因についてである。問題行動といった変数は、ここに該当する 7 本の研究での定義及び尺度によって、3 つに分かれる。内面的問題（ジョン・リ 2006；ジョン・リ・キム 2007；ミン・リ・リ 2005；パクジンア 2010）、問題行動（ジョン・ハン 2007；ジョン・リ 2006；ジュ 2008；リ・リ・ミン 2006）、対外的問題（パク 2010）である。そこで、ここでは前述した変数に従って、リスク要因について論じる。まず、内面的問題のリスク要因として、子どもの年齢の低さ（ミン・リ・リ 2005）と母親の抑

うつ状態, 干渉的な養育態度の多さ (パク 2010), 遺棄恐怖 (ジョン・リ 2006 ; ジョン・リ・キム 2007), 喪失知覚 (ジョン・リ・キム 2007) が作用している. 次いで, 問題行動のリスク要因として, 養育態度に対する子どもの否定的な認識 (リ・リ・ミン 2006) と親の敵意的な問題解決方法の多さ及び教師支持への認識の低さ (ジョン・ハン 2007), 親戚からの支持と学業成績の低さ, 離婚前後における両親の葛藤 (ジュ 2008), 遺棄恐怖 (ジョン・リ 2006) が働きかけている. 最後に, 対外的問題のリスク要因について, 厳格的な養育態度の多さは対外的問題のリスク要因であり, 乳児の気難しい気質, 社会的支持の少なさ, 離婚後の養育期間の短さ, 面会交流の不実施, 養育ストレスの高さ, 統制的な養育態度は対外的問題, かつ内面的問題の共通リスク要因として機能している (パク 2010).

なお, 一般家庭の子どもとの比較研究において, 離婚経験児は一般家庭の子どもに比して, 内面的問題が高く (ジョン・リ 2006 ; ミン・リ・リ 2005), 社会的支持を低く認識する (ジョン・ハン 2007) と指摘されている. それに加えて, 親の養育態度を否定的に認識する (ジョン・リ 2006 ; リ・イ・ミン 2006) という.

#### 1-2-(c) 離婚経験児の適応に影響を与える要因のパス解析に関する研究

37 本の先行研究のうち, 離婚経験児の適応に影響を与える要因のパス解析に関する研究は 10 本である. それぞれの研究概要を便宜上, 研究対象や研究方法, 研究内容に分けて整理したものが [表 6] である.

[表 6] 韓国における離婚経験児の適応に影響を与える要因のパス解析に関する研究概要

(発表年順)

	研究者 (発表年)	対象と方法	概要 内容及び結果
		オ・ウンスン (1998)	父子・母子家庭の児童 期の子 204 名とその 養育親 204 名 量的研究 (共分散構造分析, t 検定, 要因分析)
心 理 ・ 社 会 的 適 応	キム・スンギョ ン, カン・ムンヒ (2005)	父子・母子家庭の児童 期の子 209 名 量的研究 (パス解析)	レジリエンスに影響を及ぼす因子間のプロセスを分析した. その 結果, 直接的に影響を与える因子として, 明るくて変化によく適応す る子どもの気質, 問題解決型対処, 親・友達からの支持の高さ, 離婚 の経過期間の長さ, 兄弟・成人支持者・相談経験のあることが補償要 因として, また, 学年 (年齢) の高さ, 情緒中心的対処がリスク要因 として作用するという. さらに, 間接的に影響を与える因子をみる と, 社会・経済的地位の高さが明るくて変化によく適応する子ども の気質を, 養育親の性別 (どちらでも) は社会・経済的地位の高さ及び 明るくて変化によく適応する子どもの気質と問題解決型対処を, 教 師からの支持は問題・情緒中心的対処を媒介とする補償要因として 作用し, また, 子どもの性別 (女兒の場合) は情緒中心的対処を媒介 としたリスク要因として作用すると指摘している.
	シン・ソンヒ (2010)	父子・母子・祖父母家 庭の児童期の子 219 名 量的研究 (要因分析, パス解析)	家族の回復力因子と個人の回復力因子が, 離婚経験児の適応に与 える影響とプロセスを分析したところ, 自我尊重感と親の離婚に対 する子どもの知覚は離婚経験児の適応に直接的な影響を与えるとい う. また, 自我尊重感と親の離婚に対する子どもの知覚は家族のコミュ ニケーションや社会的支持, 家 族強靱性 (Family hardiness) の媒介要因として, 親の離婚に対する 子どもの知覚は家族のコミュニケーションや内的統制信念 (internal control) の媒介要因として作用すると指摘している.
学 校 適 応	ソク・ジュヨン, パク・インジョン (2009)	一般・母子家庭の児童 期の子 206 名 量的研究 (パス解析)	貧困の子どもの仲間依存 (コミュニケーション, 信頼, 疎外) 及び レジリエンスが仲間関係 (情緒的支持, 協同活動, 共感的協同) に及 ぼす影響を, 家庭形態の視点から分析した. その結果, 家庭形態に関 係なく, コミュニケーションと信頼はレジリエンスと正の関係にあ り, レジリエンスは情緒的支持, 協同活動, 交換的協同と正の関係に あるという. また, 一般家庭の子どもに限って疎外はレジリエンスと 負の関係にあり, ひとり親家庭の子どもにおいて関係性が見られな かった. また, 家庭形態に関係なく, レジリエンスは直接に情緒的支 持に影響を与えつつ, コミュニケーションと信頼の媒介としても作 用しており, ひとり親家庭の子どもに限って直接に交換的協同に影 響を与え, また信頼の媒介として交換的協同に影響を及ぼすという.

5	ジュ・ソヒ, ゾ・ソンウ (2004)	父子・母子・祖父母家 庭の児童期の子 261 名 量的研究 (構造方程式モデリン グ, 確認的・探索的因 子分析)	行動適応問題 (攻撃性, 非行) に親の葛藤や親の拒否的な養育態 度, 親の離婚に対する子どもの知覚 (見捨てられ不安, 自己非難) が 与える影響を分析した. その結果, 親の離婚に対する子どもの知覚が 攻撃性と非行へ直接的に, 親の葛藤は親の離婚に対する子どもの知 覚と親の拒否的養育態度に, また親の養育態度は親の離婚に対する 子どもの知覚を媒介して間接的にそれぞれ影響を与えるという.	
6	ホン・スンヘ (2004)	一般・ひとり親家庭の 児童・青少年期の子 1,042 名 量的研究 (t 検定, パス解析, 重回帰分析)	ひとり親家庭の子どもは一般家庭に比して自我尊重感と学校成績 が低く, 社会的萎縮と攻撃性が高いという (抑うつには差異が見られ なかった). また, 離婚の経験は心理・社会的適応 (自我尊重感, 学 校成績, 社会的萎縮, 抑うつ・不安, 攻撃性) に直接的に影響を与え ず, 養育親の経済水準を媒介として影響を与え, 離婚の経験に影響 を受けた養育親の経済水準が, 再度親の養育態度に影響を与えて最 終的に心理・社会的適応に影響を及ぼすという. 養育親の経済水準は 全ての心理・社会的適応に, 親密・合理的養育態度は自我尊重感, 学 校成績, 社会的萎縮に, 過剰的養育態度は自我尊重感に, 過剰・統制・ 放任的養育態度は抑うつ・不安と攻撃性にそれぞれ影響を与えるとい う.	
問 題 行 動	7	ジュ・ソヒ (2007)	ひとり親家庭の児童期 の子 566 名 量的研究 (段階的重回帰分析)	離婚経験児の離婚ストレスは, 心理適応 (不安, 抑うつ) と行動適 応 (攻撃性, 非行) に直接, かつ自己効力感と親子関係を媒介して影 響を与えているという. また, 自己効力感と親子関係は前述したよう に, 媒介の機能とともに, 心理適応 (不安, 抑うつ) と行動適応 (攻 撃性, 非行) に直接的な影響を与えているという.
8	ソン・ビョンドク (2009)	一般・ひとり親・再婚 家庭の児童期の子 1,159 名 量的研究 (t 検定, パス解析, 重回帰分析)	一般家庭の子どもと離婚経験児における攻撃性・萎縮行動に心理 的不安や虐待経験, 友達からの支持, 宗教活動が与える影響と因子間 の関係を分析した. その結果, いずれの集団においても心理的不安は 攻撃行動に直接的な影響を与え, 攻撃行動は萎縮行動を増加させる という. また, 虐待経験は心理的不安を媒介として, 友達からの支持 は一般家庭の子どもに限って心理的不安を媒介として攻撃行動に影 響を与えるという. 宗教活動は離婚経験児にのみ, 友達からの支持に 有効な影響を与えると指摘している.	
9	フォン・ヘジョン, チョン・ヒヨン, オク・ギョンヒ (2010)	一般・ひとり親家庭の 児童期の子 356 名と その担任教師 量的研究 (パス解析, 共分散分析)	一般家庭に比してひとり親家庭の子どもに, 低い自我尊重感, 養育 態度に対する否定的な知覚, 高い攻撃性が見られたという. また, 離 婚の経験が攻撃性に直接的な影響を与えつつ, 親の養育態度や自我 尊重感を媒介とした間接的な影響も与えているという. ただし, 離婚 の経験から影響を受けた親の養育態度が攻撃性に影響を与えるわけ ではなく, 再度, 自我尊重感を媒介として攻撃性に繋がると指摘して いる.	

---

ユン・ミョンスク, 1 リ・ミョスク, 0 キム・ナムヒ, ジョン・ヒャンスク	ひとり親家庭の児童・ 青少年期の子 188 名 量的研究 (構造方程式モデリン グ, 分散分析)	離婚経験児の喪失感を独立変数, 抑うつを従属変数, 自我尊重感を 媒介変数とした因果関係モデルの検討に先立ち, 人口社会学的特性 による抑うつ程度の差異を検討した. その結果, 性別及び学年 (小学 高学年生と中学生) による差異は見られなかったが, 経済的水準の低 さと父親の飲酒頻度の高さ, 虐待経験は抑うつと関係しているとい う. また, 面会交流を定期的, また未実施に実施する子どもより, 非 定期的に実施する子どもの抑うつの水準が高かったという. 前記因 果関係モデルの分析結, 果喪失は自尊尊重感を媒介して抑うつに影 響を与えており, 抑うつ喪失感による直接影響な統計系に支持さ れなかったと報告している.
--	--	---

---

出所: 姜 (2014) に一部修正・加筆

[表 6]のように, 離婚経験児の適応に影響を与える要因のパス解析に関する研究は, 各研究が取り上げた従属変数に従って大きく 3 つに分かれる (心理・社会的適応, 学校適応, 問題行動). また, ここに該当する全ての研究が量的研究 (質問紙調査の結果) で行われており, 要因のパス解析に焦点を当てているため, 研究結果は主に独立変数 (ここでは要因という) の影響力の有無と方向性について見出している, 具体的に, 従属変数に影響を与える要因が, 直接的に影響を与えるのか, あるいは他の変数を経て間接的に影響を与えるのか, 他の変数を経るとすれば, その変数は何かなどを結果として導出している. そこで, ここでは前述した従属変数を中心に, それぞれの従属変数に影響を与える因子を, 直接的に影響を与える要因 (以下, 直接要因という), 間接的に影響を与える要因 (以下, 間接要因), 媒介役割の要因 (以下, 媒介要因という) に分けて論じる.

第 1 に, 心理・社会的適応という従属変数の直接要因, 間接要因, 媒介要因についてである. まず, 直接要因として, 離婚経験児の年齢と離婚の経過期間, 親・友達及び兄弟・成人からの支持といった社会的支持 (キム・カン 2005 ; オ 1998), 明るくて変化によく適応する子どもの気質と問題解決型対処 (キム・カン 2005), 親の適応と両親の葛藤 (オ 1998), 養育親の経済水準 (ホン 2004), 自我尊重感と親の離婚に対する子どもの知覚 (シン 2010) がある. 次に, 間接要因として, 経済・社会的地位 (キム・カン 2005 ; オ 1998 ; シン 2010), 離婚の経験 (ホン 2004), 家族のコミュニケーションと家族強靱性, 内的統制信念 (シン 2010) が指摘されている. 最後に, 媒介要因として親子関係は, 親の適応や経済・社会的地位, 学校一家庭, 親の葛藤, 子どもの年齢から影響をうけ, 最終的に心理・社会的適応に影響を与える (オ 1998) されている. また, 親の養育態度は養育親の経済水準の媒介要因として心理・社会的適応に影響を与える (ホン 2004). なお, 明るくて変化によく適応する子どもの

気質と問題解決型対処は、直接要因でありながら、それぞれ社会・経済的地位と教師からの支持の媒介要因として機能している（キム・カン 2005）。自我尊重感と親の離婚に対する子どもの知覚は直接要因、かつ家族コミュニケーションと家族と家族強靱性、内的統制信念の媒介要因としても作用している（シン 2010）。

第 2 に、学校適応という従属変数の直接要因、間接要因、媒介要因についてである。学校適応を従属変数としたものは 1 本しかないため、研究結果による論議は難しい。レジリエンスは直接要因でありながら、間接的に影響を与えるコミュニケーションと信頼の媒介要因として機能している（ソク・パク 2009）。

第 3 に、問題行動という従属変数の直接要因、間接要因、媒介要因についてである。まず、直接要因として、親の離婚に対する子どもの知覚（ジュ・ゾ 2004）、心理的不安（ソン 2009）、離婚の経験（フォン・チョン・オク 2010）、離婚ストレス（ジュ 2007）が作用している。次いで、間接要因として、親の否定的な養育態度（フォン・チョン・オク 2010；ジュ・ゾ 2004）、夫婦の葛藤（ジュ・ゾ 2004）、虐待経験（ソン 2009）、離婚の経験と自我尊重感（フォン・チョン・オク 2010）が指摘されている。また、親の離婚に対する子どもの知覚は直接要因、かつ夫婦葛藤と親の否定的な養育態度の媒介要因として作用しており（ジュ・ゾ 2004）、親の養育態度は夫婦葛藤（ジュ・ゾ 2004）と離婚の経験（フォン・チョン・オク 2010）から影響を受けて、従属変数に影響する媒介要因である。自我尊重感は離婚の経験と親の養育態度の媒介要因として措定され（フォン・チョン・オク 2010）、心理的不安は虐待経験の媒介要因として働きかけている。なお、自己効力感と親子関係は離婚ストレス（ジュ 2007）の媒介要因として機能している。

一般家庭の子どもとの比較研究によれば、離婚経験児は一般家庭の子どもに比して、自我尊重感の低さと攻撃性の高さ（フォン・チョン・オク 2010；ホン 2004）を有し、学業成績の低さと社会的萎縮（ホン 2004）が見られる。また、親の養育態度も否定的に知覚している（フォン・チョン・オク 2010）。

## 第 2 節 日本における離婚経験児を対象とした先行研究の検討

日本における離婚経験児を対象とした先行研究は全 22 本である。それぞれの研究は着眼した点によって大きく 2 つの傾向を見せており、その研究傾向に従って分類することができる（姜 2013a；2014）。それは、第 1 に、親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する

研究，第2に，親の離婚に対する子どもの思いに関する研究である．そこで，この2つの分類に従って検討を行なう．

## 2-1. 親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究

22本の先行研究のうち，親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究は13本である．それぞれの研究概要を便宜上，研究対象と方法，研究内容に分けて整理したものが[表7]である．

[表7] 日本における親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究の分析概要

(発表年順)

研究者 (発表年)	対象と方法	概要 内容及び結果
1 泉 ひさ (1994)	対象者なし 文献研究 (先行研究の検討)	夫婦の葛藤が子どもに不安感や不信感，怒り，劣等感，自尊感情の低さ，異性問題などの悪影響を与えるという．また，親の離婚が子どもの発達段階別，性別に及ぼす影響の検討を行なった．まず，発達段階別にみると，胎児期や乳児期の子どもは，離婚のストレスが伴う母親の不安定な状態により，幼児期の子どもは遊びの不在が伴うストレスの解消により，攻撃性や依存性，罪悪感のような悪影響を受けるといふ．児童期と青少年期の子どもは，学業問題を抱え，親の離婚を恥だと考えながらも，喪失感や孤独感などを克服しようとするといふ．次は，親の離婚による一方の親の不在が子どもの性別に与える影響である．親の離婚によって父親不在の場合は，女兒より男児の方が性役割行動や知的面，道徳性において大きく影響を受ける一方，女兒は，父親像や異性像の偏りによる異性交際において適応問題が見られると述べている．
2 野田愛子 (1998)	対象者なし 文献研究 (先行研究の検討)	ワラースタインの横断研究の結果を紹介し，親の離婚は子どもに喪失感，怒り，悲しみ，恨みなどの短期的な影響だけではなく，結婚への不安感や人への不信感のような長期的な影響を与えると述べている．
3 棚瀬一代 (2004)	ひとり親家庭の児童 期の子4名 質的研究 (事例調査)	離婚という単発的な出来事だけではなく，離婚を巡る環境の条件に着目して悪条件，あるいは好条件によって親の離婚が子どもに与える影響が異なるといふ．悪条件としては離婚理由の未説明，面会交流の排除，監護親の適応問題状態，親族や学校からのサポートの薄さなどがあり，好条件としては離婚理由の説明，肯定的な面会交流の実施，監護親の安定状態などがあると指摘している．

4	小田切 紀子 (2005)	母子家庭とひとり暮らしの青少年期の子ども 11名 質的研究 (面接調査)	離婚経験児は悲しみや不安、怒りなどの感情表出を始め、自尊感情の低下や結婚観の変容、悲哀反応などを示しているという。また、離婚経験児は離婚を理由とした転校や引っ越しによって生じる友人関係の変化や学校問題について悩んでおり、親子関係においても変化が起きるといふ。一方の親と切り離されることで、心理的距離を置こうとする「早急な自立型」、親の期待や要求に添おうして親の感情に巻き込まれる「巻き込まれ型」、子どもが親役割を担っている「親役割型」である。また、離婚理由の説明有無、時期などによって離婚の理解ができず、親の離婚が自分のせいだと考えてしまうという。
5	野口康彦 (2006a)	母子・再婚家庭の青少年期の子ども 3名 質的研究 (事例調査)	「思春期を生きる子どもにとって親の離婚は、大切な自己吟味の機会を親と共有できないという重大な発達上の危機に直面させられることもある」といふ。また、離婚による両親の葛藤や転校、引っ越しなどが子どもに怒りや不安、攻撃性などを抱えさせながら、不安と罪障感の克服が思春期の子どもの発達課題であると指摘している。
6	野口康彦 (2006b)	対象者なし 文献研究 (統計検討)	ひとり親家庭の中で母子家庭が占める高い割合と母子家庭がもつ経済的な苦勞、夫に責任をあまり負わせない現制度の問題点を指摘し、それが離婚経験児に寂しさや苦しさ、怒り、恨みといった悪影響を与えるという。
7	野口康彦 (2007)	対象者なし 文献研究 (先行研究の検討)	親の離婚が子どもの精神発達に与える影響を、短期的影響や長期的影響、年齢・性別による影響、父親不在による影響に分けて検討した。短期的影響とは、絶えない両親の喧嘩が解消することによってむしろ、子どもの成熟性や自尊感情などが離婚の前より向上することがあるという。このように親の離婚は子どもに悪影響のみを与えるわけではなく、悪影響を与えるとしても短期的影響に過ぎないとしている。長期的影響としては、親の離婚が子どもに悪影響を与えるということであり、これは父親不在による影響と同様に大人の男性に対するイメージの喪失などを指摘している。また、女兒よりも男児が、さらに影響を受けるといふ。
8	野口康彦 (2009)	一般・ひとり親家庭の青少年期の子どもと成人になった人 321名 量的研究 (分散分析、多重比較法)	親の離婚群より両親の仲が悪い群の大学生の方が自分の将来像を否定的に捉えていることを明らかにし、大学生に限っては親の離婚の経験より現在の両親の関係（良いか、あるいは悪いかが）将来像に深く関わっていると指摘している。
9	野口康彦・櫻井 しのぶ (2009)	ひとり親家庭の青少年期の子どもと成人になった人 31名 質的研究 (半構造化面接法)	親の離婚が子どもの精神発達にどのような影響を及ぼすのかを明らかにするため、グラウンデッド・セオリー・アプローチを利用して分析を行なった結果、13個のカテゴリの抽出ができたという。また、それらは一定の関連性を持ち、その中心に親密性への恐れが作用しているという。この親密性への恐れのカテゴリとして、結婚し、離婚することへの恐れ、異性と親密になることの恐れ、他者との距離感、結婚のハンディ感、シングル・マザーの選択、現在の家族の居心地の悪さを指摘している。



1 0	本田 麻希子・ 遠藤 麻貴子・ 中釜洋子 (2011)	対象者なし 文献研究 (先行研究の検討)	日本の先行研究は事例研究と面接研究に限られているため、研究結果の一般性が担保される縦断研究と量的研究の必要性を指摘している。また、援助プログラムは研究の結果に基づくべきであり、こういった援助プログラムの開発が求められるという。
1 1	野口康彦 (2012)	一般・ひとり親家庭の青少年期の子と成人になった人 321 名 量的研究 (クラスカル・ワリス検定, マン・ホイットニーの U 検定)	親の非離婚群と離婚群 (親の離婚時期が 0~8 歳であった離婚群 A, 親の離婚時期が 10~17 歳であった離婚群 B) に分け、各群間における抑うつ分析を行った。その結果、親の離婚群 B と非離婚群、そして親の離婚群 A においては有意な差が見られ、とりわけ、親の離婚群 A と親の離婚群 B との項目別による U 検定の結果から、思春期以降に親の離婚を経験した子どもは、親の離婚の影響を受けやすい傾向があると指摘している。
1 2	藤田博康, 石田 真由子 (2014)	離婚経験児を担当している小・中・高校学校、養護教諭の教員 266 名, 5 名 量的・質的研究 (単純統計, 半構造化面接法)	離婚経験児のケアに関する意識調査の一環として、教員の視点から親の離婚が子どもに及ぼす影響について検討した。質問紙調査の結果、15 項目のうち、比較的に回答分布が高い項目として「離婚がよい影響を及ぼすことはない」「離婚経験児は不安が高まる」「経済面でハンディがある」が挙げられていた。逆の項目として「離婚経験児は元気がない」「学力を低下させる」「友達関係が悪い」「教師の指導が難しい」が挙げられていた。また、面接調査の結果、離婚経験児は不安定な様子で、家族のことで苦しんでおり、離婚紛争の最中が一番辛そうであるという。
1 3	李 環媛 (2015)	ひとり親家庭の青少年期の子 3 名, ひとり親家庭で成長した成人 1 名 質的研究 (半構造化面接法)	ひとり親家庭の形成理由からひとり親家庭で育った成人の認識と生活設計を検討した。その結果、死別によるひとり親家庭で育った人は、その当時、ひとり親家庭での育ちを恥と否定的に捉えていたことに対し、離婚によるひとり親家庭で育った人は、肯定的に認識していたという。その背景としてよい親子関係、離婚の普遍化を指摘している。また、生活設計において、両グループともに、早い結婚と、それによる安定を望んでいたという。

出所：姜 (2014) に一部修正・加筆

[表 7]のように、ここに該当する 13 本で、研究方法として質的研究が 5 本、文献研究が 5 本、量的研究が 2 本、量的・質的研究が 1 本であった。各研究は採用した研究方法によって異なる結果を見出しているが、親の離婚が子どもの発達に与える影響という類似した視点に着眼しているため、次のようなことがうかがえる。

第 1 に、親の離婚によって子どもが抱える内面的及び対外的問題についてである。まず、内面的問題 (気持ち・感情など) をみると、離婚経験児は寂しさや苦しさ、悲しみを始め、罪悪感、自尊感情の低下、親に対する怒りや恨み、人間関係に対する不安感や不信感、劣等感などを抱えている (藤田・石田 2014 ; 泉 ; 1994 ; 野口 2006a ; 2006b ; 小田切 2005)。次いで、対外的問題 (言動・行動など) をみると、子どもは親の離婚によって攻撃性や依存性の

傾向がはじめ、異性問題、結婚問題、性役割の混乱、学業問題といった問題を抱えている（藤田・石田 2014；泉 1994；野田 1998；小田切 2005）。

第2に、離婚経験児が内面的及び対外的問題を抱える背景についてである。子どもを巡る環境が好条件、または悪条件なのかにより、離婚による影響が変わってくる（棚瀬 2004）。また、それとともに、内面的及び対外的問題は両親の葛藤や引っ越し、転校、家庭形態の変化、面会交流の不在、経済的な不安定性、遊びの不在といった離婚によって直面する出来事が背景として関わっており（泉 1994；野口 2006a；2006b；2007；小田切 2005；棚瀬 2004）、両親の葛藤は最も強い背景として働きかけている（野口 2009）。

第3に、親の離婚による肯定的影響についてである。暴力や暴言、虐待のような理由で離婚に至った場合は、離婚は解放、あるいはセカンドチャンスの意味を持つ（堀田 2009；李 2015）。また、両親の葛藤がもたらす悪影響（泉 1994；野口 2009）と両親の喧嘩の解消による好影響（野口 2007）を考えると、離婚の理由だけではなく、両親の葛藤や喧嘩の解消による離婚の肯定的影響も指摘できるだろう。また、離婚経験児は喪失感や孤独感などの悪影響を克服しようとする（泉 1994）と報告からも、離婚経験児は離婚によって置かれた環境にそのまま順応するわけではなく、直面した状況を乗り越えようとする事が分かる。

## 2-2. 親の離婚に対する子どもの思いに関する研究

22本の先行研究のうち、親の離婚に対する子どもの思いに関する研究は9本であり、それぞれの研究概要を便宜上、研究対象や研究方法、研究内容に分けて整理したものが [表 8] である。

[表 8] 日本における親の離婚に対する子どもの思いに関する研究概要

(発表年順)

研究者 (発表年)	対象と方法	概要 内容及び結果
1 真田 壮士郎 (2003)	ひとり親家庭の児童 期の子 6 名 質的研究 (事例調査)	親の離婚によって直面した出来事に巻き込まれている離婚経験児の思いとその背景について述べている。まず、面会交流に対し、決まった回数を通りにしたいという思いと自分が会いたい際に会いたいといった思いのケースを紹介している。また、引っ越しや転校に対し、学校や友達、地域などの馴染みのある環境から離れたくないと思うケースを紹介し、その背景として離婚紛争で子どもの状況が見えにくくなる親の側面と、親のことを気にして自分の本音で気持ちや思いが言えずに、悩んでいる子どもの側面について言及している。
2 平松 千枝子 (2005)	ひとり親家庭の児童・青少年期の子 と・成人になった人 96 名 量的・質的研究 (単純統計, 半構造化面接法)	離婚経験児が持つ離婚に対する意見、離婚のプラス・マイナス面、親に求めること、離婚の乗り越え方などを検討している。まず、離婚経験児は親の離婚を否定的、または肯定的に思う場合があり、それは離婚の理由によるという。次に、離婚のプラス・マイナス面である。これも離婚の理由に関連しており、離婚が暴力や暴言などの激しい両親の葛藤による場合であれば、父親からの解放や母親への心配の解消、自立力の成長などのプラス面があるという。マイナス面として、進学放棄や友人・対人関係に関する困難、世間の偏見を指摘している。次いで、親に求めることについてである。非養育親には養育費や学費の援助と円滑な面会交流を、養育親にはしっかりとした親役割と一緒にご過ごす時間を求めているという。最後に、離婚の乗り越え方として、離婚を親の問題として認識すること、自分を大切にせず責めないこと、一人で悩まず人と相談することなどを指摘している。
3 梶井祥子 (2006)	ひとり親家庭の青少年期の子 16 名 質的研究 (事例調査)	離婚経験児を対象とし、家族形態と家族意識の間にある関係性を明らかにしている。具体的に、母子家庭の子どもであっても、父子家庭の子どもであっても、別居の親を家族構成員として意識している場合がある一方、そうではない場合もあるという。また、再婚家庭の子どもであっても、継父、または継母を家族構成員として認める場合とそうではない場合の両方が存在することから、家族形態と家族意識の間にはズレがあり、子どもは決して従属的な存在ではないと指摘している。
4 堀田香織 (2009)	ひとり親家庭の青少年期の子 6 名 質的研究 (半構造化面接法)	親の離婚を肯定的に受け入れた子どもを対象とし、離婚前・時・後における物語を分析した。具体的に、離婚前において、父親に対して恐怖や嫌悪などの感情を、母親に対して心配やかわいそうなどの感情を持っているという。離婚時において、母親の喪失への不安と母親への心配の消失を感じ、離婚後において、大学進学などのデメリットと多様な体験や視野の拡大などのメリットを感じるという。つまり、母子家庭の子どもは、各時期において否定的、または肯定的な思いの両方を持つということである。また、親の離婚を肯定的に受け入れるためには、離婚は親の問題であり、自分とは関係ないと切り離す「外在化」が必要であると指摘している。

5	本村 めぐみ (2011)	ひとり親家庭の青少年期の子14名 質的研究 (半構造化面接法)	ひとり親家庭の子どもに有効な発達支援であるのかを検討するために、ひとり親家庭の子ども（離婚によるひとり親家庭の子9名、死別によるひとり親家庭の子5名）の思いに対して面接調査を行なった。その結果、ひとり親家庭の子どもは、ひとり親家庭は親の一方がいないだけで、一般家庭と変わらないと考えているという。また、ひとり親家庭の子どもとして困難であったことは、自分は気にしないのに、かわいそうのような同情といったひとり親家庭に対するラベリングであったと指摘している。それに加え、「世間に対する親の気負いに対する対処」といった養育親のセルフ・スティグマで困っていたという。
6	李 環媛 (2012)	ひとり親家庭の青少年期の子2名とその養育者2名 質的研究 (半構造化面接法)	離婚経験児と非養育親の関係維持に関連する要因とともに、離婚経験児の非養育親に対する思いについて検討した。その結果、離婚理由によって非養育親に対する思いが肯定的、または否定的に捉えられると指摘している。また、離婚経験児と非養育親の関係維持において、養育親の態度と支援が最も重要であり、離婚時の子どもの年齢がリスク要因として機能していたという。
7	野口康彦 (2015)	離婚経験児の支援施設の職員2名 質的研究 (半構造化面接法)	親の離婚によって経験する面会交流に対する子どもの思いを、面会交流支援を行なっている支援施設の職員への面接調査にて検討した。その結果、子どもは、親のニーズより、自分（子ども）のニーズを優先してくれるのかを見ており、「親がどのような気持ちで自分と会おうとしているのかに敏感である」と指摘している。
8	野口康彦、 青木 聡 (2015)	父子家庭の養育者1名と離婚紛争中の父親1名、離婚経験児の支援施設の職員3名 質的研究 (半構造化面接法)	ノルウェーにおける離婚後の養育と子どもの意見の尊重の在り方についての理解を深めるために、当事者（父子家庭の養育者1名と離婚紛争中の父親1名）と離婚経験児の支援施設である家族保護課の職員3名に対して面接調査を行なった。その結果、40年前のノルウェーも、離婚を恥とし認識していたが、現在は、以前ほどではない。しかし、その中で悩んでいる子どもは存在しており、離婚を経験する、した子どものための小冊子が配布されているという。『HVA MED MIN MENING DA（和訳：私の意見はどうなるの？）』というもので、子どもが親の離婚で悩むこと、自分の意見を言う、または言わない権利、他人からの手助けを求める権利などが記されていると指摘している。
9	志田未来 (2015)	ひとり親家庭の青少年期の子5名 質的研究 (半構造化面接法)	ひとり親家庭の子どもに対する面接調査を行なったところ、子どもは死別、離婚による急な家庭環境の変化と、それに伴う引っ越しと転校にて戸惑い、それを負担と捉えていた。また、暴力や親の不和を目撃していた子どもは、変化後の生活を肯定的に捉え、以上のことから、ひとり親家庭の子どもはひとり親家庭への変化に対してアンビバレントな感情を持つと指摘している。要約すると <sup>30)</sup> 、ひとり親家庭の子どもは、自己の家庭経験にアンビバレントな感情を持ちながらも自分の家庭経験を肯定的に理解しようとしている。また、養育親との関わりには多様性があったが、養育親以外のつながりを豊富に持ち、それを活かしながらうまく生き抜こうとしている。なお、ひとり親家庭の子どもにとって、自己の複雑な家庭経験を正当なものとして理解するために、自己・他者（同様の経験がある人）からの承認を要している。そして、ひとり親家庭であることに対して周囲から承認を得ることによって、彼らは家庭外の豊富なつながりをもつ基盤を獲得している。

出所：姜（2014）に一部修正・加筆

[表 8]のように、ここに該当する研究は 9 本で、研究方法として質的研究が 8 本、量的・質的研究が 1 本であった。親の離婚に対する子どもの思いを離婚によって直面可能性がある出来事の中で検討している。そこで、親の離婚に関する出来事に対する子どもの思いから、次のことがうかがえる。

第 1 に、両親の葛藤といった出来事に対する子どもの思いについてである（平松 2005；堀田 2009；李 2012；志田 2015）。子どもは両親の葛藤のなかで、父親を恐怖と嫌悪の存在とし、母親をかわいそうな存在として認識して苦しんでいる。また、こういった両親の葛藤に対する不安や恐怖は離婚によって解消されるため、子どもが離婚を肯定的に認識する上で、1つの要素になることが分かる。

第 2 に、引っ越し及び転校といった出来事に対する子どもの思いについてである（平松 2005；真田 2003；志田 2015）。子どもは親の離婚によって引っ越し及び転校をさせられるのではないかと心配している。離婚による引っ越し及び転校は一方の親との離別とともに、自分の馴染みの町や友人との離別などをもたらすため、離婚経験児にとって大きなストレスとして作用することが懸念される。

第 3 に、面会交流といった出来事に対する子どもの思いについてである（平松 2005；野口 2015；真田 2003）。離婚経験児は面会交流に対する思いが親とすれ違うことで、悩んでいる。具体的に、子どものなかでは、決まっている面会交流の回数を通り、非養育親と会いたがる子どもがいる一方、回数は関係なく、会いたい時に自由に会いたがる子どもがいる。また、非養育親、あるいは養育親の意思及び雰囲気などによって、子どもの思いや意思は反映されないまま、面会交流が行われたり、実施されなかったりすることもある。

第 4 に、経済的苦労といった出来事に対する子どもの思いについてである（平松 2005；堀田 2009）。離婚経験児は学費がなくて大学進学を諦めたり、高校卒業後にすぐ職についたりするという指摘から、経済的問題でかなり苦しんでいることが分かる。

第 5 に、親の再婚といった出来事に対する子どもの思いについてである（梶井 2006）。これに関しては再婚家庭の子どもであっても、継父や継母を家族構成員として認める場合とそうではない場合、両方存在するという指摘程度である（梶井 2006）ため、比較議論は難しい。しかし、前述したように離婚経験児は両親の葛藤を始め、引っ越し、転校、面会交流、経済的な苦労などの出来事に直面することによって相当なストレスを受けることを考えれば、親の再婚に対する離婚経験児の苦しみが少なくないと推測できる。

### 第3節 小括

第3章（研究課題1）では、韓日の先行研究に対する検討を行ってきた。ここでは、その結果に基づき考察を行なう。まず、韓日に分けて考察した上で、両国から得られる示唆に基づき今後の研究課題を提示する。

#### 3-1. 韓国の先行研究から得られる示唆

韓国の先行研究は、その研究内容に従って親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究と離婚経験児の適応に影響を与える要因分析に関する研究に大別される。また、後者に該当する研究は、その着眼点に従って離婚経験児の適応の補償要因分析に関する研究、離婚経験児の適応のリスク要因分析に関する研究、離婚経験児の適応に影響を与える要因のパス解析に関する研究に再分類される。そのため、前記分類に分けて先行研究の検討を行なった。その結果、心理・社会的適応と学校適応、問題行動という従属変数に影響を及ぼす要因として次のものが明らかになった。それは、主に離婚経験児の適応に影響を与える要因のパス解析に関する研究に関する検討結果である。離婚経験児の適応に影響を与える要因のパス解析に関する研究に着目した理由は、ここに該当する10本は主な研究方法としてパス解析、または構造方程式モデリングを採用しているためである。その以外の研究は研究方法として、従属変数に対して複数の変数を独立変数とする場合にはその変数間の因果の方向性が仮定できない重回帰分析やロジステック回帰分析という多変量解析を採用している。また、多変量解析は、変数に誤差を含めたまま影響度の程度を解析するため、本来の寄与率を低下させる可能性があると同時に、寄与率を高めているのが誤差変数である可能性を必ずしも否定できない（ジュ・ゾ 2004；小杉・清水 2014；リ・イム 2011；豊田 2007）。

各従属変数に影響力をもつ要因として、心理・社会的適応には自我尊重感と明るくて変化によく適応する子どもの気質、問題解決型対処、親の離婚に対する子どもの知覚が、学校適応にはレジリエンスが、問題行動には親の離婚に対する子どもの知覚と心理的不安があげられる。それは、前記要因が従属変数に直接に影響を及ぼす直接要因、かつ他の因子から影響をうけて最終的に従属変数へ影響を及ぼす媒介要因として機能していることに依拠する。

ここで注目すべきところは、研究モデル設計の曖昧さ、すなわち、研究モデルとその分析のために採用した研究方法に関する問題である。具体的には、ここでは、研究方法としてパ

ス解析、または構造方程式モデリングを用いた研究に焦点を当てている。因果関係モデルを解くための方法として構造方程式モデリングの有効性は、既に認識されている。その意味で、心理・社会的適応、学校適応、問題行動という「離婚経験児の適応」に影響を及ぼすと報告されている前記要因は、統計的な意義をもつだろう。しかし、問題なのは、構造方程式モデリングは、演繹的仮説を前提とするため、理論検証という側面から「理論から導き出した研究モデルの構築」が求められている。にも関わらず、先行研究のなかには研究モデルが理論（theory）ではなく、観点（perspective）レベルでの検討を通して設計される、換言するならば、帰納的仮説に近い場合は多い。そのため、同様の研究モデルと研究方法を用いて分析を行なったものの、研究対象やケース数などによって研究モデルが成り立たず、研究結果に納得がつかない場合も少なくない。たとえば、韓国の先行研究において心理・社会的適応、学校適応、問題行動という「離婚経験児の適応」の「先行要因」として自我尊重感、レジリエンス、親の離婚に対する子どもの知覚、心理的不安などが明らかになっている。しかし、その研究結果として前記要因の統計的な意義は認められるものの、自我尊重感、レジリエンス、親の離婚に対する子どもの知覚、心理的不安が「離婚経験児の適応」に影響するという因果関係にあるとは考えにくいところがある。むしろ、自我尊重感とレジリエンスが高い離婚経験児において適応問題が見られない、親の離婚に対する子どもの知覚を否定的に認識し、心理的不安を抱えている離婚経験児において適応問題が見られる、という相関関係を仮定した方が納得できるだろう。

以上のことから、理論に基づいた研究モデルの設計の重要性が示唆された。また、前述したように韓国の先行研究における研究モデルは、理論に基づいて導き出されておらず、研究モデルの変数が因果関係より相関関係に近いと判断される。そのため、今後は、理論に基づいた研究モデルの従属変数として「離婚経験児の適応」を設定し、その先行要因を明らかにする研究が求められる。

### 3-2. 日本の先行研究から得られる示唆

日本の先行研究は、その研究内容に従って親の離婚が子どもの発達に与える影響に関する研究と親の離婚に対する子どもの思いに関する研究に大別される。そのため、前記分類に分けて先行研究の検討を行なった。その結果、子どもは親の離婚紛争のみならず、離婚前後における出来事によって否定的（内面的・対外的）及び肯定的な影響をうけていることが明

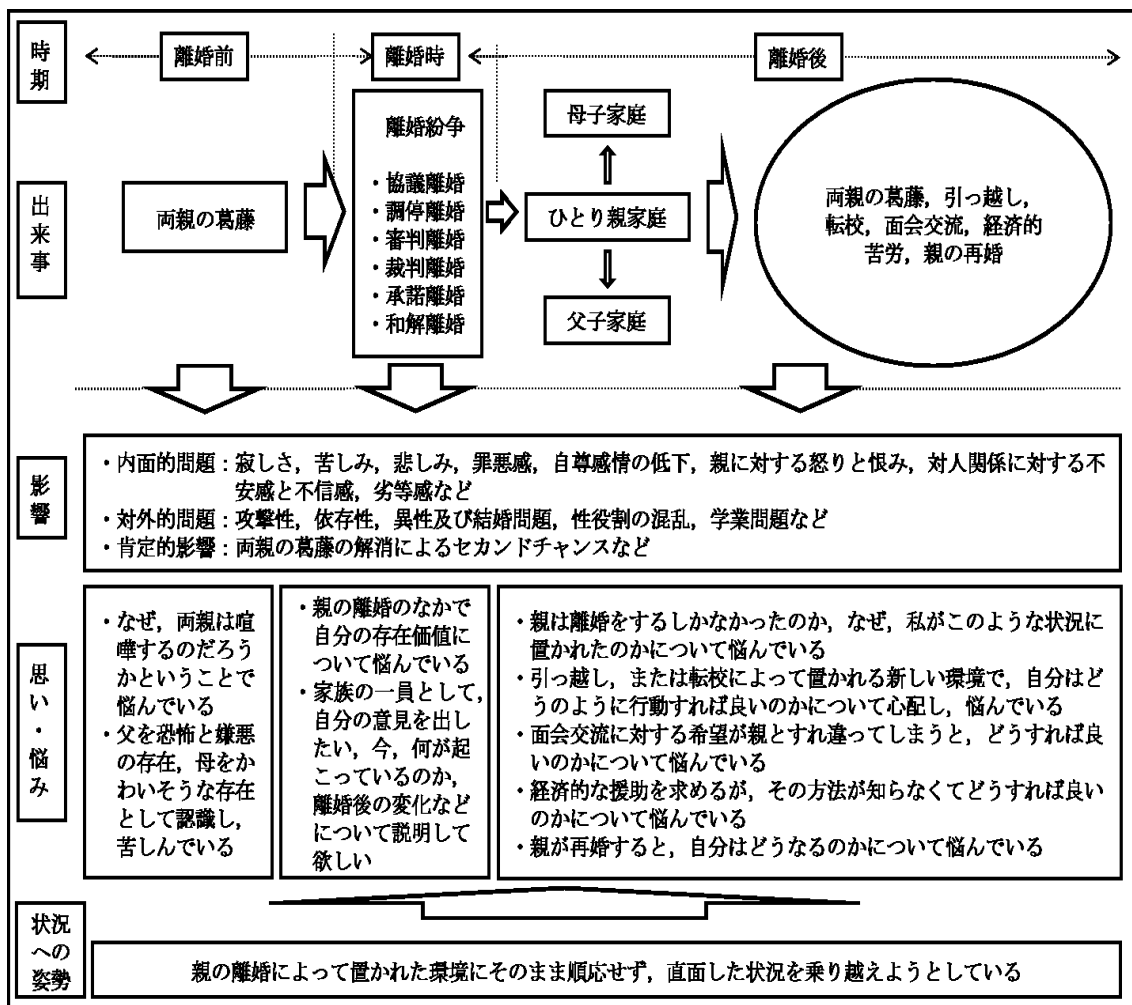
らかになった。また、子どもは親の離婚によって直面する出来事とその影響のなかで悩みながらも、それを乗り越えようとする能動的存在であることが明らかになった。それを示したものが[図3]である。

[図3]は、日本の先行研究に対する検討結果を時系列にまとめたものである。親の離婚は、離婚紛争という出来事だけを意味しているのではなく、離婚前における両親の葛藤の結果であり、離婚後における両親の葛藤、引っ越し、転校、面会交流、経済的苦労、親の再婚などの出来事をもたらす原因でもある。また、こうした出来事は寂しさ、苦しみ、悲しみ、罪悪感、自尊感情の低下、親に対する怒りと恨み、対人関係に対する不安感と不信感、劣等感などの内面的問題とともに、攻撃性、依存性、異性及び結婚問題、性役割の混乱、学業問題などの対外的問題を引き起こす。しかし、暴言や暴力などで離婚に至った場合は、肯定的な影響として機能することもある。このような状況のなかで、多くの子どもは苦しんでいる。なぜ、両親は喧嘩し、離婚するのか理解できず、自分のせいで親が離婚するのではないか、これから自分はどうなるのか、自分はどのような行動をとればよいのかなどについて悩みながらも、離婚によって置かれた状況を乗り越えようとしている。

以上のことから次のことがうかがえる。第1に、子どもは離婚によって否定的影響を受け、否定的影響をもたらす要因として離婚紛争のみならず、離婚前後に関わっている出来事が存在している。第2に、子どもは離婚前後における出来事によって否定的影響を受けたり混乱したりしているが、その状況にそのまま順応する受動的存在ではなく、それを乗り越えようとする能動的存在である。

そのため、現在の離婚経験児を理解する上で、彼らが今までどのような出来事を経験してきたのかを十分に考慮すべきである。また、支援の提供にあたっては彼らを「支援をうける受動的存在」ではなく「支援の実施有無を希望・決定でき、それを通して現在の状況を克服しようとする能動的存在」として認識し、アプローチすべきである。





【図3】 親の離婚によって直面する出来事及びその影響とそれに対する子どもの思い

出所：姜（2014）に一部修正・加筆

### 3-3. 韓日の先行研究から見出された研究課題

韓日の先行研究に対する検討を通して得られた示唆に基づき、研究課題を提示する。

結論からいうと、「離婚経験児の適応」を従属変数（アウトカム）、「離婚前後における多様な出来事」を独立変数とした因果関係モデルの検討が必要である。また、その際に、離婚経験児を「離婚前後における多様な出来事、またはそれに関連した支援の実施有無について希望・決定できる能動的存在」として捉えなければならない。その裏付けとして、韓日の先行研究に対する検討結果があげられる。具体的に、韓国の先行研究に対する検討を通して離婚経験児の適応は自我尊重感、レジリエンス、親の離婚に対する子どもの知覚、心理的不安などに影響をうけていることが明らかになった。しかし、その研究モデルは理論から導き出

されていないため、研究モデルが演繹的仮説より帰納的仮説に近く、変数間においても因果関係ではなく、相関関係が見られる。このことから、韓国の先行研究に対する検討では、理論から導き出した研究モデルの従属変数として「離婚経験児の適応」を設定し、その先行要因を明らかにする必要性が示唆された。また、日本の先行研究に対する検討を通して、離婚経験児は親の離婚によって親の葛藤、離婚紛争、引っ越し、転校、面会交流、経済的苦労、親の再婚などの出来事に直面することが明らかになった。また、その出来事に直面する時に、離婚経験児は「支援をうける受動的な存在」ではなく「支援の実施有無について希望・決定でき、それを通して現在の状況を克服しようとする能動的な存在」であることが示唆された。このことは、離婚前後における出来事そのもの、もしくはそれに関連した支援の実施有無が離婚経験児の適応に影響するという従来の視点から脱却する必要性を意味する。つまり、離婚経験児が離婚前後における出来事そのもの、もしくはそれに関連した支援を「希望した際の実施有無」が離婚経験児の適応に影響するという視点からの検討が急がれると言えよう。

以上のことを要約するならば、理論に基づいた研究モデルの従属変数として「離婚経験児の適応」を設定し、離婚経験児の適応に影響する先行要因として「離婚前後における出来事そのもの、もしくはそれに関連した支援」を設定する必要性が研究課題として指摘できる。また、「離婚前後における出来事そのもの、もしくはそれに関連した支援」を先行要因、すなわち独立変数として設定するにあたって重要なのは、離婚経験児を「支援の実施有無について希望・決定できる能動的な存在」として捉えることである。このことを理論的観点から見直すと、多くの先行研究はライフ・イベント（または、ストレッサー）がストレス反応に影響すると仮定する Holmes ら（1967）のライフ・イベント理論（life event theory）を援用していると推定される。また、先行研究での離婚前後における多様な出来事はライフ・イベント、離婚経験児の適応はストレス反応として位置づけられる。しかしながら、ライフ・イベント理論においては、日本の先行研究に対する検討から示唆された「子どもは支援の実施有無を希望・決定できる能動的な存在」という視点が欠如されている。そのため、今後は、研究モデルを設定するにあたって、ライフ・イベント理論ではない他の理論を検討しなければならないだろう。詳しい内容については、第4章で述べるが、その代案として Lazarus ら（1984）のストレス認知理論が考えられる。

この研究課題は、離婚経験児を巡る社会的状況と対策の動きが類似しており、質的研究あるいは量的研究のように異なる研究方法の傾向が見られる韓日の先行研究に対する検討から見出されたことから、実証的検討の可能性が高いと判断される。

---

---

## 第4章

### 測定尺度の開発及び因果関係モデルの検討結果

---

---

第4章は、研究課題2・3に該当する。先行研究の検討結果（研究課題1の結果）を踏まえて離婚経験児の日常生活ストレス認知と適応の関係を明らかにすることを目的とした。具体的には、まず、研究課題1の結果のうち、「離婚前後における多様な出来事」「子どもは支援の実施有無について希望・決定できる能動的な存在」という日本の先行研究に対する検討結果に基づき、測定可能な尺度を開発する（研究課題2）。次いで、韓日の先行研究に対する検討結果とLazarusら（1984）のストレス認知理論に基づき、離婚経験児の「適応」を従属変数、前記開発尺度を独立変数とした因果関係モデルを構築・検討する（研究課題3）。その後、因果関係モデルの検討結果に基づき、新たな支援方針及び支援について検討する。

初期の離婚経験児を対象とした研究は、親の離婚による否定的影響に関する研究（Amato1993；Amato & Keith1991；フォン 1980；平松 2005；ホン・キム 2005；泉 1994；ジョンヒョンスク 1993；梶井 2006；リ 1994；ムン・イ 2011；野田 1998；小田切 2005；真田 2003；棚瀬 2004；Wallersteinら=2001；Zill & Corio1993）が主流であった。その後、離婚による否定的影響を減らすことを目的に、否定的影響の発生、かつ促すリスク要因分析に関する研究（ジョン・リ 2006；ジョン・リ・キム 2007；ジュ 2003；キム・ソン 2005；リ 2002；リ・リ・ミン 2006；2008；ミン・リ・リ 2005；パク 2010）、否定的影響の低下、かつ防ぐ補償要因分析に関する研究（ハン・パク 2008；ジャン 2010；ジ・イ 2012b；キム・リ・チュ 2012；ユ・リ・リ 2004；リ・ジュ 2005；リ・ジ 2010；リ・リ・キム 2005；ナム 2010；パク 2003）、否定的影響の発生、または低下に関連する要因のパス解析に関する研究（フォン・チョン・オク 2010；ホン 2004；ジュ・ゾ 2004；キム・カン 2005；オ 1998；シン 2010；ソク 2009）がなされている。こうした研究らは、親の離婚を子どもの適応に対する否定的なストレッサーとして捉えたものである。

近年に入っては、離婚経験児と一般家庭の子どもの適応において有意な差異は見られない（Grych & Fincham 1992；ホン 2004；ナム 2010；オ 2001）という報告もなされている。つまり、離婚そのもの、または離婚前後における出来事を一概に否定的な出来事として捉える従来の視点を指摘するものである。しかし、こうした報告らは、離婚経験児と一般家庭の子どもの適応水準が変わらないことを意味するだけで、決して離婚経験児の適応問題が生じないことを保証するわけではない。むしろ、離婚経験児が一般家庭の子どもの比して適応

水準が低い (チェ・イ 2011 ; フォン 1980 ; ジョン・ハン 2007 ; ジョン・リ 2006 ; ユ・リ・ソ 2004 ; リ 2002 ; リ・リ・ミン 2006 ; ミン・リ・リ 2005 ; ナム 2010) という報告とともに、適応問題の典型的なストレスラーとして離婚が取り上げられている従来の研究 (Homles & Rahe1967 ; Lazarus & Folkman1984) を勘案するなら、離婚による否定的影響に着目することには異論がないだろう。また、その際に、重要なのは、離婚による否定的影響に着目することに留まらず、なぜ離婚は否定的影響に繋がるのかという、多角的な視点から検討することであろう。その意味で、「子どもは支援の実施有無について希望・決定できる能動的存在」という研究課題 1 の示唆は、非常に意義があるだろう。

前述したように、離婚経験児を対象とした研究は、離婚による否定的影響を始めに、リスク要因分析、補償要因分析、パス解析に関する研究という傾向を見せている (姜2013b;2014 ; ジュ2015)。また、多くの研究は研究モデルの設計において、その根拠として家族喪失観点、家族葛藤観点、経済的不利益観点という観点レベルに留まっている。一方で、理論から演繹的仮説を導き出し、そのモデルのデータへの適合性の検討という「理論に依拠した研究モデルの設計」は、一部の研究でしか見られない。それは、多くの研究が分析方法として理論から導き出した演繹的仮説を要しない重回帰分析などの多変量解析を採用しているためである。しかし、問題なのは考察において、相関関係研究として位置づけられている多変量解析の結果に基づき、「影響を与えた」「影響をうけた」という因果関係の意味合いを持った表現を使用していることである。また、分析方法として理論から導き出した演繹的仮説を前提とする構造方程式モデリングを採用したにも関わらず、その研究モデルが理論ではなく、観点レベルでの検討を通して設計される、換言するなら、帰納的仮説に近い場合は多い。このことは、研究目的に沿った研究方法の採用、並びに適切な考察の重要性を指摘するものであり、因果関係モデルを想定している本研究において、分析方法として構造方程式モデリングの採用とともに、理論に依拠した研究モデルの設計が欠かせないことを示唆するものである。

Amato & Keith (1991) と Hetherington (1993) は家族喪失観点、家族葛藤観点、経済的不利益観点、レジリエンス観点、生活ストレス理論 (daily stress theory) を中心に、離婚経験児の適応問題を説明している。前記観点・理論のなか、理論に着目すると、生活ストレス理論は、親の離婚後に遭遇する多様な否定的な出来事によって離婚経験児の適応問題が発生するとしている。否定的な出来事としては非養育者との出会いの減少、養育者との関係変化、生活水準の低下、引っ越し、転校などがあげられる。また、この理論は離婚経験児

にとって親の離婚理由への未説明、一緒に暮らす親を選ぶ選択権の未付与、面会交流の排除、引っ越し・転校などは適応問題を発生させる「リスク要因」、親の離婚理由への説明、一緒に暮らす親を選ぶ選択権の付与、面会交流の実施、引っ越し・転校なしなどは適応問題を低下させる「補償要因」という報告ら（青木 2011；ジュ 2004；2008；リ・ジュ 2005；野口 2006；小田切 2005；シン・イ 2009；棚瀬 2004）によって支持される。しかし、生活ストレス理論は、理論の提唱者が不明である。また、出来事そのものを独立変数、適応を従属変数とした因果関係を仮定していることから、Homles ら（1967）のライフ・イベント理論の応用版ではないかと推察される。

ライフ・イベント理論（Homles & Rahe 1967）では、ストレスを日常生活の変化に再適応しようとする努力と捉えている。また、ライフ・イベントを援用した多くの研究者は、ライフ・イベントそのものがストレス反応に影響を与える要因である（嶋田 1998）としている。それに対し、Lazarus（1966）は、ストレスを「個人の資源を越え、心身の健康を脅かすものとして評価された人間と環境とのある特定な関係（斉藤・菅原 2007）」と定義し、ストレス反応はストレッサーに対する認知的評価とコーピングという変数が媒介して規定される（Lazarus & Folkman 1984）としている。たとえば、「ある個人が『離婚』という出来事を経験したとしても、それをどのようにとらえるかという個人の認知的な課程がストレス反応に強い影響を及ぼし、それに関する認知的評価が、個人の対処行動の選択やストレス反応の表出の程度を規定（斉藤・菅原 2007）」する。実際に、ストレス認知理論で言うストレス反応に対するストレス認知の影響は、統計的にも検討されている（李・朴・中嶋ら 2013；尹・朴・金ら 2014）。このことを離婚経験児に関する研究領域からすると、離婚経験児の適応はストレス反応、前記リスク要因と補償要因はストレッサーとして位置づけられ、今後の研究においてストレッサーに対する認知、つまり、ストレス認知に着目する必要性が求められる。なお、子どもは親のどちらを選ぶかを強要されず、離婚紛争の詳細を知らずにいたいという権利（ニューヨーク州裁判所事務総局）を持ち、怒りの最も大きい原因がニーズの挫折である（キム・パク・チェ 2010）とされている。このことは、離婚経験児のストレス認知に着目するにあたり、親の離婚理由への未説明、一緒に暮らす親を選ぶ選択権の未付与、面会交流の排除、引っ越し、転校などはリスク要因、逆の場合は補償要因と捉える従来の視点から脱却する必要性をうかがえるものである。親の離婚理由を説明し、面会交流を行なったとしても、子どもが希望していないなら、それらがリスク要因として機能する可能性を決して排除できないためである。つまり、離婚経験児のストレッサーに対する認知に着目するにあたり、

離婚経験児が離婚前後における出来事、もしくはそれに関連した支援を希望しているのかどうかを考慮することは非常に重要であろう。

そのため、第4章（研究課題2・3）では、新たな支援方針と具体的な支援に対して提言することをねらいに、「離婚前後における多様な出来事」「子どもは支援の実施有無について希望・決定できる能動的な存在」という視点から離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度を開発する。その後、離婚経験児の日常生活ストレス認知と適応の関係を明らかにすることを目的とした。

### 第1節 集計対象の属性分布

集計対象144人の離婚経験児の属性分布<sup>31)</sup>は、[表9]に示した。

[表9] 集計対象の属性分布 (n=144)

		単位:人(%)
性別	男	72 ( 50 )
	女	72 ( 50 )
現在の年齢	平均年齢 14.2歳	標準偏差 2.4
		範囲 10~18
親の離婚時の年齢	平均年齢 6.7歳	標準偏差 3.8
		範囲 0~16
離婚経過年数	平均年数 7.5年	標準偏差 3.6
		範囲 1~17
兄弟有無	あり	114 ( 79.2 )
	なし	30 ( 20.8 )
社会福祉機関の利用有無 (複数回答)	利用している	70 ( 48.6 )
	地域児童センター	24 ( 34.3 )
	総合社会福祉館	28 ( 40 )
	ひとり親家族支援センター	16 ( 22.9 )
	健康家庭支援センター	8 ( 11.4 )
	ドリームスタート	9 ( 12.9 )
	青少年会館	7 ( 10 )
	その他	4 ( 5.7 )
	利用していない	74 ( 51.4 )
養育者の性別	男	13 ( 9 )
	女	131 ( 91 )
養育者の現在の年齢	平均年齢 44.6歳	標準偏差 4.5
		範囲 34~55

養育者の離婚時の年齢	平均年齢 37.1歳	標準偏差 範囲	5.1 24~51
養育者の最終学歴	小学校の卒業		5 ( 3.5 )
	中学校の卒業		5 ( 3.5 )
	高等学校の卒業		73 ( 50.7 )
	短大学の卒業(専門学校含む)		31 ( 21.5 )
	大学の卒業		24 ( 16.7 )
	大学院の卒業		3 ( 2.1 )
	その他		3 ( 2.1 )
養育者の就労状態	正社員(常勤)		28 ( 19.4 )
	非正規社員(非常勤・有期雇用)		53 ( 36.8 )
	自営業		17 ( 11.8 )
	学生		1 ( 0.7 )
	職業訓練中		16 ( 11.1 )
	無職		27 ( 18.8 )
	その他		2 ( 1.4 )
養育者の社会福祉機関の 利用有無 (複数回答)	利用している		93 ( 64.6 )
	総合社会福祉館		34 ( 36.6 )
	ひとり親家族支援センター		52 ( 55.9 )
	健康家庭支援センター		21 ( 22.6 )
	その他		14 ( 15.1 )
家族構成員	利用していない		51 ( 35.4 )
	養育者と子		110 ( 76.4 )
	養育者と子, 子の祖父母		22 ( 15.3 )
	養育者と子, 養育者の兄弟		9 ( 6.3 )
	その他		3 ( 2.1 )
世帯収入	10万円未満		64 ( 44.4 )
	10~20万円未満		66 ( 45.8 )
	20~30万円未満		13 ( 9.0 )
	40~50万円未満		1 ( 0.7 )
	50万円以上		0 ( 0 )
養育費の受給有無 (月の平均)	もらっている		27 ( 18.8 )
	1万円未満		5 ( 18.6 )
	1~2万円未満		10 ( 37 )
	2~3万円未満		1 ( 3.7 )
	4~5万円未満		11 ( 40.7 )
	5万円以上		0 ( 0 )
離婚した理由の説明有無	もらっていない		117 ( 81.3 )
	している		116 ( 80.6 )
	していない		28 ( 19.4 )

面会交流の実施有無	行なっている	48 ( 33.3 )
	毎日	0 ( 0 )
	週1~2回	2 ( 4.2 )
	週3~4回	2 ( 4.2 )
	月1~2回	22 ( 45.8 )
	月3~4回	21 ( 43.8 )
	年1~2回	1 ( 2.1 )
	知らない	0 ( 0 )
	行なっていない	84 ( 58.3 )
	知らない	12 ( 8.3 )
離婚による引っ越し有無	している	82 ( 56.9 )
	していない	62 ( 43.1 )
離婚による転学有無	している	50 ( 34.7 )
	していない	94 ( 65.3 )

注：基本属性は、多くの質問項目による負担・疲労などを考慮して養育親に回答してもらった。そのため、面会交流の実施有無の回答として「知らない」が含まれている。また、世帯収入と養育費の受給有無の回答として、それぞれ「30~40万円未満」「3~4万円未満」がないことは、調査票の作成時でのミスによる漏りであることを明らかにしておく。なお、離婚経験児と養育親の社会福祉機関の利用有無、養育費の受給有無、面会交流の実施有無の内訳割合は、「有」における値である。

離婚経験児の性別は、男 72 人 (50%)、女 72 人 (50%) であった。現在の年齢は、平均 14.2 歳 (標準偏差 2.4, 範囲 10~18 歳)、親の離婚時の年齢は、平均 6.7 歳 (標準偏差 3.8, 範囲 0~16 歳)、離婚経過変数は、平均 7.5 年 (標準偏差 3.6, 範囲 1~17 歳) であった。兄弟有無は、あり 114 人 (79.2%)、なし 30 人 (20.8%) であった。社会福祉機関の利用有無 (重複回答) は、利用している 70 人 (48.6%)、利用していない 74 人 (51.4%) で、総合社会福祉館 (28 人, 40%)、地域児童センター<sup>32)</sup> (24 人, 34.3%)、ひとり親家族支援センター (16 人, 22.9%)、ドリームスタート<sup>33)</sup> (9 人, 12.9%)、健康家庭支援センター (8 人, 11.4%)、青少年会館 (7 人, 10%)、その他 (4 人, 5.7%) という順で利用していた。

養育親の性別は、男性 13 人 (9%)、女 131 人 (91%) であった。養育親の現在の年齢は、平均 44.6 歳 (標準偏差 4.5, 範囲 34~55 歳)、養育親の離婚時の年齢は、平均 37.1 歳 (標準偏差 5.1, 範囲 24~51 歳) であった。養育親の最終学歴は、回答の高い順から、高等学校の卒業 73 (50.7%)、短期大学の卒業 (専門学校含む) 31 (21.5%)、大学の卒業 24 人 (16.7%)、小学校の卒業 5 人 (3.5%)、中学校の卒業 5 人 (3.5%)、大学院の卒業 3 人 (2.1%)、その他 3 人 (2.1%) であった。養育親の就労状態は、回答の高い順から非正規



社員(非常勤・有期雇用) 53 人 (36.8%), 正社員(常勤) 28 人 (19.4%), 無職 27 人 (18.8%), 自営業 17 人 (11.8%), 職業訓練中 16 人 (11.1%), 学生 1 人 (0.7%) であった。養育親の社会福祉機関の利用有無(重複回答)は, 利用している 93 人 (64.6%), 利用していない 51 人 (35.4%) で, ひとり親家族支援センター (52 人, 55.9%), 総合社会福祉館 (34 人, 36.6%), 健康家庭支援センター (21 人, 22.6%), その他 (14 人, 15.1%) という順で利用していた。

家族構成員は, 回答の高い順から養育親と子 110 人 (76.4%), 養育親と子, 子の祖父母 22 人 (15.3%), 養育親と子, 養育親の兄弟 9 人 (6.3%), その他 3 人 (2.1%) であった。世帯収入は, 回答の高い順から 10~20 万円未満 66 人 (45.8%), 10 万円未満 64 人 (44.4%), 20~30 万円未満 13 人 (9%), 40~50 万円未満 1 人 (0.7%), 50 万円以上 0 人 (0%) であった。養育費の受給有無は, もっている 27 人 (18.8%), もらっていない 117 人 (81.3%) で, 月平均の受給額は, 4~5 万円未満 11 人 (40.7%), 1~2 万円未満 10 人 (37%), 1 万円未満 5 人 (18.6%), 2~3 万円未満 1 人 (3.7%), 5 万円以上 0 人 (0%) という順となっていた。離婚した理由の説明有無は, している 116 人 (80.6%), していない 28 人 (29.4%) であった。面会交流の実施有無は, 回答の高い順から行なっていない 84 人 (58.3%), 行なっている 48 人 (33.3%), 知らない 12 人 (8.3%) で, 頻度は, 回答の高い順から月 1~2 回 22 人 (45.8%), 月 3~4 回 21 人 (43.8%), 周 1~2 回 2 人 (4.2%), 月 3~4 回 2 人 (4.2%), 毎回 0 人 (0%), 知らない 0 人 (0%) であった。離婚による引っ越し有無は, している 82 人 (56.9%), していない 62 (43.1%), 離婚による転校有無は, している 50 人 (34.7%), していない 94 人 (65.3%) であった。

## 第 2 節 離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度の開発

### 2-1. 回答分布

離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度の回答分布は[表 10]に示した。

離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度の回答分布において, 回答カテゴリ「はい」の割合が高い項目順からすると, 「xa14 他の人に親が別れたことを隠したことがある (38.2%)」, 「xa17 他の人に親が離婚したことを言って, 恥ずかしかったことがある (35.4%)」, 「xa1 親の仲が悪くなった理由について聞きたくなかったが, 説明されたことがある (31.3%)」, 「xa7 親と一緒に旅行したいと言ったが, 親にお金がないから行けない

と言われたことがある (31.3%)」, 「xa6 友達と遊びに行きたかったが, お金がなくて行けなかったことがある (29.9%)」, 「xa5 塾に行きたかったが, お金がなくて通えなかったことがある (29.2)」, 「xa15 他の人から貴方は父, または母と一緒に住んでいないでしょうと言われたことがある (27.8%)」, 「xa3 親が離婚した理由について聞きたくなかったが, 説明されたことがある (27.1%)」, 「xa10 親が離婚することで, 引っ越し, または転校をしたくなかったが, させられたことがある (25.7%)」, 「xa9 親が離婚する時に, どちらの親と住みたいのか聞いてほしくなかったが, 聞かれたことがある (23.6%)」, 「xa8 親が離婚する時に, どちらの親と住みたいのか聞いてほしかったが, 聞いてくれなかったことがある (22.9%)」, 「xa16 親が離婚したことは悪いと言われたことがある (20.8%)」, 「xa4 離婚後の生活について知りたかったが, 説明してくれなかったことがある (18.1%)」, 「xa11 別れた親に会いたかったが, 養育親が嫌がっている気がして, 会うことを避けたことがある (18.1%)」, 「xa2 親が離婚した理由について聞きたかったが, 説明してくれなかったことがある (14.6%)」, 「xa13 別れた親が傷つくか心配して, 会ったことがある (13.9%)」, 「xa12 別れた親が会いたいと言ったので, しかたなく会ったことがある (12.5%)」である。

【表 10】 離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度の回答分布 (n=144)

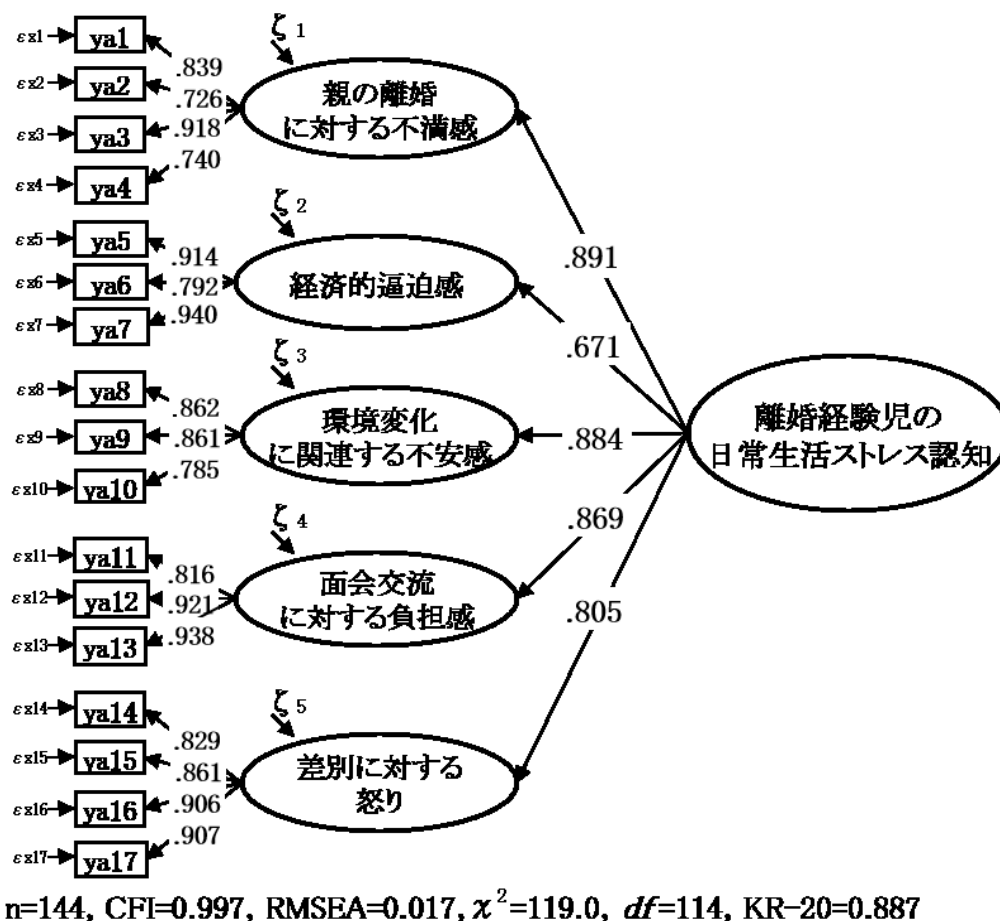
質 問 項 目	単位：人(%)	
	回答カテゴリ	
	その時に、不満・怒り・不安感を感じましたか。	
	はい	いいえ
<b>【親の離婚に対する不満感】</b>		
xa1 親の仲が悪くなった理由について聞きたくなかったが、説明されたことがある	45 (31.3)	99 (68.8)
xa2 親が離婚した理由について聞きたかったが、説明してくれなかったことがある	21 (14.6)	123 (85.4)
xa3 親が離婚した理由について聞きたくなかったが、説明されたことがある	39 (27.1)	105 (72.9)
xa4 離婚後の生活について知りたかったが、説明してくれなかったことがある	26 (18.1)	118 (81.9)
<b>【経済的逼迫感】</b>		
xa5 塾に行きたかったが、お金がなくて通えなかったことがある	42 (29.2)	102 (70.8)
xa6 友達と遊びに行きたかったが、お金がなくて行けなかったことがある	43 (29.9)	101 (70.1)
xa7 親と一緒に旅行したいと言ったが、親にお金がないから行けないと言われたことがある	45 (31.3)	99 (68.8)
<b>【環境変化に関連する不安感】</b>		
xa8 親が離婚する時に、どちらの親と住みたいのか聞いてほしかったが、聞いてくれなかったことがある	33 (22.9)	111 (77.1)
xa9 親が離婚する時に、どちらの親と住みたいのか聞いてほしくなかったが、聞かれたことがある	34 (23.6)	110 (76.4)
xa10 親が離婚することで、引っ越し、または転学をしたくなかったが、させられたことがある	37 (25.7)	107 (74.3)
<b>【面会交流に対する負担感】</b>		
xa11 別れた親に会いたかったが、同居親が嫌がっている気がして、会うことを避けたことがある	26 (18.1)	118 (81.9)
xa12 別れた親に会いたいと言ったので、しかたなく会ったことがある	18 (12.5)	126 (87.5)
xa13 別れた親が傷つくが心配して、会ったことがある	20 (13.9)	124 (86.1)
<b>【差別に対する怒り】</b>		
xa14 他の人に親が別れたことを隠したことがある	55 (38.2)	89 (61.8)
xa15 他の人から貴方は父、または母と一緒に住んでいないでしょうと言われたことがある	40 (27.8)	104 (72.2)
xa16 親が離婚したことは悪いと言われたことがある	30 (20.8)	114 (79.2)
xa17 他の人に親が離婚したことを言って、恥ずかしかったことがある	51 (35.4)	93 (64.6)

## 2-2. 構成概念妥当性及び信頼性の検討

離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度の因子構造モデル（第一次因子を「親の離婚に対する不満感」（4項目）、「経済的逼迫感」（3項目）、「環境変化に関連する不安感」（3項目）、「面会交流に対する負担感」（3項目）、「差別に対する怒り」（4項目）で構成し、「離

婚経験児の日常生活ストレス認知」を第二因子とする二次因子構造モデル) のデータへの適合性は、CFIが0.997、RMSEAが0.017であった ([図4]).

また、KR-20信頼性係数は、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度の全17項目では0.887であった。



[図4] 離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度の構成概念妥当性 (標準化解)

### 第3節 離婚経験児の適応測定尺度の開発

#### 3-1. 回答分布

適応測定尺度の回答分布は[表11]に示した。

適応測定尺度の回答分布において、回答カテゴリ「はい」の割合が高い項目順からすると、「xb3 よく心配する (55.6%)」、「xb5 ひとつのことにこだわりすぎてしまう (42.4%)」、「xb1 いらいらしたり、不安になったりする (35.4%)」、「xb4 いけない行動や思いにいたる

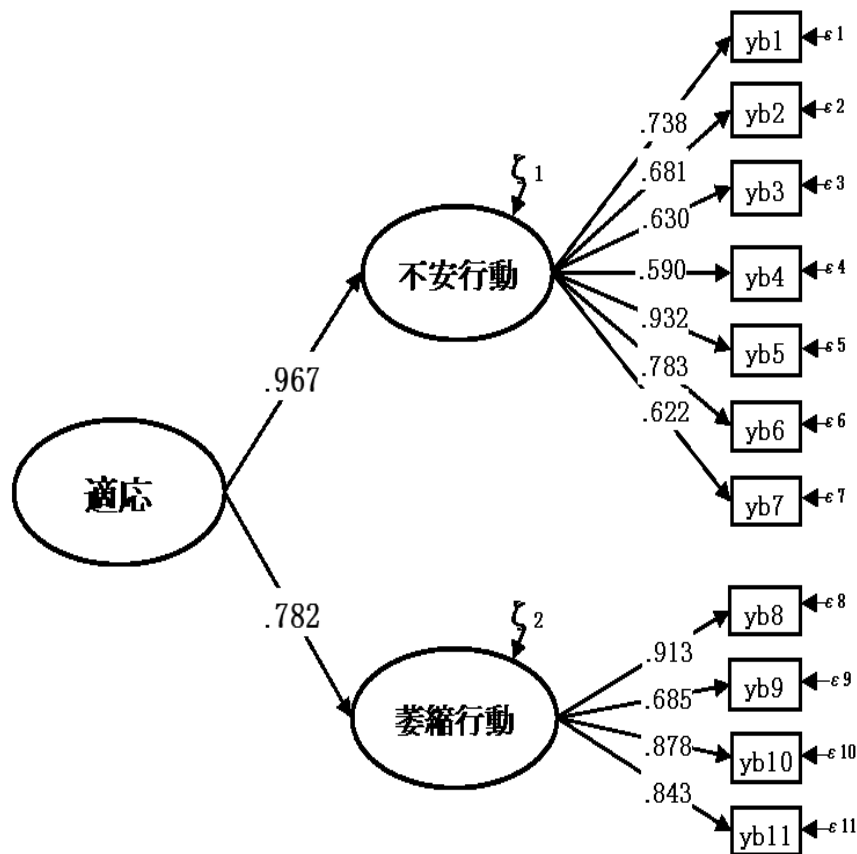
ことがある (34.7%)」, 「xb2 ある特定の対象, 状況, 場所に怖くなる (27.1%)」, 「xb10 他  
の人からあまり好かれない (25.7%)」, 「xb7 同じ行動を繰り返す (22.2%)」, 「xb11 自分は  
つまらない人だと思う (22.2%)」, 「xb6 だれにも愛されていないと思う (19.4%)」, 「xb8  
萎縮して, 他の人と上手につきあうことができない (16%)」, 「xb9 他の人によくからかわ  
れる (10.4%)」である.

【表 11】 適応測定尺度の回答分布 (n=144)

質 問 項 目	単位: 人(%)	
	回答カテゴリ	
	はい	いいえ
<b>【不安行動】</b>		
xb1 いらいらしたり, 不安になったりする	51 ( 35.4 )	93 ( 64.6 )
xb2 ある特定の対象, 状況, 場所に怖くなる	39 ( 27.1 )	105 ( 72.9 )
xb3 よく心配する	80 ( 55.6 )	64 ( 44.4 )
xb4 いけない行動や思いにいたることがある	50 ( 34.7 )	94 ( 65.3 )
xb5 ひとつのことにこだわりすぎてしまう	61 ( 42.4 )	83 ( 57.6 )
xb6 だれにも愛されていないと思う	28 ( 19.4 )	116 ( 80.6 )
xb7 同じ行動を繰り返す	32 ( 22.2 )	112 ( 77.8 )
<b>【萎縮行動】</b>		
xb8 萎縮して, 他の人と上手につきあうことができない	23 ( 16.0 )	121 ( 84.0 )
xb9 他の人によくからかわれる	15 ( 10.4 )	129 ( 89.6 )
xb10 他の人からあまり好かれない	37 ( 25.7 )	107 ( 74.3 )
xb11 自分はつまらない人だと思う	32 ( 22.2 )	112 ( 77.8 )

### 3-2. 構成概念妥当性及び信頼性の検討

適応測定尺度の因子構造モデル (第一次因子を「不安行動」(7項目), 「萎縮行動」(4  
項目)で構成し, 「適応」を第二次因子とする二次因子構造モデル) のデータへの適合性は,  
CFI が 0.958, RMSEA が 0.068 であった ([図 5]). また, KR-20 信頼性係数は, 適応尺度を  
構成している全 11 項目で 0.812 であった.



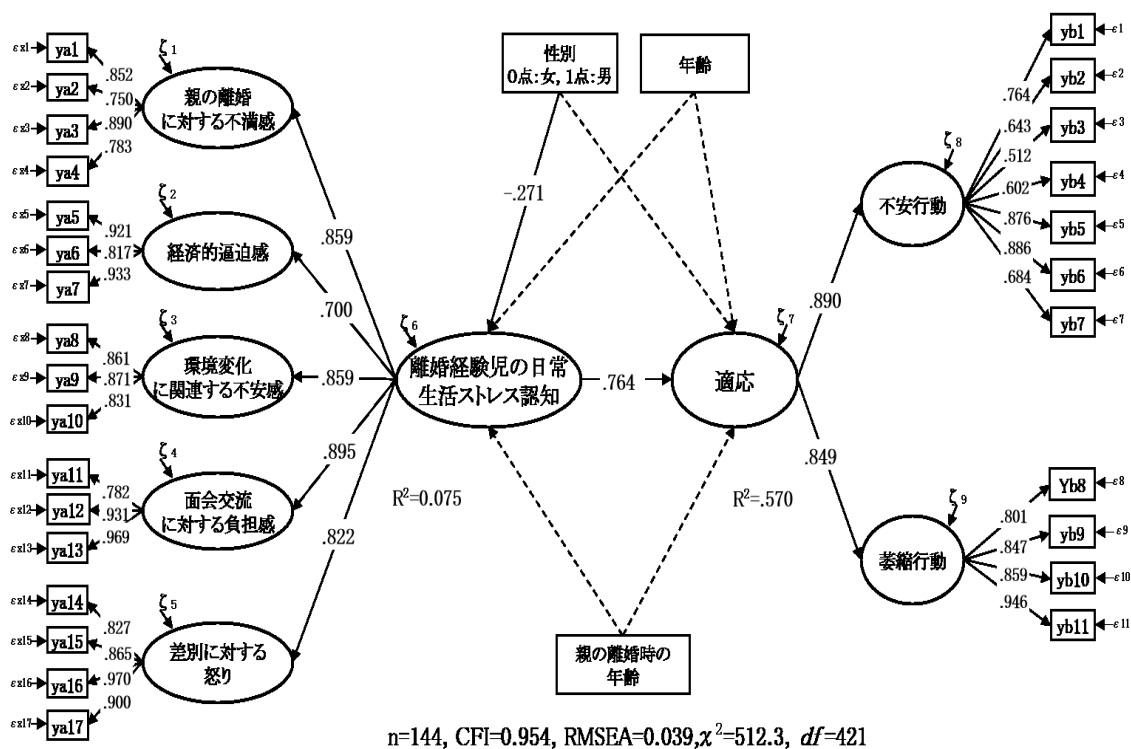
$n=144$ , CFI=0.958, RMSEA=0.068,  $\chi^2=71.7$ ,  $df=43$ , KR-20=0.812

[図5] 適応測定尺度の構成概念妥当性 (標準化解)

#### 第4節 離婚経験児の日常生活ストレス認知と適応の関係分析

離婚経験児の日常生活ストレス認知を5因子17項目で構成した二次因子構造モデルを独立変数、適応を2因子11項目で構成した二次因子構造モデルを従属変数、また性別、年齢、親の離婚時の年齢を統制変数として投入した因果関係モデルのデータへの適合性は、CFIが0.954、RMSEAが0.039であった ([図6])。

変数間の関係に着目すると、独立変数と従属変数の間に統計学的に有意な正の関係 (パス係数: 0.764) が認められた。一方、統制変数として投入した変数のうち、性別が離婚経験児の日常生活ストレス認知に統計学的に有意な関係を示していた。しかし、年齢、親の離婚時の年齢は離婚経験児の日常生活ストレス認知及び適応と関連性が認められず、また、子どもの性別は適応と統計学的に有意な関係が認められなかった。なお、本研究で分析した因果関係モデルにおける適応に対する説明率は57%であった。



[図 6] 離婚経験児の日常生活ストレス認知と適応の関係 (標準化解)

注：図中の実線は統計学的に有意なパス，破線は統計学的に非有意なパスである．なお，実践（破線）上の数値は標準化推定値である．

## 第 5 節 小括

### 5-1. 研究結果の位置づけ

第 4 章（研究課題 2・3）では，新たな支援方針と支援について検討することをねらいに，離婚経験児の日常生活ストレス認知と適応の関係を明らかにすることを目的とした．具体的に，統計解析では，Lazarus らのストレス認知理論を援用して離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度を独立変数，適応測定尺度を従属変数，性別，年齢，親の離婚時の年齢を統制変数とする因果関係モデルを構築・検討を行なった．その結果に基づき，研究結果を位置づける．

第1に，前記因果関係モデルの検討に先だち，測定尺度の構成概念妥当性ならびに信頼性について検討した．その結果，離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度 (CFI=0.997, RMSEA=0.017, KR-20=0.887) と適応測定尺度 (CFI=0.958, RMSEA=0.068, KR-20=0.812) の構成概念妥当性，ならびに信頼性が統計学的に支持された．今後，離婚経験児が増加する

ことを勘案するなら、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度が開発できたことは、彼らの適応のみならず、彼らの学業放棄や問題行動あるいは非行といったストレス対処との関連性、さらには社会的サポートとの関連性を解明する上で一定の役割を果たすものと思料する。また、適応測定尺度が開発できたことは、彼らが生活環境の変化にどのように適応しているかの程度の把握にとどまらず、社会的な介入の効果測定にとっても重要な機能を果たすことが期待できよう。

第2に、離婚経験児の日常生活ストレス認知が適応と密接に関係していることを明らかにした。具体的には、本研究の結果は、離婚経験児の日常生活ストレス認知の得点が高いほど、適応状況がよくないことを示していた。本研究と従来の研究結果と比較するなら、離婚経験児の日常生活ストレス認知が彼らの適応に及ぼす影響度の程度（寄与率、57%）は、自尊心（フォン・チョン・オク2010；ソク・シン2010）、親の離婚に対する子どもの知覚（ジュ・ゾ2004）、親の養育態度（ホン2004；ナム2010）、親子のコミュニケーション（シン2010）、社会的サポート（イ・ジュ2005；ミンら2005）、引っ越し・転校のような日常生活の変化（リ・ジュ2005）などの要因に比して大きいことを示していた。

第3に、投入した統制変数のうち、性別のみが離婚経験児の日常生活ストレス認知に関係し、男児が女児より親の離婚に起因する日常生活ストレスを受けにくいことが示唆された。本研究の結果は、男児が女児より、離婚の影響を受けやすいという従来の報告（ジ・リ2012a；キム・リ2001）、ならびに年齢によって内面的問題（萎縮、抑うつ・不安）が異なるという報告に矛盾する（ジュ2003；ミン・リ・リ2005）。ただし、本研究における性別の独立変数に対する影響力（パス係数の値）は低く、従来の平均値の差の検定結果から変数間の関連性を強く主張することの危険性がうかがわれた。

研究方法として採用した構造方程式モデリングは、他の統計解析では処理できない変数の誤差を除去した上での影響度を示している。このことを勘案するなら、今後は同様の統計解析を用いた上で、改めて慎重な比較検討を行なうことが望まれる。別言するなら、変数に誤差を含めたまま影響度の程度を解析する従来の重回帰分析やロジステック回帰分析では、本来の寄与率を低下させる可能性があると同時に、寄与率を高めているのが誤差変数である可能性を必ずしも否定できない。従って、従来の報告が指摘している離婚経験児の適応に関連する要因の影響度の程度を適切な統計手法で解析することが急がれよう。さらに従属変数に対して複数の変数を独立変数とする場合には、その変数間の因果の方向性が仮定できない重回帰分析やロジステック回帰分析は、因果関係そのものを実証することが困難で



あり、極言するなら因果関係研究ではなく相関関係研究と位置づけ、結果の直接比較を避けることも必要である。なお、本研究の結果は、理論検証という観点から見直すと、Lazarusらのストレス認知理論が統計学的に支持されたことを意味している。このストレス認知理論を援用した多くの研究は、本研究の結果と同様にストレス認知に関する概念の具体的な事象・現象を意味する変数がストレス反応を意味する変数に影響する(李ら2013;尹ら2014)という知見を報告していることから、本研究においてその理論から演繹的仮説を導出し、そのモデルのデータへの適合性を検討したことは適切であったと推察される。

## 5-2. 子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針への示唆

研究背景では、離婚経験児の適応において、親の離婚理由への説明や面会交流の実施、一緒に暮らす親を選ぶ選択権の付与などは補償要因、逆の場合はリスク要因に区分してきた従来の視点を批判しながら、「離婚経験児の意思」を考慮すべきであると指摘した。

このような指摘を踏まえて研究課題2では、「離婚前後における多様な出来事」「子どもは支援の実施有無について希望・決定できる能動的存在」という視点を反映した測定尺度として、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度を開発した。この測定尺度の下位因子は、「親の離婚に対する不満感」「経済的逼迫感」「環境変化に関連する不安感」「面会交流に対する負担感」「差別に対する怒り」で構成されている。より具体的にいうと、質問項目は「xa1 親の仲が悪くなった理由について聞きたくなかったが、説明されたことがある」、「xa2 親が離婚した理由について聞きたかったが、説明してくれなかったことがある」、「xa3 親が離婚した理由について聞きたくなかったが、説明されたことがある」、「xa4 離婚後の生活について知りたかったが、説明してくれなかったことがある」、「xa8 親が離婚する時に、どちらの親と住みたいのか聞いてほしかったが、聞いてくれなかったことがある」、「xa9 親が離婚する時に、どちらの親と住みたいのか聞いてほしくなかったが、聞かれたことがある」、「xa10 親が離婚することで、引っ越し、または転校をしたくなかったが、させられたことがある」、「xa11 別れた親に会いたかったが、養育親が嫌がっている気がして、会うことを避けたことがある」、「xa12 別れた親が会いたいと言ったので、しかたなく会ったことがある」、「xa13 別れた親が傷つくか心配して、会ったことがある」のように、子どもの意思(聞きたかったが、聞きたくなかった、ほしかったが、ほしくなかったがなど)とその意思に符合した支援の実施有無が分かるようになっている。なお、研究課題3では、離婚経験児の日常生活スト

レス認知測定尺度を独立変数、適応測定尺度を従属変数とした因果関係モデルに対する検討を通して、両変数が正の関係にあることを明らかにした。つまり、研究課題2と3が検討できたことは、親の離婚理由への説明や面会交流の実施、一緒に暮らす親を選ぶ選択権の付与などは補償要因、逆の場合はリスク要因という従来の視点とは異なる支援方針の必要性を実証的に検討したことを意味する。たとえば、親の離婚理由への説明、面会交流の実施、一緒に暮らす親を選ぶ選択権の付与などに対する子どもの意思、言い換えると、子どもが前記支援を望んでいるか否かをまず確認し、その意思や判断を尊重した支援方針である。

要するに、離婚経験児の適応において補償要因、またはリスク要因と捉えてきた従来の支援を含んだ全ての支援に対する子どもの意思、つまり、子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針が示唆されたといえよう。

### 5-3. 離婚経験児の適応向上を目指す支援として予防的・事後的支援への提言

以上のように、研究課題3では、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度を独立変数、適応測定尺度を従属変数とした因果関係モデルに対する検討を通して、子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針の重要性という新たな知見を得ることができた。

ここでは、離婚経験児の適応向上を目指す支援について提言する。その時に、前記因果関係モデルの原因に該当する「離婚経験児の日常生活ストレス認知」に対する取り組みを予防的支援として、結果に該当する「適応」に対する取り組みを事後的支援として位置づけ、それぞれに対して考察を行なう。

#### 5-3-1 (a) 予防的支援としての離婚経験児の日常生活ストレス認知への取り組み

予防的支援としての離婚経験児の日常生活ストレス認知への取り組みについてである。

研究課題3では、離婚経験児の日常生活ストレス認知と適応が正の関係にあることを明らかにした。このことを勘案するなら、離婚経験児の適応問題を予防するには、離婚経験児の日常生活ストレス認知を生活問題として捉え直した介入が必要であろう。要するに、子どもが親の離婚理由への説明、面会交流の実施、一緒に暮らす親を選ぶ選択権の付与などの支援を望んでいるか否かをまず確認し、その意思や判断を尊重しなければならないという、いわば、子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針に基づいた支援の必要性を

示唆するものである。このような示唆は、「離婚前後における多様な出来事」「子どもは支援の実施有無について希望・決定できる能動的な存在」という視点を反映した測定尺度である離婚経験児の日常生活ストレス認知を独立変数、すなわち、原因と設定した因果関係モデルに対する検討にて導き出されたことから、離婚経験児の日常生活ストレス認知を生活問題として捉え直した介入の予防的機能に期待できよう。

韓国での離婚は、協議上の離婚と裁判上の離婚に大別され、いずれにしても家庭裁判所が関わる。前者の場合は、未成年者のいる夫婦であれば3か月間の離婚調停期間を設けて養育親と面会交流などを協議する。しかし、協議ができなかった場合は裁判上の離婚と判断され、養育親との面会交流などは家庭裁判所の決定に委ねられることになる。すなわち、養育親と面会交流などの決定において家庭裁判所の介入は不可避の問題であり、家庭裁判所の影響力は大きい。このような背景を前提に、本研究において「親の離婚に対する不満感」「環境変化に関連する不安感」「面会交流に対する負担感」などを含む日常生活ストレス認知の適応に対する重要性が明らかにされたことを考慮するならば、離婚経験児の選択の自由に関する権利保障のために、家庭裁判所を情報提供サービスの場として活用することが考えられる。たとえば、家庭裁判所は両親（養育親と非養育親）に対し、子どもは親が離婚した理由を聞く権利、一緒に暮らす親を選ぶ権利、別れた親と会う権利のみならず、親が離婚した理由を聞かない権利、一緒に暮らす親を選ばない権利、別れた親と会わない権利などを有しており、こういった権利は尊重されなければならないことを周知させる役割を担うことが可能であろう。なお、こういった内容を記載した印刷物を制作し、それを家庭裁判所とともに、区役所やひとり親家族支援センター、健康家庭支援センター、総合社会福祉館などの機関を活用して配布することも、その証としての重要な役割といえよう。

韓国では、離婚経験児の面会交流は2007年の民法改正により子どもの権利として認められた。そのため、面会交流に関して協議、または判決する際に、子どもの意思が優先されている。しかし、女性家族部（2016c）によれば、面会交流の未実施率は49%であり<sup>34)</sup>、定期的な面会交流の実施率は11.9%に過ぎないという。このような状況のなか、2014年11月にソウル家庭裁判所のもとに面会交流センターが開設され、面会交流に関する支援を行なっている。しかし、利用手続き上、子どもの面会交流の実施に対する意思を確認するプロセスは設けられておらず、利用申請書の提出前に養育親と非養育親が面会交流センターの利用について協議・同意することを必須としている（ソウル家庭裁判所）。このことは、子どもが面会交流を希望しても、養育親と非養育親のどちらかの一方が拒否するならば、面会交流その

ものが成り立たないことを意味する。これに対し、子どもが養育親と非養育親を気遣い、自分の意思とは異なっても非養育親と会ったり会わなかったりすることをあらかじめ防ぐためには、ソーシャルワーカーなどの専門家によって子どもの意思を確認するプロセスを設けるべきである。また、養育親と非養育親の一方による拒否によって面会交流が成立しないような場合には、拒否する人を納得させるようなアプローチも必要となつてこよう。

離婚に対する差別の改善事業を創出することも今後は大きな課題となろう。現在、一部の健康家庭支援センターと総合社会福祉館、ひとり親家族支援センターにおいて差別に対する多様な改善事業が展開されている。しかし、その多くは離婚経験のない成人、または子どもを対象にしている。離婚経験児は他人から差別を受けやすい状況に置かれているという本研究の結果を勘案するなら、前述した支援をさらに拡大していく必要がある。それとともに、「他の人に親が別れたことを隠したことがある」「他の人に親が離婚したことを言って、恥ずかしかったことがある」のようにセルフ・スティグマに直結するような出来事による適応の低下及び親の離婚に対する子どもの否定的な知覚を鑑みるなら、離婚経験児のセルフ・スティグマの解消を目的とする支援も必要であろう。たとえば、親の離婚を克服した離婚経験児の物語に着目した演劇相談などの開発・普及することもそのひとつの方策となろう。

離婚経験児を含んだひとり親家庭の子どもに対して学習支援、家族キャンプなどの支援は既に行われている。経済的苦労によって適応の低下と親の離婚に対する子どもの否定的な知覚が発生するといった本研究の結果は、前述した支援実施の根拠として位置づけられ、今後も強化・充実させていく必要がある。

以上のことを要約するなら、離婚経験児の選択の自由に関する権利保障の内容を記載した印刷物を制作とともに、両親（養育親と非養育親）に対し、離婚経験児の選択の自由に関する権利保障について周知させる教育が必要である。また、養育親と非養育親の一方による拒否によって面会交流が成立しないような場合には、拒否する人を納得させる支援が必要であろう。なお、他人の差別及びセルフ・スティグマを改善するための支援の開発・普及とともに、経済的苦労に取り組んだ支援の持続的な提供が求められる。

### 5-3-(b) 事後的支援としての適応への取り組み

事後的支援としての適応への取り組みについてである。

本研究において、適応測定尺度の構成概念妥当性が統計的に支持されたことは、換言する

なら、離婚経験児において、適応問題が確認できたことを意味する。また、本研究の結果は、離婚による肯定的影響に関する諸報告（平松 2005；堀田 2009；本村 2011；李 2012；2015；三島 1986）と一致しない一方、離婚による否定的影響に関する諸報告（平松 2005；泉 1994；梶井 2006；野田 1998；小田切 2005；真田 2003；棚瀬 2004）を支持する結果である。このことは、適応問題を抱えている離婚経験児に対する支援の必要性を示唆するものであり、それに対する支援方法の工夫が急がれる。顕著化された離婚経験児の適応問題を解消するためには、前述した離婚経験児の日常生活ストレス認知に取り組んだ支援だけでは不十分である。それは、当然ながら、適応問題が離婚経験児の日常生活ストレス認知だけによって発生しないためである。このことは、離婚経験児の日常生活ストレス認知に取り組んだ支援を始め、多様な支援の必要性とともに、その方法として離婚経験児の適応をアウトカムとした関連研究に焦点を当てざるを得ないことを意味する。関連研究としては、横断研究として離婚経験児の適応に影響を及ぼす要因を明らかにした研究（フォン・チョン・オク 2010；ホン 2004；ジュ・ゾ 2004；キム・カン 2005；オ 1998；シン 2010）、縦断研究としてプログラムへの参加が離婚経験児の適応に影響するという、すなわち、プログラムの効果を明らかにした研究（ハン・ビョン・ジョンら 2005；カン 2011；キム 2002；キム 2012；キム・ジャン 2015；リ・クオン 2012；リ・キム 2014；ミン 2010；ムン・キム 2003；ヤン 2005）などが考えられる。具体的には、前記先行研究を踏まえ、離婚経験児の適応に取り組んだ支援として、次のことが考えられる。

適応に取り組んだ支援として、離婚経験児の適応に親と友達、兄弟・教師からの支持といった社会的支持（キム・カン 2005；オ 1998）、離婚後の経済水準（ホン 2004）、親の適応水準（オ 1998）、親子関係（ジュ 2007；オ 1998）、親の養育態度（フォン・チョン・オク 2010；ホン 2004；ジュ・ゾ 2004）、レジリエンス（ソク 2009）、自己効力感（ジュ 2007）、自尊尊重感（フォン・チョン・オク 2010；シン 2010）が影響を及ぼしていることから、前記要因に関連する支援の開発及び提供が必要であろう。たとえば、離婚に対する理解を高めることを目的とする教育などを親及び兄弟という当事者と、友達及び教師という関係者に実施することで、社会的支持の強化を図る。また、親が離婚後に変化した環境に適応しやすくするためのサポートが考えられる。実際に、キム（2002）<sup>35)</sup>とムン・キム（2003）<sup>36)</sup>は、養育者を対象に、離婚の適応教育プログラムの効果を検討し、離婚対処能力<sup>37)</sup>の有意な変化について報告している。それに加え、自尊感情と抑うつにおいて有意な変化が見られることから（ムン・キム 2003）、親の適応にも効果があるとしている。また、遠足やキャンプなどの

文化的支援，または学習指導などの教育的支援を通して経済的サポートを行なうことも可能であろう。なお，離婚によって崩れてきた親子の信頼性を回復するための支援として前述した離婚に対する理解教育とともに，相手に自分の本音を正しく伝える方法を教える親子コミュニケーション方法教育も必要であろう。

離婚後の養育者が養育役割に混乱していることは新たな指摘ではない。しかし，その役割混乱からなる否定的な養育態度によって離婚経験児の適応が低下することを考慮すると，離婚後の親の役割及び養育に関連する教育，かつ子育てをサポートする子育て支援員を派遣するなどの支援が求められる。また，レジリエンスや自己効力感，自我尊重感（フォン・チョン・オク 2010；ジュ 2007；シン 2010；ソク 2009）という自尊感情と関連性が見られる要因によって離婚経験児の適応問題が発生することを勘案するなら，自尊感情を強化する支援が必要になる。自尊感情の強化に効果がある支援としては，認知行動プログラムが報告されており（キム・ジャン 2015<sup>38</sup>；ヤン 2005），このプログラムは抑うつにおいても有意な変化が見られている（ヤン 2005）<sup>39</sup>。それに加え，離婚経験児の情緒的適応に対する集団相談プログラムの効果が報告されており（ハン・ビョン・ジョンら 2005）<sup>40</sup>，読書治療プログラムが萎縮行動，非行行動，攻撃性の程度を低下する（ミン 2010）<sup>41</sup>とされている。

以上のことを要約すると，現在，離婚経験児のなかでは，適応問題を抱えている子どもが存在していることから，適応問題を解決するために，次のような支援が求められる。親及び兄弟，本人（離婚経験児）という当事者と，友達及び教師という関係者に対する離婚理解教育，文化的・学習的支援という経済的支援，親子コミュニケーション方法教育，離婚後の親の役割及び養育教育，子育て支援員の派遣支援，自尊感情の強化支援などである。

---

## 第5章

### 支援施設による支援提供上の課題分析結果

#### －健康家庭支援センター，ひとり親家族支援センターを中心に－

---

第5章は，研究課題4に該当する．ここでは，測定尺度の開発及び因果関係モデルの検討結果（研究課題2・3の結果）からの示唆，すなわち，「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」と予防的・事後的支援（6つずつ）をどのようにすればより有効的に提供できるのかを，支援施設による支援提供上の課題という側面から分析する．また，支援施設による支援提供上の課題は，離婚経験児の支援施設に対する利用を低下させるリスク要因に操作的定義し，そのリスク要因分析を行なう．その後，リスク要因に取り組むことによって，離婚経験児に対する支援を実施するにあたっての支援施設の方向性を検討する．なお，ここでの支援提供上の課題とは，離婚経験児を含んだひとり親家庭に対する支援提供上の課題分析を指すことを明らかにしておく．それは，支援提供上の課題分析を行なうにあたって「より幅広い視点」，かつ「答えやすい質問に」という面接対象者からの意見があったためである．また，離婚経験児を含んだひとり親家庭に対する支援施設としては，健康家庭支援センターとひとり親家族支援センター，総合社会福祉館があげられる．しかし，総合社会福祉館の面接調査に対する許諾が得られなかったため，本研究では健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターのみを取り上げた．

前述したように，離婚経験児を含んだひとり親家庭に対する支援施設としては，前記健康家庭支援センターとひとり親家族支援センター，総合社会福祉館があげられる．前記3つの支援施設の設置及び支援対象の規定は，ひとり親家族支援法には明示されていない．だが，それぞれ社会福祉事業法と健康家庭基本法，自治体条例に明示しており，実際に関連支援を行なっている．具体的には，まず，設置規定をみると，総合社会福祉館は社会福祉事業法第34条第①項に，国と自治体は社会福祉施設を設置・運営することができると明示されている．健康家庭支援センターは健康家庭基本法第35条第①項に，国と自治体は健康家庭支援センターを設置・運営しなければならないと明記されている．ひとり親家族支援センターはA市ひとり親家族支援に関する条例第10条第①項に，自治体長によってひとり親家族支援センターの設置・運営が可能であると明示されている．次いで，支援対象の規定をみると，総合社会福祉館は社会福祉事業法第34条の5第②項に，総合社会福祉館の支援対象は地域

住民対象であることを明示しながら、同条同項第 2 号にひとり親家庭が支援の優先順位であることを示している。健康家庭支援センターは健康家庭基本法第 20 条第④項に、国と自治体はひとり親家庭を含んだ多様な家庭を対象に、積極的な支援をしなければならないと明示しており、同法第 31 条第①・②・③項に、離婚紛争前・中・後にわたって支援を行なうべきであることを示している。ひとり親家族支援センターは A 市ひとり親家族支援に関する条例第 4 条第①項に、ひとり親家族支援法で定義するひとり親家庭を対象者としていることが明示されている。最後に、前記支援施設の数を見ると、2014 年末現在、全国に総合社会福祉館は 448 ヶ所、健康家庭支援センターは 152 ヶ所、ひとり親家族支援センターは 6 ヶ所が設置・運営されている。また、A 市所在の総合社会福祉館 98 ヶ所、健康家庭支援センター 26 ヶ所、ひとり親家族支援センター 5 ヶ所による支援を検討した報告(姜 2016a)と京畿道所在の 59 ヶ所の健康家庭支援センターによる支援を検討した報告(パク 2010)からも分かるように、前記支援施設によって離婚経験児を含んだひとり親家庭に対する支援が行われていることに異論はない。このことは、支援施設による支援提供上の課題分析を行なう上で、支援施設として健康家庭支援センターとひとり親家族支援センター、総合社会福祉館に焦点を当てることの裏付けになる。しかし、前述したように、総合社会福祉館の面接調査に対する許諾が得られなかったため、本研究では健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターのみを対象とした。

そのため、第 5 章(研究課題 4)では健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターを対象に、離婚経験児の支援施設に対する利用を低下させるリスク要因分析を目的とした。

## 第 1 節 健康家庭支援センターによる支援提供上の課題分析

### 1-1. 面接対象者の基本属性

健康家庭支援センターにおける面接対象者の基本属性を[表 12]にまとめた。

7名の面接対象者のうち、2名はチーム長(A氏・G氏)で健康家庭支援事業と子どもケア事業を総括していた。他の5名はチーム員で、そのうち、2名は家族力量強化支援事業を(E氏・F氏)、3名はそれぞれ家族文化事業(B氏)、家族相談事業(C氏)、家族教育事業(D氏)を担当していた。職員数は、非常勤であるセンター長を除き約8名であった。他のセンターに比べ、E氏とF氏が所属しているセンターの職員数が多い理由は、6つの基本事業に加えて家族力量強化支援事業が行われていることによる<sup>42)</sup>。また、全てのセンターが市・



郡・区（日本の市町村に該当する）の委託事業であり，独立型であった<sup>43)</sup>。

[表 12] 健康家庭支援センターにおける面接対象者の基本属性

	氏名	役職	担当業務	職員数	センター類型
1	A	チーム長	健康家庭支援事業と 子どもケア事業の総括	8	市・郡・区 委託・独立型
2	B	チーム員	家族文化事業	7	市・郡・区 委託・独立型
3	C	チーム員	家族相談事業	6	市・郡・区 委託・独立型
4	D	チーム員	家族教育事業	6	市・郡・区 委託・独立型
5	E	チーム員	家族力量強化支援事業	11	市・郡・区 委託・独立型
6	F	チーム員	家族力量強化支援事業	11	市・郡・区 委託・独立型
7	G	チーム長	健康家庭支援事業と 子どもケア事業の総括	8	市・郡・区 委託・独立型

## 1-2. センター利用を低下させるリスク要因分析

### 1-2-(a) 不準備とラベルづくり

まず，音声データを文字起こしした上で，繰り返して読み込み，キーワードとして取り上げられる部分に下線をひいた。次いで，下線のなかでひとり親家族支援センターの利用を低下させるリスク要因と考えられる全てのデータ（記述）を抽出し，ラベルをつけた。その結果，25個のラベルが抽出された。

対象者ごとに抽出されたデータをみると，A氏は7つ（ラベル①～⑦），B氏は3つ（ラベル⑧～⑩），C氏は3つ（ラベル⑪～⑬），D氏は2つ（ラベル⑭・⑮），E氏は5つ（ラベル⑯～⑳），F氏は4つ（ラベル㉑～㉔），G氏は1つ（ラベル㉕）であった。

### 1-2-(b) 第1段のグループ編成

第1段のグループ編成は，ラベル広げ→ラベル集め→表札づくりとなっている。ラベルを広げた上で，内容の似たラベルの集め→データ内容の要約→キーワードの書き出しとい

う順で、ラベル集めを行なった結果を[表 13]に示した。また、ラベル集めを通して集約できた小グループの表札を作成した表札づくりの結果を[表 14]に示した。その結果、25 個のラベルを7つの小グループに集約することができた。

[表 13] 小グループ別のデータ，データ内容の要約，キーワード

ラベル	データ	データ内容の要約	キーワード
<b>小グループ (1)</b>			
①	(ひとり親家庭に対する支援として親役割教育が) 年何回とは言い難いところで…年2回程度。なぜかという、一年間の聡事業費が多くないです。	事業費が足りなくて、支援の提供に限界がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> <li>・足りない</li> <li>・支援の提供</li> <li>・限界</li> </ul>
②	金銭的な問題が大きくて、広報を積極的に行なうことができない状況です。	金銭的な問題で、広報ができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭的問題</li> <li>・広報 ・できない</li> </ul>
⑧	予算が限られているため、(利用者が) 求めている全てのことに対応できない状況が発生し…	予算が足りなくて、支援の提供に限界がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算</li> <li>・足りない</li> <li>・支援の提供</li> <li>・限界</li> </ul>
<b>小グループ (2)</b>			
③	(離婚経験児のための相談窓口を) 別途に設けようとしても、職員が足りないため、ひとり親家庭に対するサービスを職員たちが少しずつ担当していると理解すると、把握しやすいと思います。	職員が足りなくて、ひとり親家庭に対する支援を分担している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員</li> <li>・足りない</li> <li>・ひとり親家庭に対する支援</li> <li>・分担</li> </ul>
⑩	(平日の) 夜間相談を行なうことで、待機を最小化しようとしていますが、夜間相談の場合は、実務者が残って観察をしなければならぬから…待機人数が多いです…	待機する人を減らすために、夜間相談など努力しているが、実務者が足りない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機する人</li> <li>・実務者</li> <li>・足りない</li> </ul>
⑰	職員4名がひとり親家庭に対するケース・マネジメントをすることになっていましたが、今は一人しかいないです。4名でやった時には、1名に当たり30ケース程度を担当して120ケースを担当していましたが、今は、40ケースのなかで20ケースはモニタリングで…(中略)…続けられないです。今は…	1名で40ケースのケース・マネジメントを担当するため、うまくできない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1名</li> <li>・ケースマネジメント</li> <li>・できない</li> </ul>
⑳	相談チームは、先着順で…待機が多いです。	待機する人が多い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機する人</li> <li>・多い</li> </ul>

⑫	今、40ケースのなかで終結されたケースは半分ぐらいです… (中略) …なぜなら、1名の職員ができるケース・マネジメント数は制限されているからです。…(中略) …約15ケースから20ケース程度?1年に1名の職員ができる数は…	40ケースをケース・マネジメントしていたが、1名の職員しかいないため、20名しかできない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1名</li> <li>・ケースマネジメント</li> <li>・できない</li> </ul>
---	--	---	--

### 小グループ (3)

④	多様な家族統合サービスをみると、実はこれが(健康家庭支援センターの支援のなかで)ひとり親家庭に対する支援と最も密接な関係を持っています。(健康家庭支援センターは)家族形態と区分を関係なく、サービスを提供してはいますが、多様な家族統合サービスの場合は、特に特化したオーダーメイドサービスを提供しなければならないため、これが家族の特性と形態を反映するわけです。	ひとり親家庭に対する支援は、多様な家族統合サービスのなかで行なわれている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭に対する支援</li> <li>・多様な家族統合サービス</li> <li>・そのなか</li> <li>・行われている</li> </ul>
⑬	どうしても、(健康家庭支援センターの支援は)マニュアルのなかで動かなければならないです…(中略) …予算の執行ができるものは、職業訓練費の支援だけです。他には、地域社会の資源を発掘して連携することもあります。	支援の提供に関するマニュアルがあり、そのなかで動いている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の提供</li> <li>・マニュアル</li> <li>・そのなか</li> <li>・動いている</li> </ul>
⑮	この事業のマニュアル自体が(中央センターから)おりてきて、そのマニュアル通りに事業を行なっています。…(中略) …事業に対する基本マニュアルがあるんじゃないですか。…(中略) …その通りにするのでしょうか。	マニュアル通りに支援を行なっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル</li> <li>・通りに</li> <li>・行なっている</li> </ul>
⑳	祖父母家庭にはこのようなサービス…ひとり親家庭にはこのようなサービスのようになっています。	各支援の対象が決まっています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各支援の対象</li> <li>・決まっている</li> </ul>

### 小グループ (4)

⑤	(リストとして保有している)ひとり親家庭は30世帯で…(中略) …この方たちは、実は、生計などで全体的に全部参加することは難しく…	生計との並行で、全支援に参加は難しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生計</li> <li>・並行</li> <li>・支援</li> <li>・参加</li> <li>・難しい</li> </ul>
⑭	ひとり親だから、母親たちは本当に忙しいようです。	ひとり親家庭の母親は忙しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭</li> <li>・母親</li> <li>・忙しい</li> </ul>
⑰	(本人が)積極的ではないと…。このようなサービスを利用するには、職員の訪問、または電話に出られるほどの余裕があるか、(センターの支援に)同意をしなければならないのに、父子家庭をみると、ほとんどが朝から晩まで仕事をするから、通話したり、会えたり時間が足りなくて…	ひとり親家庭の父親は忙しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭</li> <li>・父親</li> <li>・忙しい</li> </ul>

小グループ (5)			
⑨	相談と子どもケア支援に対するひとり親家庭の需要は多いが、(センター)が提供できることには限界があります。…(中略)…教育支援と文化支援は、その内容によって需要がある時もない時もある…	ひとり親家庭は相談支援と子どもケア支援に対する需要が多い一方、教育と文化支援に対してはその内容によって少ない時もある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援</li> <li>子どもケア支援</li> <li>教育支援</li> <li>文化支援</li> <li>ひとり親家庭</li> <li>需要 ・多い</li> <li>低い</li> </ul>
⑩	持続的に支援が行われていないが、文化支援に集中される現象が見られます。…(中略)…(ひとり親家庭の関心は)教育的な支援よりは文化的な支援に偏る現象があります。	教育支援に対するひとり親家庭の関心は低く一方、文化支援に対する関心は高い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援</li> <li>文化支援</li> <li>ひとり親家庭</li> <li>関心</li> <li>高い ・低い</li> </ul>
⑫	あるひとり親(養育者)がケーキ作り活動の末尾に「…(中略)…今日もケーキ作り活動があったから来まし、教育だけであつたらこなかったよ」と言ったことがあります。	支援内容が教育だけなら、参加しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援</li> <li>参加 ・しない</li> </ul>
⑮	文化支援は、例えば演劇観覧の場合は、無料だから家族全部が参加して見たがるし、いつも待機があります。相談もいつも待機があります。…(中略)…教育の場合は待機がありません。	いつも相談支援と文化支援には待機がある一方、教育支援には待機がない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援</li> <li>文化支援</li> <li>教育支援</li> <li>待機する人</li> <li>ある ・ない</li> </ul>

小グループ (6)			
⑥	子どもが幼い場合に、親が子どもに離婚事実を隠す場合が多いです。…(中略)…ひとり親家庭とオープンすることは難しい問題で…(中略)…自分がひとり親家庭の子であることを知られたがらないです。	離婚事実を隠しており、ひとり親家庭と知られることに抵抗感がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚事実</li> <li>隠す</li> <li>ひとり親家庭</li> <li>抵抗感</li> </ul>
⑬	ひとり親家庭に対する支援を行なうにあたって難いのが、参加する母親は(支援への参加)に意思はあるが、参加を決めるのは簡単ではないようです。…(中略)…(支援に対する)問い合わせる人は多かったが、実際に参加する人は少なかったです。	支援に関心があっても参加にためらい、実際に参加する人は少ない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援への関心</li> <li>参加</li> <li>ためらう</li> <li>少ない</li> </ul>
⑳	子どもの中では、経済的に支援をうけることに、スティグマって言うたら良いですかね…そういったものがあるでしょう。	支援をうけることに、否定的な思いがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援</li> <li>受ける</li> <li>否定的な思い</li> </ul>

小グループ (7)			
⑦	(健康家庭支援センターが) 実は、かなり劣悪な状況だから、広報や地域認知度が低いです。	センターに対する認知が低い。	・センター ・認知 ・低い
⑩	それを通して、健康家庭支援センターを知らせる研究をしなければならぬと思います。	センターに対する広報方法について研究する必要がある。	・センター ・広報方法 ・研究 ・必要
⑫	(健康家庭支援センターが) 何をするとよく分からない人が多いようで…健康家庭支援センターの仕事などを発信して、健康家庭支援センターを分かってもらえるように…	センターについて分からない人が多くて、広報する必要がある。	・センター ・分からない人 ・多い ・広報 ・必要

[表 14] 表札づくり (小グループ化)

表札の 通し番号	小グループの表札	ラベル
(1)	<b>予算不足の問題：</b> 予算が厳しいため、センターの広報を始め、全てのニーズへの対応ができない。	①②⑨⑬
(2)	<b>人材不足の問題：</b> 職員が少ないため、平日の夜も週末も支援を行なっているにもかかわらず、支援を待機する利用者は依然として存在する。	③⑪⑫ ⑫⑭
(3)	<b>柔軟ではないマニュアル問題：</b> 他の支援を希望しても、その支援の対象としてひとり親家庭は規定されていないため、利用ができない。	④⑫⑯⑰
(4)	<b>ひとり親の時間不足の問題：</b> 生計を立てるためには仕事をするしかなく、なかなかセンターの支援を利用する時間がとれない。	⑤⑬⑱ ⑲⑳
(5)	<b>ニーズの偏り問題：</b> 教育関連の支援も必要にもかかわらず、あまり興味がなく、遠足や演劇観覧などの文化体験関連の支援に関心が偏っている。	⑩⑪⑮⑯ ⑰⑳
(6)	<b>ひとり親家庭に対する偏見問題：</b> ひとり親家庭に対する社会からの否定的な先入観を気にし、センターへの利用をためらう。	⑥⑦⑮⑳
(7)	<b>センターに対する認知の低さ：</b> 健康家庭支援センターの仕事などに対する住民の認知度が低い。	⑧⑫⑳

小グループ (1) はラベル①・②・⑧で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約として、ラベル①は「事業費が足りなくて、支援の提供に限界がある」、ラベル②は「金銭的な問題で、広報ができない」、ラベル⑧は「予算が足りなくて、支援の提供に限界がある」に集約できた。また、以上の3つのデータ内容の要約から「事業費」「金銭的問題」「予算」「足りない」「支援の提供」「広報」「できない」「限界」というキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「予算不足の問題：予算の状況が厳しいため、センターの広報を始め、全てのニーズへの対応ができない」という表札を作成した。

小グループ (2) はラベル③・⑩・⑰・⑳・㉑で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約として、ラベル③は「職員が足りなくて、ひとり親家庭に対する支援を分担している」、ラベル⑩は「待機する人を減らすために、夜間相談など努力しているが、実務者が足りない」、ラベル⑰は「1名で40ケースのケース・マネジメントを担当するため、うまくできない」、ラベル⑳は「待機する人が多い」、ラベル㉑は「40ケースをケース・マネジメントしていたが、1名の職員しかいないため、20名しかできない」に集約できた。また、以上の5つのデータ内容の要約から「職員」「1名」「実務者」「足りない」「ひとり親家庭に対する支援」「ケース・マネジメント」「できない」「分担」「待機する人」「多い」というキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「人材不足の問題：職員が少ないため、平日の夜も週末も支援を行なっているにもかかわらず、支援を待機する利用者は依然として存在する」という表札を作成した。

小グループ (3) はラベル④・⑱・㉓・㉔で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約として、ラベル④は「ひとり親家庭に対する支援は、多様な家族統合サービスのなかで行なわれている」、ラベル⑱は「支援の提供に関するマニュアルがあり、そのなかで動いている」、ラベル㉓は「マニュアル通りに支援を行なっている」、ラベル㉔は「各支援の対象が決まっている」に集約できた。また、以上の4つのデータ内容の要約から「ひとり親家庭に対する支援」「多様な家族統合サービス」「支援の提供」「マニュアル」「そのなか」「通りに」「行なわれている」「動いている」「行なっている」「各支援の対象」「決まっている」というキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「柔軟ではないマニュアル問題：他の支援を希望しても、その支援の対象としてひとり親家庭は規定されていないため、利用ができない」という表札を作成した。

小グループ (4) はラベル⑤・⑭・⑲で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約として、ラベル⑤は「生計との並行で、全支援に参加は難しい」、ラベル⑭は「ひとり親家庭

の母親は忙しい」、ラベル⑨は「ひとり親家庭の父親は忙しい」に集約できた。また、以上の3つのデータ内容の要約から「生計」「並行」「ひとり親家庭」「母親」「父親」「忙しい」「支援」「参加」「難しい」というキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「ひとり親の時間不足の問題：生計を立てるためには仕事をするしかなく、なかなかセンターの支援を利用する時間がとれない」という表札を作成した。

小グループ(5)はラベル⑨・⑪・⑫・⑮で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約として、ラベル⑨は「ひとり親家庭は相談支援と子どもケア支援に対する需要が多い一方、教育と文化支援に対してはその内容によって少ない時もある」、ラベル⑪は「教育支援に対するひとり親家庭の関心は低く一方、文化支援に対する関心は高い」、ラベル⑫は「支援内容が教育だけなら、参加しない」、ラベル⑮は「いつも相談支援と文化支援には待機がある一方、教育支援には待機がない」に集約できた。また、以上の4つのデータ内容の要約から「相談支援」「子どもケア支援」「教育支援」「文化支援」「ひとり親家庭」「需要」「多い」「低い」「関心」「高い」「低い」「待機する人」「ある」「ない」「参加」「しない」というキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「ニーズの偏り問題：教育関連の支援も必要にもかかわらず、あまり興味がなく、遠足や演劇観覧などの文化体験関連の支援に関心が偏っている」という表札を作成した。

小グループ(6)はラベル⑥・⑬・⑳で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約として、ラベル⑥は「離婚事実を隠しており、ひとり親家庭と知られることに抵抗感がある」、ラベル⑬は「支援に関心があっても参加にためらい、実際に参加する人は少ない」、ラベル⑳は「支援をうけることに、否定的な思いがある」に集約できた。また、以上の3つのデータ内容の要約から「離婚事実」「隠す」「ひとり親家庭」「抵抗感」「支援への関心」「支援」「参加」「受ける」「ためらう」「否定的な思い」「少ない」というキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「ひとり親家庭に対する偏見問題：ひとり親家庭に対する社会からの否定的な先入観を気にし、センターへの利用をためらう」という表札を作成した。

小グループ(7)はラベル⑦・⑩・㉕で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約として、ラベル⑦は「センターに対する認知が低い」、ラベル⑩は「センターに対する広報方法について研究する必要がある」、ラベル㉕は「センターについて分からない人が多くて、広報する必要がある」に集約できた。また、以上の3つのデータ内容の要約から「センター」「認知」「低い」「分からない人」「多い」「広報方法」「研究」「必要」というキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「センターに対する認知の低さ：健康家庭支援センターの仕事などに対する住民の認知度が低い」という表札を作成した。

### 1-2-(c) 第2段のグループ編成

第1段のグループ編成と同様の方法で、これらのラベルを再度読み込み、第2段のグループ編成を行なった。その結果を[表15]に示した。

[表15] 第2段のグループ編成（中グループ化）

表札の 通し番号	中グループの表札	小グループの通し 番号とラベル
1)	健康家庭支援センターの構造的問題	(1) : ①②⑧ (2) : ③⑬⑱⑲⑳ (3) : ④⑯㉓㉔
2)	ひとり親家庭をめぐる問題	(4) : ⑤⑭⑲ (5) : ⑨⑩⑫⑮ (6) : ⑥⑰㉔
	センターに対する認知の低さ： 健康家庭支援センターの仕事などに対する住民の認知度が低い。	(7) : ⑦⑩㉕

小グループのなかで共通したメッセージがないかを再検討した結果、上記の小グループ(1)「予算不足の問題」と小グループ(2)「人材不足の問題」、小グループ(3)「柔軟ではないマニュアル問題」が、「予算」「実務者」「足りない」ひとり親家庭に対する支援「支援の提供」「できない」「マニュアル」「決まっている」というキーワードで共通性があると判断した。これらのキーワードを基に、中グループ1)「健康家庭支援センターの構造的問題」という表札を作成した。また、小グループ(4)「ひとり親の時間不足の問題」と小グループ(5)「ニーズの偏り問題」、小グループ(6)「ひとり親家庭に対する偏見問題」が、「ひとり親家庭」「支援」「参加」「難しい」「ためらう」「否定的な思い」「少ない」というキーワードで共通性があると判断した。これらのキーワードを基に、中グループ2)「ひとり親家庭をめぐる問題」という表札を作成した。これ以上共通したメッセージはなかったため、小グループ(7)はそのままとした。なお、本研究では、第2段のグループ編成の段階で解釈可能なグループ数が抽出されたため、グループ編成は第2段階で終了した。



## 第2節 ひとり親家族支援センターによる支援提供上の課題分析

### 2-1. 面接対象者の基本属性

ひとり親家族支援センターの面接対象者の基本属性を[表 16]にまとめた。

5名の面接対象者のうち、3名はセンター長（H氏・I氏・J氏）でセンター運営を総括しており、2名はチーム長（K氏・L氏）で支援を総括していた。また、面接対象者の5名は、ひとり親家族支援センターを受託することで、新たに採用された職員ではなく、受託機関の職員であった。H氏・I氏・J氏は、受託機関の機関長でありながら、ひとり親家族支援センター長として兼任していた。K氏は、受託機関の中間管理職でありながら、ひとり親家族支援センターのチーム長として兼任していた。L氏は、受託機関よりチーム長として派遣されていた。職員数は、非常勤のセンター長を含め、全て4名であった。センターの類型として、5ヶ所のひとり親家族支援センターは圏域別ひとり親家族支援センターであり、そのうち、3ヶ所は市委託・総合社会福祉館型、1ヶ所は市委託・健康家庭支援センター型、1ヶ所は市委託・教育機関型であった<sup>44)</sup>。

[表 16] ひとり親家族支援センターの面接対象者の基本属性

	氏名	役職	担当業務	職員数	センター類型
1	H	センター長	運営総括	4名	圏域別
2	I	センター長	運営総括	4名	圏域別
3	J	センター長	運営総括	4名	圏域別
4	K	チーム長	支援総括	4名	圏域別
5	L	チーム長	支援総括	4名	圏域別

## 2-2. センター利用を低下させるリスク要因分析

### 2-2-(a) 不準備とラベルづくり

まず、音声データを文字起こしした上で、繰り返して読み込み、キーワードとして取り上げられる部分に下線をひいた。次いで、下線のなかでひとり親家族支援センターの利用を低下させるリスク要因と考えられる全てのデータ（記述）を抽出し、ラベルをつけた。その結果、25個のラベルが抽出された。

対象者ごとに抽出されたデータをみると、H氏は5つ（ラベル①～⑤）、I氏は5つ（ラベル⑥～⑩）、K氏は8つ（ラベル⑪～⑱）、L氏は7つ（ラベル⑲～㉔）であった。J氏はなかった（[表 17]参照）。

### 2-2-(b) 第1段のグループ編成

第1段のグループ編成は、ラベル広げ→ラベル集め→表札づくりとなっている。ラベルを広げた上で、内容の似たラベルの集め→データ内容の要約→キーワードの書き出しという順で、ラベル集めを行なった結果を[表 17]に示した。また、ラベル集めを通して集約できた小グループの表札を作成した表札づくりの結果を[表 18]に示した。その結果、25個のラベルを7つの小グループに集約することができた。

[表 17] 小グループ別のデータ、データ内容の要約、キーワード

ラベル	データ	データ内容の要約	キーワード
小グループ (1)			
⑥	1億5千万ウォン（2015年4月18日の為替レートを基準とし、約1,650万円）の予算のなかで、2名の人件費が含まれており、残りは事業費なのに、運営費としては使えないようになっています。それで、パソコンと机、椅子などは、全部、福祉館（受託した法人）が提供しています…パソコン、机、椅子の予算も出ません。	運営費として使えないため、パソコンと机、椅子等は受託した法人が提供している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費</li> <li>・使えない</li> <li>・受託した法人</li> <li>・提供</li> </ul>

⑪	従業員（職員）も増やせないと言ってるから…とにかく、1つの席（場所）が必要になっても、センター（建物）が別にあるわけでもないから、うちのセンター（受託した法人）が提供しなければならないし、パソコンも机も買わなければいけないし….	うちのセンター（受託した法人）が提供しなければならない。	・受託した法人 ・提供 ・するしかない
⑫	この事業を開始して、場所だけではなく、机、パソコン、ただ1つも予算で購入したものがありません。全部、うちの法人（受託先）が、職員のパソコンを始め…全ての事務用品をその予算で執行できなかったです。	ただ1つも予算で購入したものがなく、予算から事務用品の執行ができない。	・事務用品 ・予算の執行 ・できない

### 小グループ (2)

①	初期に関係を結んだのに、利用は他機関ですることになるから、利用者の立場では…当事者の立場では、混乱するかもしれないとのこと。	受け付け機関と利用機関が異なると、利用者は混乱するかもしれない。	・受け付け機関 ・混乱 ・異なる ・利用機関
⑦	この地域（B氏が勤めるセンターがある区）に住んでいるひとり親家庭は、（他の地域の人より）どうしても支援機会が多くなりますが、他の区、例えばカ地域に住むひとり親家庭の場合は、カ地域にあるカ福祉館（関係機関）に連携しなければならないでしょうね。でも、カ福祉館では、どうしても、それ（支援の提供）に関する順位が下がるでしょうね。自分たちが引き受けた事業でもないし、依頼された事業だから….	センターが設置されている地域に住んでいない人は、連携するが、連携機関では利用順位が下がる。	・連携 ・利用順位 ・下がる
⑩	6つの区だから（担当している地域）、連携をしないと、とても事業は進められません。それで、他機関と頻りに連携し、協力して進めているが、そうだとすると、どうしても遠い地域は大変です。	連携するとしても、どうしても遠い地域に住んでいる人は大変だ。	・連携 ・遠い地域 ・大変

### 小グループ (3)

②	先に言ったように人材に対して…安定的に事業が進められる…職員にとっては酷く不安でしょうね。	職員は不安を持っている。	・職員 ・不安
⑧	職員の身分が安定されていないから、翌年にする事業計画を、長期的にする事業計画を、まったく立てられないです。	不安定な職員の身分によって支援の中・長期計画を立てることに支障が生じる。	・職員 ・不安 ・計画 ・支障

⑨	従業員（職員）も不安に思っているし、センターの立場からしても、職員を採用する際に、優秀な職員の採用が難しいです。	センターも優秀な職員の採用ができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀な職員</li> <li>・採用</li> <li>・できない</li> </ul>
⑫	職員は、1年契約職で採用します。これについては、従業員（職員）にとっても…まずいでしょう…	1年という契約は、職員にとっては不安だ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員</li> <li>・不安</li> <li>・1年契約</li> </ul>

#### 小グループ (4)

④	言った通りに土・日も勤務しなければならないし、平日は、夜間にプログラムが多いし。職員が少ないから、二人で回らないといけないし…。	平日の夜、週末にも仕事があり、2名では仕事が回らない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜</li> <li>・週末</li> <li>・仕事</li> <li>・回らない</li> </ul>
⑬	2名の従業員（職員）では、このセンターがほとんど運営できません。…（中略）…管理部門も要るし、会計も要るし、こういったものを、全部、受託先が支援しているから可能なんです。…（中略）…受託先も自分の事業で手一杯なのに、ひとり親支援（センターの業務）までサポートしなければならないから、私もこのセンターを引き受けてからとても大変だし、このセンターを引き受けることが正しいのか疑問に思います。	人材が不足して受託した法人がサポートするしかない状況が、受託した法人の本業に悪影響を及ぼしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の不足</li> <li>・受託した法人</li> <li>・サポート</li> <li>・するしかない</li> <li>・本業に悪影響</li> </ul>
⑰	2名で、6つの区に多くの事業を行っています。これは、本当に無理です。職員は夜も、週末も…昼には相談電話などがあるから、昼も抜けられないし。	夜、週末にも仕事があるが、職員は2名で本当に無理だ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜</li> <li>・週末</li> <li>・仕事</li> <li>・無理</li> </ul>
⑳	昼にプログラムを実施したことは、ほとんどありません。ほとんどのプログラムが夜7時半から9時半、10時までです。週末にも行われます。	ほとんどのプログラムは、夜または週末に行われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム</li> <li>・夜</li> <li>・週末</li> </ul>

#### 小グループ (5)

⑤	このセンター、圏域だとして、我々は、最初は、ケーブルテレビか地域の有線放送、こういったところを活用して広報しようとしたが…養育者は出稼ぎで、経済活動をしながら、それを見る時間もないし…。	ひとり親は出稼ぎで、支援を広報しても、接する時間がない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出稼ぎ</li> <li>・時間がない</li> </ul>
⑭	子育てで、来られない方が多いです。それで、ほとんどは子どもと一緒にするプログラムを多くすることになりますよね…（中略）…子どもを見守ってくれる人がいると、そうする（参加）とおっしゃる方もいるが、（現実的に）誰が見守れるんですか。	子育てでセンターに来られない。誰かが子どもを見守ってくれば、センターの支援に参加したいが、できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て</li> <li>・センターの支援</li> <li>・参加できない</li> </ul>

⑮	子育てで、来られない方が多いです。我々も頑張ろうとしているが、夜に（プログラムを）進行します。…（中略）…親にだけ、必要なプログラムもあるのに、子どもを見守ってくれる人がいないから、来られないことです。	親にだけ、必要な支援があるのに、子育てで来られない人が多い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て</li> <li>・来られない</li> </ul>
⑳	ひとり親は、（相談を）12回から15回程度にかけてうけるが、これが、時間を作ることを始め、相談というのは、本人の意志があつてからこそ、成り立つものなのに、暮らしをたてるのが優先だし、それに揉まれるから、本当に自分が受けなきゃという強い意志がないと、できないところだし…。	何よりも生計が優先だから、支援への強い意志がないと、受けにくい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生計</li> <li>・優先</li> <li>・支援</li> <li>・受けにくい</li> </ul>

### 小グループ (6)

⑩	ひとり親家庭になって、自分がひとり親家庭になったということを受け入れる（認定）までに時間が必要ようです。時間が必要で、その間に、誰が「貴方は、離婚家庭だ」とか…「離婚した」ことを他の人に知られたくもないし、（知られると）（悪い意味で）思いやりされたり、蔑視されたりするのではないかというふうな自分の思いがあります。	自分の状況を受け入れにくく、周りの目を気にしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の状況</li> <li>・受け入れにくい</li> <li>・周りの目</li> <li>・気にする</li> </ul>
⑯	ひとり親家庭に対する偏見…うん…我々は、私は、外からみたひとり親家庭より、本人が思う偏見がさらに多いです。最近、離婚家庭が非常に多いから、我々は（他の人）、（離婚することに対して）そういうこともありと考えるんじゃないですか。ところが、当事者、自分の自激之心（自分がしたことを自ら不満に思う心）が激しいようです。	外より本人に対する本人の偏見が大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人</li> <li>・偏見</li> </ul>
⑰	警戒がひどい…とにかく、経済的に余裕があるには、就職もうまくいかないとならないし…その部分において自分でひとり親への偏見を…未だに存在しているから、その方に対しては対人関係をする時にどうすればよいかなどそういった外的・内的なイメージメイキングをおこなって…。	警戒が酷く、ひとり親に対する自分自身の偏見が、未だに存在している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒</li> <li>・自分自身の偏見</li> </ul>
㉑	自分のことを受け入れられないから、センターに行く考えさえしないことです。ものすごくためらうんですよ。大変ためらうし、それ自体（センターに行く）がスティグマ化だと思ふ方が多いから…。	ひとり親のなかで、センターに行くこと自体がスティグマ化だと思ふ方が多い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに行くこと</li> <li>・スティグマ化</li> </ul>

小グループ (7)

③	実態というのは、ニーズでも問題でも当事者が言い出しがたくても、何を必要にしているのか…支援が演繹的か帰納的か、何れかに基づいて行われるのに、調査をせず、頭で考えた支援だけをする… (中略) …去年にあまりにも忙しくて、調査ができませんでした。	忙しくて、調査ができなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・忙しい</li> <li>・調査</li> <li>・できない</li> </ul>
⑱	今年予算が足りないし… (中略) …時間もないし、ニーズ・アセスメントをするためには… (中略) …それすらも、実は、職員にかなりの負担になるから、したいけど、まだ、予定はないし…	ニーズ・アセスメントがしたいけど、予算も時間もないし、まだ、予定はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ</li> <li>・アセスメント</li> <li>・予算と時間が無い</li> <li>・予定ない</li> </ul>
㉕	実は、去年、ニーズ・アセスメントを5つの圏域に実施しようとしたが、時間と色々な問題でできませんでした。それで、報道資料、女性団体が調査したもの、A市の調査資料などの基本福祉資料を、持っています。それを参考して、プログラムを最初に企画します…	ニーズ・アセスメントをしようとしたが、時間等の問題でできなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ</li> <li>・アセスメント</li> <li>・時間等の問題</li> <li>・できない</li> </ul>

小グループ (1) はラベル⑥, ⑪, ⑲で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約は、ラベル⑥は「運営費として使えないため、パソコンと机、椅子などは受託した法人が提供している」、ラベル⑪は「うちのセンター (受託した法人) が提供しなければならない」、ラベル⑲は「ただ1つも予算で購入したものがなく、予算から事務用品の執行ができない」として集約できた。また、以上の3つのデータ内容の要約から「運営費」「使えない」「受託した法人」「提供」「するしかない」「事務用品」「予算の執行」「できない」といったキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「予算のうち、運営費不足の問題：予算上、運営費が少なく、ひとり親家族支援センターを受託した法人がサポートをしなければならない」という表札を作成した。

小グループ (2) はラベル①, ⑦, ⑳で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約は、ラベル①は「受け付け機関と利用機関が異なって、利用者は混乱するかもしれない」、ラベル⑦は「センターが設置されている地域に住んでいない人は、連携するが、連携機関では利用順位が下がる」、ラベル⑳は「連携するとしても、どうしても遠い地域に住んでいる人は

大変だ」として集約できた。また、以上の3つのデータ内容の要約から「受け付け機関」「利用機関」「異なる」「混乱」「連携」「利用順位」「下がる」「遠い地域」「大変」といったキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「センター数の不足問題：ひとり親家族支援センターが少なく、ひとり親家族支援センターから遠い地域に住んでいる人は、他の機関と連携するしかないが、連携先の事情によって利用者が適切な支援を受けにくくなる不便を与える」という表札を作成した。

小グループ(3)はラベル②, ⑧, ⑨, ⑫で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約は、ラベル②は「職員は不安を持っている」、ラベル⑧は「不安定な職員の身分によって支援の中・長期計画を立てることに支障が生じる」、ラベル⑨は「センターも優秀な職員の採用ができない」、ラベル⑫は「1年という契約は、職員にとっては不安だ」として集約できた。また、以上の4つのデータ内容の要約から「職員」「不安」「計画」「支障」「優秀な職員」「採用」「できない」「1年契約」といったキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「不安定な雇用問題：1年契約という雇用形態で職員は不安になり、センターは優秀な職員の採用ができなくなるため、支援計画を立てることに悪影響を与える」という表札を作成した。

小グループ(4)はラベル④, ⑬, ⑰, ⑱で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約は、ラベル④は「平日の夜、週末にも仕事があり、2名では仕事が回らない」、ラベル⑬は「人材が不足して受託した法人がサポートするしかない状況が受託した法人の本業に悪影響を及ぼしている」、ラベル⑰は「夜、週末にも仕事があるが、職員は2名で本当に無理だ」、ラベル⑱は「ほとんどのプログラムは、夜または週末に行われる」として集約できた。また、以上の4つのデータ内容の要約から「夜」「週末」「仕事」「プログラム」「回らない」「無理」「人材の不足」「受託した法人」「サポート」「するしかない」「本業に悪影響」といったキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「人材不足の問題：職員が少ないため、夜も週末も仕事をしなければならず、ひとり親家族支援センターを受託した法人から職員を派遣するしかなく、ひとり親家族支援センターを受託したことが正しかったのかに疑問が残る」という表札を作成した。

小グループ(5)はラベル⑤, ⑭, ⑮, ㉓で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約は、ラベル⑤は「ひとり親は出稼ぎで、支援を広報しても接する時間がない」、ラベル⑭は「子育てでセンターに来られない。誰かが子どもを見守ってくれば、センターの支援に参加したいが、できない」、ラベル⑮は「親にだけ、必要な支援があるのに、子育てで来ら

れない人が多い」、ラベル⑭は「何よりも生計が優先だから、支援への強い意志がないと、受けにくい」として集約できた。また、以上の4つのデータ内容の要約から「出稼ぎ」「子育て」「時間がない」「センターの支援」「参加できない」「来られない」「生計」「優先」「支援」「受けにくい」といったキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「ひとり親の時間不足の問題：仕事と子育てで、ひとり親家族支援センターを利用する時間がない」という表札を作成した。

小グループ(6)はラベル⑩, ⑫, ⑬, ⑮で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約は、ラベル⑩は「自分の状況を受け入れにくく、周りの目を気にしている」、ラベル⑫は「外より本人に対する本人の偏見が大きい」、ラベル⑬は「警戒が酷く、ひとり親に対する自分自身の偏見が、未だに存在している」、ラベル⑮は「ひとり親のなかで、センターに行くこと自体がスティグマ化だと思う方が多い」として集約できた。また、以上の4つのデータ内容の要約から「自分の状況」「受け入れにくい」「周りの目」「気にする」「本人」「偏見」「警戒」「自分自身の偏見」「センターに行くこと」「スティグマ化」といったキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「ひとり親のセルフ・スティグマの問題：離婚、ひとり親家庭に対する悪いイメージを持つことで、自分のことを正しく受け入れず、ひとり親家族支援センターを利用することにも悪影響を与えている」という表札を作成した。

小グループ(7)はラベル③, ⑯, ⑰で編成されており、各ラベルのデータ内容の要約は、ラベル③は「忙しくて、調査ができなかった」、ラベル⑯は「ニーズ・アセスメントがしたいけど、予算も時間もないし、まだ、予定はない」、ラベル⑰は「ニーズ・アセスメントをしようとしたが、時間等の問題でできなかった」として集約できた。また、以上の3つのデータ内容の要約から「ニーズ・アセスメント」「調査」「できない」「予算と時間がない」「予定ない」「忙しい」「時間等の問題」といったキーワードを書き出した。これらのキーワードを基に「ニーズ・アセスメント未実施の問題：時間や予算等の問題で、ニーズ・アセスメントを実施していない」という表札を作成した。



[表 18] 表札づくり (小グループ化)

表札の 通し番号	小グループの表札	ラベル
(1)	<b>予算のうち、運営費不足の問題：</b> 予算上、運営費が少なく、ひとり親家族支援センターを受託した法人がサポートをしなければならない。	⑥⑪⑱
(2)	<b>センター数の不足問題：</b> ひとり親家族支援センターが少なく、ひとり親家族支援センターから遠い地域に住んでいる人は、他の機関と連携するしかないが、連携先の事情によって利用者が適切な支援を受けにくくなる不便を与える。	①⑦⑳
(3)	<b>不安定な雇用問題：</b> 1年契約という雇用形態で職員は不安になり、センターは優秀な職員の採用ができなくなるため、支援計画を立てることに悪影響を与える。	②⑧⑨⑫
(4)	<b>人材不足の問題：</b> 職員が少ないため、夜も週末も仕事をしなければならず、ひとり親家族支援センターを受託した法人から職員を派遣するしかなく、ひとり親家族支援センターを受託したことが正しかったのかに疑問が残る。	④⑬⑰⑳
(5)	<b>ひとり親の時間不足の問題：</b> 仕事と子育てで、ひとり親家族支援センターを利用する時間がない。	⑤⑭⑮㉓
(6)	<b>ひとり親のセルフ・スティグマの問題：</b> 離婚、ひとり親家庭に対する悪いイメージを持つことで、自分のことを正しく受け入れず、ひとり親家族支援センターを利用することにも悪影響を与えている。	⑩⑯⑲㉔
(7)	<b>ニーズ・アセスメント未実施の問題：</b> 時間や予算などの問題で、ニーズ・アセスメントを実施していない。	③⑱㉕

2-2-(c) 第2段のグループ編成

第1段のグループ編成と同様の方法で、これらのラベルを再度読み込み、第2段のグループ編成を行なった。その結果を[表 19]に示した。

小グループのなかで共通したメッセージがないかを再検討した結果、上記の小グループ

(1)「予算のうち、運営費不足の問題」と小グループ(4)「人材不足の問題」が、「受託した法人」「提供」「サポート」「するしかない」というキーワードで共通性があると判断した。これらのキーワードを基に、中グループ1)「ひとり親家族支援センターの受託による受託した法人の負担問題」という表札を作成した。また、小グループ(5)「ひとり親の時間不足の問題」と小グループ(6)「ひとり親のセルフ・スティグマの問題」が、「センターの支援」「受けにくい」「センターに行くこと」「スティグマ化」というキーワードで共通性があると判断した。これらのキーワードを基に、中グループ2)「ひとり親家族が抱える問題」という表札を作成した。これ以上共通したメッセージはなかったため、小グループ(2)・(3)・(7)はそのままとした。なお、本研究では、第2段のグループ編成の段階で解釈可能なグループ数が抽出されたため、グループ編成は第2段階で終了した。

【表19】 第2段のグループ編成（中グループ化）

表札の 通し番号	中グループの表札	小グループの通 し番号とラベル
1)	ひとり親家族支援センターの受託による受託した法人の負担問題	(1) : ⑥⑪⑱ (4) : ④⑬⑳㉒
2)	ひとり親家庭が抱える問題	(5) : ⑤⑭⑮㉓ (6) : ⑩⑯⑰㉔
	センター数の不足問題： ひとり親家族支援センターが少なく、ひとり親家族支援センターと遠い地域に住んでいる人は、他の機関に連携するしかないが、連携先の事情によって利用者が適切な支援を受けにくくなる不便を与える。	(2) : ①⑦⑳
	不安定な雇用問題： 1年契約という雇用形態で職員は不安定になり、センターに優秀な職員の採用ができなくなるため、支援計画を立てることに悪影響を与える。	(3) : ②⑧⑨⑫
	ニーズ・アセスメント未実施の問題： 時間や予算などの問題で、ニーズ・アセスメントを実施していない。	(7) : ③⑰㉕

### 第3節 小括

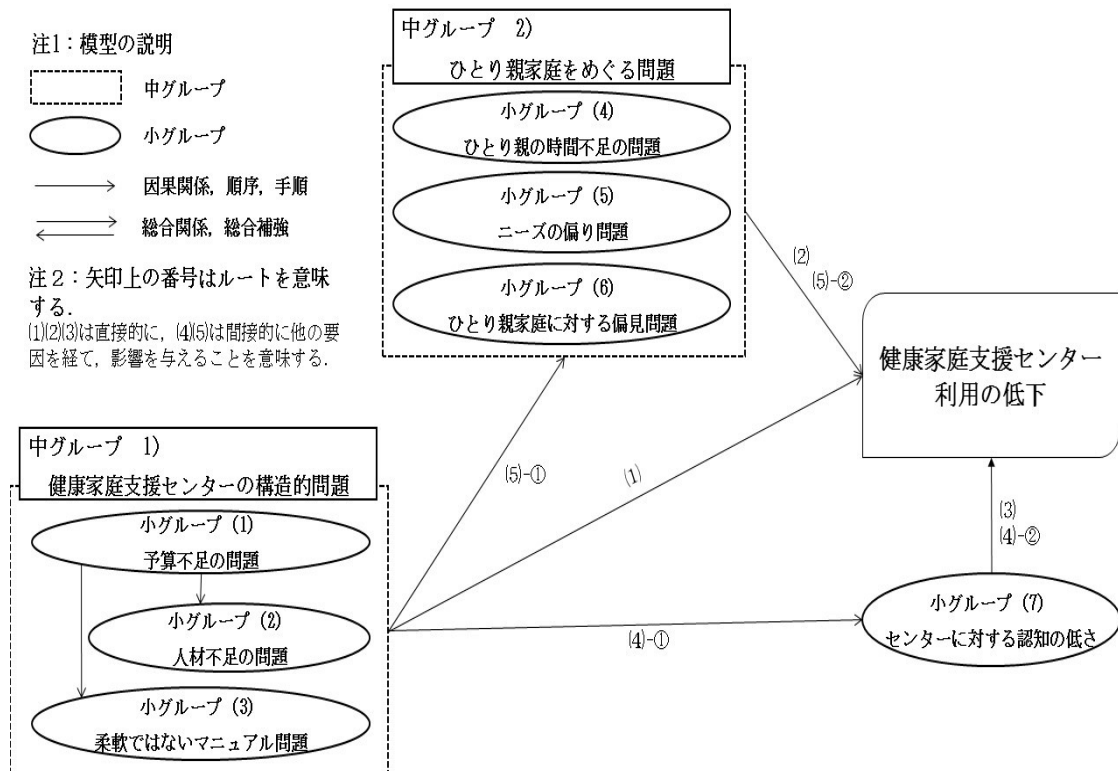
#### 3-1. 健康家庭支援センターによる支援提供上の課題分析から得られる示唆

「健康家庭支援センターの利用を低下させるリスク要因」というメッセージと判断して抽出された25個のラベルに対して2回のグループ編成を行なった結果、最終的に2つの中グループと1つの小グループに集約することができた。編成された全てのグループは、健康家庭支援センターの利用を低下させるリスク要因と考えられる。

ここでは、これらの結果に基づいて図解化し、要因間の関係について述べた上で、各要因に対して考察を行なう。

#### 3-1-(a) 図解化：センター利用を低下させるリスク要因としての直接、間接、媒介要因

図解化した結果を[図7]に示した。



[図7] 健康家庭支援センターの利用を低下させるリスク要因の図解化

健康家庭支援センターの利用を低下させるリスク要因は、直接要因、間接要因、媒介要因として説明できる。

要因ごとにみると、中グループ 1)「健康家庭支援センターの構造的問題」は、直接要因でありながら(ルート(1))、小グループ(7)と中グループ2)を媒介して影響を与える間接要因として働きかけていた(ルート(4)-①・②, ルート(5)-①・②)。

中グループ2)「ひとり親家庭をめぐる問題」は、直接要因でありながら(ルート(2))、中グループ1)の媒介要因として作用していた(ルート(5)-①・②)。小グループ(7)「センターに対する認知の低さ」は、直接要因でありながら(ルート(3))、中グループ1)の媒介要因として作用していた(ルート(4)-①・②)。

### 3-1-(b) センターの今後方向性に対する検討：リスク要因への取り組み

健康家庭支援センターに対する利用を低下させるリスク要因ごとに、考察を行なう。その際に、本研究の結果であるリスク要因に関連したデータを根拠として提示することで、各リスク要因を裏付けながら、その取り組みの重要性を強調する。

第1に、中グループ1)「健康家庭支援センターの構造的問題」についてである。中グループ1)「健康家庭支援センターの構造的問題」は小グループ(1)「予算不足の問題」と小グループ(2)「人材不足の問題」、小グループ(3)「柔軟ではないマニュアル問題」で構成されている。また、ひとり親家庭による健康家庭支援センターの利用を低下させる直接要因、かつ間接要因として機能していた。詳細にまず、小グループ(1)「予算不足の問題」についてである。2013年現在、独立型センター(149ヶ所のうち、116ヶ所)の平均予算執行額は229,539,871ウォン(2016年6月14日の為替レートを基準とし、約20,783,936円)であり、そのうち人件費は63.3%、運営費は16.2%、事業費は20.5%である(韓国健康家庭振興院2014)。そのなかで支援内容と実施有無に深く関連している事業費に着目するなら、決して充分ではない。これには、自治体レベルの取り組みであった圏域別ひとり親家族支援センターの事業費が全予算の約30.1%(150,000,000ウォンのうち、46,000,000ウォン)を占めていたことが裏付けられる(A市2014)。また、前記予算は、経常費補助金から77.1%、別途・外部支援金から16.4%、法人負担金から6.5%を賄っている。一方、ひとり親家庭に対する支援が含まれている多様な家族統合サービスの予算は、経常費補助金から23%、別途・外部支援金から70.1%、法人負担金から6.9%から執行されている<sup>45)</sup>(韓国健康家庭

振興院 2014)。このことから、ひとり親家庭に対する支援が含まれている多様な家族統合サービスは、他の支援に比べて予算安定性が弱い別途・外部支援金に依存しているということである。それに加えてひとり親家庭に対する支援をするかどうかは、センターの裁量である（姜 2015）ことを考慮するならば、ひとり親家庭に対する支援の予算は予算安定性が弱い別途・外部支援金から執行されている推論できる。次いで、小グループ (2)「人材不足の問題」についてである。「人材不足の問題」は、前述した「予算不足の問題」のように、具体的なデータは見当たらない。だが、「職員が足りないため、ひとり親家庭に対する支援を分担している（ラベル③）」「待機する人が多い（ラベル⑩・⑪）」「40 ケースの半分はモニタリング水準に留まっている（ラベル⑫）」という面接内容から分かるように、確かに存在している問題である。最後に、小グループ (3)「柔軟ではないマニュアル問題」についてである。健康家庭支援センターの支援は全ての家庭を対象として行なわれている。このことは、ひとり親家庭は健康家庭支援センターが実施している全支援の対象になれるということである。しかし、逆にいうと、健康家庭支援センターが実施している全支援は、どの家庭でも参加できる支援であるということ、それはひとり親家庭のみのニーズを反映していないことを意味する。このような状況を踏まえ、健康家庭支援センターは多様な家族統合サービスの一環として、特殊なニーズを抱えている家庭に合わせた支援を開発、または選定して行なっている。しかし、前述したように、予算が少ないためにひとり親家庭に対する支援は限られてしまい、多様な家族統合サービス以外の支援の予算からひとり親家庭に対する支援を実施しようとしても、「柔軟ではないマニュアル問題」で現実的に難しい状況である。以上のように、「予算不足の問題」「人材不足の問題」「柔軟ではないマニュアル問題」は、健康家庭支援センターの構造的な問題として考えられ、今後、前記問題に取り組む必要があるだろう。とりわけ、「予算不足の問題」によって「人材不足の問題」「柔軟ではないマニュアル問題」が生じる可能性が少なくないことから、予算の見直しが急務であろう。

第 2 に、中グループ 2)「ひとり親家庭をめぐる問題」についてである。中グループ 2)「ひとり親家庭をめぐる問題」は小グループ (4)「ひとり親の時間不足の問題」と小グループ (5)「ニーズの偏り問題」、小グループ (6)「ひとり親家庭に対する偏見問題」で構成されている。詳細にまず、小グループ (4)「ひとり親の時間不足の問題」についてである。このグループを構成しているラベル⑤・⑭・⑮からも分かるように、ひとり親家庭における仕事と家庭の両立問題は、新たな指摘ではない。実際に、仕事と家庭の両立問題を打開するために 2012 年に子どもケア支援法が制定されており、2005 年に幼乳児保育法（第 28 条：保

育の優先提供)を一部改正することで、保育所などの利用に優先されるようになった。しかし、以前としてひとり親(養育者)の48.2%が一日に10時間以上を働いており、帰りの時間として19時(19時から24時)以降が41.3%である(女性家族部2016b)と報告されている。次いで、小グループ(5)「ニーズの偏り問題」についてである。「ニーズの偏り問題」は、前述した「ひとり親の時間不足の問題」のように、具体的なデータは見当たらない。だが、教育支援より文化支援に関心が高く、それは支援の待機状況に繋がるという職員の発言(ラベル⑨・⑪・⑮)と教育支援だけなら、参加しなかったという利用者の発言(ラベル⑫)から分かるように、確かに存在している問題である。文化支援は、「経済的逼迫感」が「離婚経験児の適応問題」に影響を与えるという報告(姜・黒木・中嶋2016)を勘案するなら、経済的支援として意義をもつだろう。しかし、離婚後の親の役割及び養育に関連する教育などの支援の必要性に対する指摘(姜・黒木・中嶋2016)を考慮するなら、文化支援とともに、教育支援は欠かせないものであろう。次いで、小グループ(5)「ひとり親家庭に対する偏見問題」についてである。韓国社会において離婚、またはひとり親家庭に対する偏見は珍しいものではない。それに関する間接的なデータとしてソウル市(2015)は、5名のうち、3名が離婚を深刻な問題として捉えており、離婚は絶対してはいけないものと認識している割合は8.9%、最後まで避けるべきと回答した割合は32.8%であると報告している。以上のように、「ひとり親の時間不足の問題」「ニーズの偏り問題」「ひとり親家庭に対する偏見問題」は、ひとり親家庭をめぐる問題として考えられ、今後、前記問題に取り組む必要があるだろう。たとえば、ひとり親(養育者)は平日に時間がとれないことから、週末を活用する必要がある。また、それに先立ち、健康家庭支援センターは「人材不足の問題」を抱えていることから、人材を増員するための予算確保が行われなければならない。子どもを対象とする支援であれば、センターに行く時に子どもケア支援と連携した派遣職員による同行などが考えられる。その場合は、子どもケア支援の利用料を軽減する方法も同時に検討されるべきであろう(姜2016)。また、教育支援に対する参加を前提とした文化支援とともに、教育支援の重要性に対する説明を頻繁に行なうことで、ひとり親家庭の参加を促す必要がある。なお、ひとり親家庭に対する偏見は、短時間で解消できる問題ではないだろう。現在、ソウル市ひとり親家族支援センターがひとり親家庭に対する認識改善事業を展開している。健康家庭支援センターでも関連事業を展開していく必要があると考えられる。

第3に、小グループ(7)「センターに対する認知の低さ」についてである。健康家庭支援センターは、健康家庭基本法が制定された2004年に3ヶ所に過ぎなかったが、徐々に増え

て2015年現在、全国に151ヶ所が設置・運営されている。それとともに、年間利用者数も増加しており、具体的には2004年に11,740名、2008年に486,167名、2012年に1,459,471名、2013年に1,837,447名に達している（韓国健康家庭振興院2014）。このことから、支援体系として健康家庭支援センターの位置づけが進んでいると考えられる。しかし、1,000名のうち、健康家庭支援センターをよく知っている割合は10.8%に過ぎず、知らない割合は49.6%に達するという報告（リ2015）は「センターに対する認知の低さ」という本研究の結果を支持するものである。それに加えて一般家庭に比してひとり親家庭による健康家庭支援センターの利用率が約3.8倍低いという報告（姜2015）を考慮するなら、ひとり親家庭向けに健康家庭支援センターの業務内容をより発信していく必要があるだろう。

### 3-2. ひとり親家族支援センターによる支援提供上の課題分析から得られる示唆

「ひとり親家族支援センターの利用を低下させるリスク要因」というメッセージと判断して抽出された25個のラベルに対して2回のグループ編成を行なった結果、最終的に2つの中グループと3つの小グループに集約することができた。編成された全てのグループは、ひとり親家族支援センターの利用を低下させるリスク要因と考えられる。

ここでは、結果に基づいて図解化し、要因間の関係について述べた上で、各要因に対して考察を行なう。

#### 3-2-1 (a) 図解化：センター利用を低下させるリスク要因としての直接、間接、媒介要因

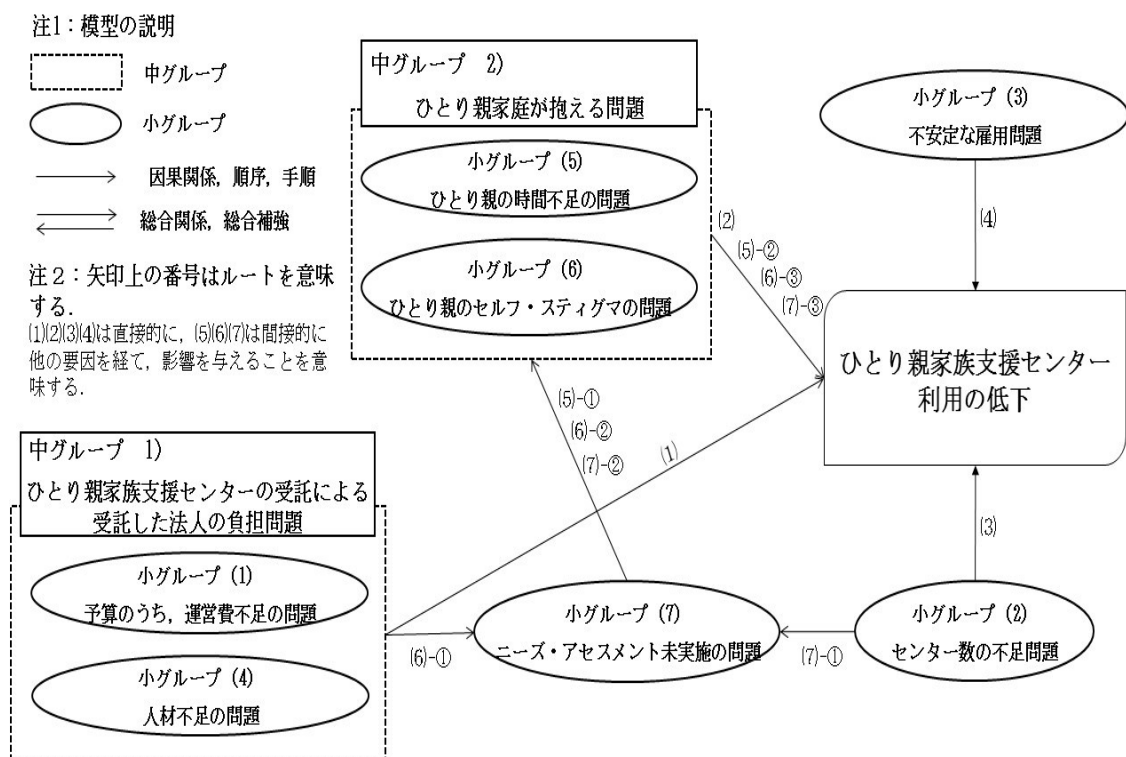
図解化した結果を[図8]に示した。

ひとり親家族支援センターの利用を低下させるリスク要因は、直接的に影響を与える要因（以下、直接要因という）、他の要因を媒介して間接的に影響を与える要因（以下、間接要因という）とその媒介の役割を果たす要因（以下、媒介要因という）として説明できる。

要因ごとにみると、中グループ1)「ひとり親家族支援センターの受託による受託した法人の負担問題」は、直接要因でありながら（ルート(1)）、小グループ(7)と中グループ2)を媒介して影響を与える間接要因として働きかけていた（ルート(6)-①・②・③）。

中グループ2)「ひとり親家庭が抱える問題」は、直接要因でありながら（ルート(2)）、中

グループ 1) と小グループ (2), 小グループ (7) の媒介要因として作用していた (ルート (5), (6), (7)). 小グループ (3)「不安定な雇用問題」は, 直接要因として働きかけていた (ルート(4)). 小グループ (2)「センター数の不足」は, 直接要因でありながら (ルート(3)), 小グループ (7) と中グループ 2) を媒介して影響を与える間接要因として作用していた (ルート(7)-①・②・③). 小グループ (7)「ニーズ・アセスメント未実施の問題」は, 中グループ 2) を媒介して影響を与える間接要因でありながら (ルート(5)-①・②), 中グループ 1) と小グループ (2) の媒介要因として作用していた (ルート(6), (7)).



〔図 8〕 ひとり親家族支援センターの利用を低下させるリスク要因の図解化

### 3-2-(b) センターの今後方向性に対する検討：リスク要因への取り組み

ひとり親家族支援センターに対する利用を低下させるリスク要因ごとに, 考察を行なう。その際に, 本研究の結果であるリスク要因に関連したデータを根拠として提示することで, 各リスク要因を裏付けながら, その取り組みの重要性を強調する。



第 1 に、中グループ 1)「ひとり親家族支援センターの受託による受託した法人の負担問題」についてである。小グループ (1)「予算のうち、運営費不足の問題」と小グループ (4)「人材不足の問題」によってひとり親家族支援センターを受託した法人が負担を背負っていることが明らかになった。実際に、ひとり親家族支援センター1ヶ所あたり1年間の総予算は、1億5000万ウォン(2016年6月14日の為替レートを基準とし、約1,352万円)で、そのうち、運営費は3,700万ウォンである(A市2014)。毎月、約308万ウォンが運営費として編成されているが、ここには会議費や光熱費、事務費だけではなく、職員の保険料などが含まれているため、実際の運営費は減ってくる。また、人件費は6,000万ウォンで、2名分しか編成されていないにもかかわらず、業務量が多いため、センター長とチーム長のような管理職は、受託法人から派遣されていた。2013年7月から2014年6月末までのひとり親家族支援センターの平均利用実績は、実利用人員が801名(延べ:65,859名)で(A市ひとり親家族支援センター2014)、2名の実務者が多くの利用者に対してサービスを行っていた。こういった問題は、今後、公、または自治体がひとり親家族支援センターを委託する際に、受託をためらわせる要因として機能する可能性がある。そのため、今後、ひとり親家族支援センター事業を設計する際に、運営費および人件費の編成を見直す必要があるだろう。

第 2 に、中グループ 2)「ひとり親家庭が抱える問題」についてである。これを編成している小グループ (5)「ひとり親の時間不足の問題」と小グループ (6)「ひとり親のセルフ・スティグマの問題」は、新たな支援の必要性を示唆する。小グループ (5)「ひとり親の時間不足の問題」の発生原因として、経済活動と子育てが指摘されていることと、「子どもを見守ってくれば、センターの支援に参加したいが、できない(ラベル⑭のデータ内容の要約)」という記述を勘案するなら、親と子どもを対象とした支援をより開発・実施する必要があると考えられる。また、子育て支援である子どもケア支援と連携して、ひとり親家族支援センターを利用する家庭には、子どもケア支援の利用時間を増やしたり利用金額を減らしたりすることも考えられる。なお、小グループ (6)「ひとり親のセルフ・スティグマの問題」がひとり親家族支援センターの利用を低下させるリスク要因として指摘された。このことから、ひとり親家庭ではない人々に対する先入観および偏見改善事業とひとり親家庭理解教育に関する専門講師の派遣だけではなく、ひとり親家庭向けの先入観および偏見改善事業と自尊感情の向上支援をより活発に行なうことが必要であろう。

第 3 に、小グループ (2)「センター数の不足問題」についてである。25区で構成されているA市に、ひとり親家族支援センターは5ヶ所しか設置されていない。つまり、1ヶ所の

ひとり親家族支援センターは少なくとも4区を担当していることが現状であり、これは、居住地がひとり親家族支援センターと離れるほど、ひとり親家族支援センターの利用が難しくなることを意味する。2014年7月現在、H氏が勤めるひとり親家族支援センターには、センターが設置されているア区を含んだ6区から全323名が利用しており（以下、ア区・イ区・ウ区・エ区・オ区・カ区という）、その内訳はア区が100名、イ区が34名、ウ区が34名、エ区が70名、オ区が15名、カ区が10名、その他60名であった。また、2014年11月末現在、K氏が勤めるひとり親家族支援センターには、センターが設置されているタ区を含んだ5区から全684名が利用しており（以下、タ区・キ区・ク区・ケ区・コ区という）、その内訳はタ区が231名、キ区が173名、ク区が209名、ケ区が52名、コ区が19名であった。このことから、他の区に比して、ひとり親家族支援センターが設置されている区に居住している人が多く利用していることが分かる。利用者にとっては、各区にあたりひとり親家族支援センターを1ヶ所ずつ設置することが望ましいだろうが、現実的に難しいため、総合社会福祉館と健康家庭支援センターとの連携が重要になってくる。両機関との連携を促しながら、連携機関にひとり親家庭に対する支援の担当者を配置するシステムの構築が必要と考えられる。その際に、ひとり親家族支援センターは、直接支援の提供する同時に、機関の連携及び調整、スーパーバイザーの役割を果たす。

第4に、小グループ(3)「不安定な雇用問題」についてである。1年という雇用契約の背後には、試行事業としてのひとり親家族支援センターの実施といった背景が存在している。こういった不安定な短期事業、それによる短期契約は、利用者のなかで、中・長期的支援を必要とする人が存在することを勘案するなら、中・長期的支援の計画を立てられない限界をもたらす。このことから、中・長期的支援の計画を立てることができる期間、少なくとも3年を目安として実施する必要がある、最終的にひとり親家族支援センター設置の法制化が求められる。

第5に、小グループ(7)「ニーズ・アセスメント未実施の問題」についてである。小グループ(7)は、直接要因ではないが、間接要因でありながら、媒介要因として作用している要因である。ニーズ・アセスメントは、利用者のニーズを把握し、それに符合する支援を行なう根拠であるため、必ず行なうべきであろう。

---

## 第6章

### 総合考察

---

本研究では、離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する基礎資料を得ることをねらいに、支援方針及び支援に対する検討と支援施設による支援提供上の課題分析を行なうことを目的とした。また、具体的に、離婚経験児を対象とした先行研究を検討すること（研究課題1、第3章）、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度及び適応測定尺度を開発すること（研究課題2、第4章）、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度を独立変数、適応測定尺度を従属変数とした因果関係モデルを検討すること（研究課題3、第4章）、離婚経験児に関連した支援施設として健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターによる支援提供上の課題を明らかにすること（研究課題4、第5章）、という4つの研究課題を設定して検討・分析を行ってきた。

第6章では、まず、4つの研究課題の結果から得られた「離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する新たな知見」について考察を行なう。その後、各研究課題と研究方法、結果、考察をまとめる。最後に、本研究の限界を踏まえて今後の課題を提示する。

#### 第1節 離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する新たな知見

前述したように、本研究の目的は、離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する基礎資料を得ることをねらいに、離婚経験児に対する新たな支援方針と支援を検討することと支援施設による支援提供上の課題を分析することである。その結果、離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する新たな知見として、子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針の明文化、予防的・事後的支援に対する開発・強化・普及の重要性、ニーズ・アセスメントの義務化と総予算の増額及び予算執行自律性の確保が示唆された。

##### 1-1. 子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針の明文化

本研究では、研究結果2・3の結果に基づき、「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」の重要性について指摘した。この「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」は、子どもは親の離婚理由への説明や面会交流、一緒に暮らす親を選

ぶ選択権の付与などを当然に希望しているといった従来の視点を批判するものである。ここでの批判とは、子どもは親の離婚理由への説明や面会交流、一緒に暮らす親を選ぶ選択権の付与などを希望していないという意味ではない。希望している子どもがいる一方、希望していない子どももいるという意味である。このような視点の違いは、全く異なる研究結果と考察に繋がることから、その重要性は言うまでもないだろう。実際に、研究背景で述べたように、従来の研究では（青木 2011；ジュ 2004；2008；リ・ジュ 2005；野口 2006；小田切 2005；シン・イ 2009；棚瀬 2004）、親が離婚した理由の未説明、一緒に暮らす親を選ぶ選択権の未付与、面会交流の排除、引っ越し・転校などは、離婚経験児の適応を低下させる「リスク要因」と指摘している。他方では、親が離婚した理由の説明、一緒に暮らす親を選ぶ選択権の付与、面会交流の実施、引っ越し・転校なしなどは、離婚経験児の適応の「補償要因」と指摘している。しかし、本研究の結果は、前述した支援があったとしても、それらを子どもが希望していないなら、支援はリスク要因として機能することが明らかになった。要するに、「支援の実施有無」よりは、「子どもが希望した際の支援の実施有無」が重要であることを示唆するものであり、それを、本研究では「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」と命名している。つまり、今後は、子どもがある支援を希望しているか否かをまず確認し、その意思や判断を尊重しなければならない。

以上のことは、これから「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」を如何に発信し、実践現場に反映させることができるのかという課題に繋がる。その方法として、国連の子どもの権利条約に「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」を明文化することが考えられる。周知の通り、1989年11月20日に採択された国連の子どもの権利条約は、子どもを権利の対象ではなく、主体として認識したことから、子どもの人権領域において新たな地平を開いたと評価される国際人権条約である。子どもの権利条約は、全ての子どもが営む権利として生存権（Right To Survival）、保護権（Right To Protection）、発達権（Right To Development）、参加権（Right To Participation）を、全54条にて規定している。子どもの権利条約において「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」は、参加権に該当すると考えられる。具体的に、第13条1項「児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭・手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」があげられる。この第13条1項は、「子どもの表現の自由に関する権利」を規定するものである。「この権利には、口頭・手書き若しくは

印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により」のように、子どもの選択に関しても触れている。このことから、本研究が提言している「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」は既に言われているという議論の余地もあるだろう。しかし、子どもはある支援を当然に希望しており、そのため支援を実施しなければならないと捉えてきたことが現状である。少なくとも離婚経験児という領域でも、前述したような視点が主流であった。その裏付けとして、本研究で批判している先行研究の結果がいえよう。そのため、本研究では、子どもの権利条約に「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」を明文化する必要があると主張する。

### 1-2. 予防的・事後的支援に対する開発・強化・普及の重要性

本研究では、研究課題2・3の結果に基づき、予防的支援と事後的支援を6つずつ提言している。具体的には、予防的支援として①離婚経験児の選択の自由に関する権利保障の内容を記載した印刷物の制作と配布、②両親に離婚経験児の選択の自由に関する権利保障について周知させる教育、③面会交流を拒否した親を納得させる支援、④他人によるひとり親家庭に対する差別の改善を目指した支援、⑤セルフ・スティグマの改善を目指した支援、⑥経済的苦労に取り組んだ支援を提言した。また、事後的支援として①離婚理解教育、②文化的・学習的支援といった経済的支援、③親子コミュニケーション方法教育、④離婚後の親の役割及び養育教育、⑤育児・養育補助員の派遣支援、⑥自尊感情の強化支援を提言した。

しかし、量的研究の限界とも言えるが、多くの量的研究においては単なる支援の提言に留まる場合が少なくない。別言するなら、量的研究において提言されている支援は、既に行われている可能性を決して排除できない。このことから、本研究で提言した支援の位置づけ及び考察のためには、現行支援との比較検討は欠かせないと考えられる。現行支援との比較検討を行なうことによって、本研究で提言した支援が既に実施されているかどうかという支援の位置づけが可能になる。それに加えて、支援が実施されていないなら、新たに開発する支援として、実施されているなら、強化・普及する支援として考察ができるだろう。

そのため、ここでは、本研究で提言した予防的支援と事後的支援を現実的に考察するために、まず、総合社会福祉館、健康家庭支援センター、ひとり親家族支援センターによる支援内容の検討を行なう。その後、離婚経験児に対する現行支援と予防的支援と事後的支援を照らし合わせながら、比較検討を行なう。最後に、この結果に基づき予防的支援と事後的支援

を位置づけながら，考察する．

### 1-2-(a) 離婚経験児を対象とした現行支援に対する検討

A市所在の総合社会福祉館98ヶ所，健康家庭支援センター26ヶ所，ひとり親家族支援センター5ヶ所を対象とし，前記支援施設による支援広告物，支援報告（結果）物，ブロッシャーを収集した．それに加えて，質的調査を実施した健康家庭支援センター7ヶ所とひとり親家族支援センター5ヶ所からの支援内容に関する資料を収集した．その後，収集物のなか，「ひとり親」「母子」「父子」「未婚母」「未婚父」「祖父母」「離婚」「死別」「未婚」という用語を使用した支援を抽出した．次いで，抽出された支援を趣旨，目的，内容，対象を基準に，離婚経験児の親を対象とする支援，離婚経験児と親を対象とする支援，離婚経験児を対象とする支援，その他（他人）を対象とする支援に分類を行なった<sup>46)</sup>．地域としてA市を取り上げた理由は，①他の地域に比べて前記支援施設の数が多いために検討結果の信頼性が高く，②検討対象の1つであるひとり親家族支援センターはA市にしか設置されていないことによる．

前記手法にてA市所在の総合社会福祉館98ヶ所，健康家庭支援センター26ヶ所，ひとり親家族支援センター5ヶ所による支援内容を検討したところ，総合社会福祉館50ヶ所，健康家庭支援センター19ヶ所，ひとり親家族支援センター5ヶ所でひとり親家庭を対象とした支援を実施していた．次いで，支援対象は，離婚経験児の親，離婚経験児と親，離婚経験児，その他（他人）に大別されることから，いずれに離婚経験児が対象となっている支援を，再度分析した．その結果，最終的に総合社会福祉館43ヶ所，健康家庭支援センター13ヶ所，ひとり親家族支援センター5ヶ所で離婚経験児（離婚経験児と親を対象とした支援を含む）を行なっていることが明らかになった．なお，現行支援において，前記支援施設の間に重複する支援（以下，重複支援という）と各支援施設でのみ行なわれている支援（以下，独自支援という）が存在することが明らかになった．支援内容を支援対象（離婚経験児の親を対象とする支援，離婚経験児と親を対象とする支援，離婚経験児を対象とする支援，その他（他人）を対象とする支援）と支援種類（重複支援，独自支援）という軸にてまとめたものが[表20]である．

[表 20] 離婚経験児に関連した支援施設による支援内容

区分	離婚経験児の親	離婚経験児と親	離婚経験児	その他 (他者)
総合社会福祉館 独自支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>親の懇談会</li> <li>心理療法</li> <li>対人関係訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族間のコミュニケーション方法</li> <li>家族奉仕活動</li> <li>家族関係改善支援</li> <li>家族相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立性強化支援</li> <li>栄養支援</li> <li>社会性向上支援</li> <li>特機教育（芸・体・能）</li> <li>相談支援</li> <li>キャンプ</li> <li>離婚経験児支援（離婚理解，ストレス軽減）</li> <li>文化体験</li> <li>しつけ教育</li> <li>心理及び情緒支援</li> </ul>	なし
健康家庭支援センター 独自支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚危機夫婦の集団相談</li> <li>ひとり親の集団相談</li> <li>住居環境の改善支援</li> <li>再婚準備への支援</li> <li>親の役割教育</li> <li>職業訓練費の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認識改善事業</li> <li>家族関係改善支援</li> <li>家族相談</li> <li>子どもケア支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>春及び夏休み中のケア支援</li> <li>自己表現力及び適応力の向上支援</li> <li>性教育</li> <li>集団相談</li> <li>経済教育</li> <li>文化体験</li> <li>ヘンガレ（演劇療法及びレクリエーション療法，体験教室）</li> <li>学習指導員の派遣プログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会の資源の発掘及び連携</li> </ul>
ひとり親家族支援センター 独自支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機支援（金銭，物品）</li> <li>生活コーディネート</li> <li>未婚母家庭を対象とする養育コーチング</li> <li>多文化ひとり親家庭を対象とする自助グループ</li> <li>父子家庭を対象とする自助グループ</li> <li>バイパス・スクール支援</li> <li>進路探索</li> <li>自己発見ワークショップ</li> <li>職業情報の提供及びあっせん</li> <li>イメージメイキング方法</li> <li>未婚母家庭に対する統合支援（集団相談，自助グループ，原家族との関係改善支援）</li> <li>父子家庭を対象とする演劇療法</li> <li>精神健康教育</li> <li>性教育</li> <li>中毒予防教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門相談</li> <li>ひとり親家庭祭り</li> <li>セミナー及びフォーラム</li> <li>情緒支援事業（演劇療法）</li> <li>経済教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情緒支援事業（社会心理劇）</li> <li>ソシオドラマ手法を用いたひとり親家庭への理解教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認識改善事業</li> <li>ひとり親家庭理解教育に関する専門講師の派遣</li> <li>関係機関への連携</li> <li>研究報告書の刊行</li> </ul>

重複支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭を対象とする自助グループ</li> <li>・母子家庭を対象とする養育コーチング</li> <li>・父子家庭を対象とする養育コーチング</li> <li>・職業力量強化支援</li> <li>・法律相談及び教育（離婚をめぐる法律相談）</li> <li>・経済教育</li> <li>・創業支援</li> <li>・感情コントロール教育（ストレスコントロール教育）</li> <li>・生活相談及び情報提供</li> <li>・家族葛藤解決プログラム（子どもとの葛藤改善支援）</li> <li>・子どもとのコミュニケーション方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族キャンプ</li> <li>・家族文化支援（遠足、演劇観覧、文化体験など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援</li> <li>・進路探索</li> <li>・集団活動</li> <li>・ひとり親に対する理解教育</li> </ul>	なし
------	---	--	--	----

出所：姜（2015a；2016a）より再構成（A市所在の総合社会福祉館43ヶ所，A市所在の健康家庭支援センター13ヶ所，ひとり親家族支援センター5ヶ所のウェブサイト上の支援広告物及び支援報告（結果）物と健康家庭支援センター7ヶ所及びひとり親家族支援センター5ヶ所から収集した支援内容）。

注1：支援名は，筆者による訳名である．重複支援のうち，括弧は，総合社会福祉館と健康家庭支援センターによる支援名である．たとえば，法律相談及び教育はひとり親家族支援センターの支援名，離婚をめぐる法律相談は総合社会福祉館と健康家庭支援センターの支援名である．

注2：支援名を訳するにあたり，同様の支援内容を前提に，修飾語や助詞などが異なる場合は，同じ支援名に統一した．

注3：2014年1月1日から同年12月31日までの支援を分析対象とした．

支援内容を重複支援と独自支援に分けた上で，対象ごとに概観する．

第1に，重複支援についてである．まず，離婚経験児の親を対象とする支援として母子家庭を対象とする自助グループ，母子家庭を対象とする養育コーチング，父子家庭を対象とする養育コーチング，職業力量強化支援，法律相談及び教育（離婚をめぐる法律相談），経済教育，創業支援，感情コントロール教育（ストレスコントロール教育），生活相談及び情報提供，家族葛藤解決プログラム（子どもとの葛藤改善支援），子どもとのコミュニケーション方法があった．次いで，離婚経験児と親を対象とする支援として家族キャンプ，家族文化支援（遠足，演劇観覧，文化体験など）があった．次いで，離婚経験児を対象とする支援として学習支援，進路探索，集団活動，ひとり親に対する理解教育があり，最後に，その他（他者）を対象とする支援はなかった．



第2に、総合社会福祉館による独自支援についてである。まず、離婚経験児の親を対象とする支援として親の懇談会、心理療法、対人関係訓練があった。次いで、離婚経験児と親を対象とする支援として家族間のコミュニケーション方法、家族奉仕活動、家族関係改善支援、家族相談があった。次いで、離婚経験児を対象とする支援として自立性強化支援、栄養支援、社会性向上支援、特機教育（芸・体・能）、相談支援、キャンプ、離婚経験児支援（離婚理解、ストレス軽減）、文化体験、しつけ教育、心理及び情緒支援があった。最後に、その他（他者）を対象とする支援はなかった。

第3に、健康家庭支援センターによる独自支援についてである。まず、離婚経験児の親を対象とする支援として離婚危機夫婦の集団相談、ひとり親の集団相談、住居環境の改善支援、再婚準備への支援、親の役割教育、職業訓練費の支援があった。次いで、離婚経験児と親を対象とする支援として認識改善事業、家族関係改善支援、家族相談、子どもケア支援があった。次いで、離婚経験児を対象とする支援として春及び夏休み中のケア支援、自己表現力及び適応力の向上支援、性教育、集団相談、経済教育、文化体験、ヘンガレ（演劇療法及びレクリエーション療法、体験教室）、学習指導員の派遣プログラムがあった。最後に、その他（他者）を対象とする支援として地域社会の資源の発掘及び連携があった。

第4に、ひとり親家族支援センターによる独自支援についてである。まず、離婚経験児の親を対象とする支援として危機支援（金銭、物品）、生活コーディネート、未婚母家庭を対象とする養育コーチング、多文化ひとり親家庭を対象とする自助グループ、父子家庭を対象とする自助グループ、バイパス・スクール支援、進路探索、自己発見ワークショップ、職業情報の提供及びあっせん、イメージメイキング方法、未婚母家庭に対する統合支援（集団相談、自助グループ、原家族との関係改善支援）、父子家庭を対象とする演劇療法、精神健康教育、性教育、中毒予防教育があった。次いで、離婚経験児と親を対象とする支援として専門相談、ひとり親家庭祭り、 세미나及びフォーラム、情緒支援事業（演劇療法）、経済教育があった。次いで、離婚経験児を対象とする支援として情緒支援事業（社会心理劇）、ソシオドラマ手法を用いたひとり親家庭への理解教育があった。最後に、その他（他者）を対象とする支援として認識改善事業、ひとり親家庭理解教育に関する専門講師の派遣、関係機関への連携、研究報告書の刊行があった。

## 1-2-(b) 現行支援と予防的・事後的支援との比較検討

「前記予防的支援と事後的支援」と「[表 20]離婚経験児に関連した支援施設による支援内容」との比較検討結果を[表 21]に示した。

その結果、予防的支援のうち、①離婚経験児の選択の自由に関する権利保障の内容を記載した印刷物の制作と配布、②両親に離婚経験児の選択の自由に関する権利保障について周知させる教育、③面会交流を拒否した親を納得させる支援は、現行の離婚経験児に対する支援では行われていなかった。また、予防的支援のうち、④他人によるひとり親家庭に対する差別の改善を目指した支援は、認識改善事業という支援名で健康家庭支援センターの独自支援（臨近経験児と親を対象とする支援）、認識改善事業とひとり親家庭理解教育に関する専門講師の派遣という支援名でひとり親家族支援センターの独自支援（その他を対象とする支援）として行われていた。⑤セルフ・スティグマの改善を目指した支援は、ソシオドラマ手法を用いたひとり親家庭への理解教育という支援名でひとり親家族支援センターの独自支援（離婚経験児を対象とする支援）として行われていた。

事後的支援の全ては実施されていた。その詳細をみると、①離婚理解教育は、ひとり親に対する理解教育という支援名で重複支援（離婚経験児を対象とする支援）、離婚経験児支援（離婚理解、ストレス軽減）という支援名で総合社会福祉館の独自支援（離婚経験児を対象とする支援）として行われていた。②文化的・学習的支援という経済的支援は、学習支援という支援名で重複支援、キャンプと文化体験という支援名で総合社会福祉館の独自支援、学習指導員の派遣プログラムという支援名で健康家庭支援センターの独自支援として行われており、3つともに離婚経験児を対象とする支援であった。③親子コミュニケーション方法教育は、家族間のコミュニケーション方法と家族関係改善支援という支援名で総合社会福祉館の独自支援、家族関係改善支援という支援名で健康家庭支援センターの独自支援として行なわれており、3つともに離婚経験児と親を対象とする支援であった。④離婚後の親の役割及び養育教育は、母子家庭・父子家庭を対象とする養育コーチングという支援名で重複支援、未婚母家庭・多文化ひとり親家庭を対象とする養育コーチングという支援名でひとり親家族支援センターの独自支援、親の役割教育という支援名で健康家庭支援センターの独自支援として行なわれており、5つともに離婚経験児の親を対象とする支援であった。⑤育児・養育補助員の派遣支援は、子どもケア支援という支援名で健康家庭支援センターの独自支援（離婚経験児と親）として実施されていた。⑥自尊感情の強化支援は、自己表現力及び

適応力の向上支援という支援名で健康家庭支援センターの独自支援（離婚経験児）として行われていた。

以上のように、まず、A市所在の総合社会福祉館98ヶ所、健康家庭支援センター26ヶ所、ひとり親家族支援センター5ヶ所による支援を検討した。その結果、総合社会福祉館43ヶ所、健康家庭支援センター13ヶ所、ひとり親家族支援センター5ヶ所で離婚経験児を対象とした支援を行なっていることが明らかになった。また、支援施設の間には重複支援が存在しており、その傾向は離婚経験児の親を対象とする支援が最も著しい。この結果は、別言するならば、少数の人が重複支援を受けており、ひとり親家庭に関連する支援施設、または支援間の連携がうまく機能していないという指摘（ホン 2012）に対する否定ができないものである。また、独自支援のなか、他の支援施設に比して離婚経験児の親とその他（他者）を対象とした支援は、ひとり親家族支援センターが積極的に実施しており、離婚経験児を対象とした支援は、総合社会福祉館と健康家庭支援センターで積極的に行なっていた。総合社会福祉館と健康家庭支援センターに比べ、ひとり親家族支援センターの離婚経験児を対象とした支援が不足している理由として、センターへのアクセスの厳しさが考えられる。実際に、全国における総合社会福祉館、健康家庭支援センター、ひとり親家族支援センターの数は、2014年末現在、それぞれ448ヶ所、152ヶ所、6ヶ所である。A市に絞ってもそれぞれ98ヶ所、26ヶ所、6ヶ所であり、ひとり親家族支援センターの数は極めて少ない。このことは、ひとり親家族支援センターの支援をうけるためには子どもが居住地と離れている地域まで移動するしかないことを意味しており、それは現実的に難しい。なお、ひとり親家族支援センターの独自支援のなか、生活コーディネーター、未婚母家族を対象とする対象コーチング、多文化ひとり親家族を対象とする自助グループ、父子家庭を対象とする自助グループ、バイパス・スクール支援、未婚母家庭に対する統合支援（集団相談、自助グループ、原家族との関係改善支援）は、ひとり親家庭のニーズを考慮した支援として考えられる。こうした支援は、父子家庭の養育者を対象とする支援と未婚母・父のための政策が不足している報告（ホ 2012）を考慮するならば、意味のある進展といえよう。

現行支援と予防的・事後的支援との比較検討を行なったところ、予防的支援のうち、①離婚経験児の選択の自由に関する権利保障の内容を記載した印刷物の制作と配布、②両親に離婚経験児の選択の自由に関する権利保障について周知させる教育、③面会交流を拒否した親を納得させる支援という3つの支援は行なわれていないことが明らかになった。このことは、前記支援を新たに開発しなければならないことを強く示唆するものである。支援開

発にあたり、離婚に対する認識とそれに巻き込まれている当事者（親と子ども）に対する支援が成熟されている海外の事例を参考にすべきであろう。たとえば、ニューヨーク州裁判所事務総局の『Bill of Rights for Children Whose Parents Are Separated』とノルウェーの離婚経験児向けの小冊子『HVA MED MIN MENING DA（和訳：私の意見はどうなるの？）』などがある。

また、作成した印刷物は、家庭裁判所と区役所、面会交流センター、ひとり親家族支援センター、健康家庭支援センター、総合社会福祉館、ひとり親家族福祉相談所という通所施設と、母子家族福祉施設、父子家族福祉施設、未婚母子家族福祉施設、一時支援福祉施設という入所施設を通して配布することが考えられる。なお、前記施設では、印刷物の配布のみならず、両親（養育親と非養育親）に対し、離婚経験児の選択の自由に関する権利保障について周知させる役割とともに、養育親と非養育親の一方による拒否によって面会交流が成立しないような場合には、拒否する人を納得させる支援を行なう必要があるだろう。

予防的支援のうち、④他人によるひとり親家庭に対する差別の改善を目指した支援、⑤セルフ・スティグマの改善を目指した支援、⑥経済的苦労に取り組んだ支援と、事後的支援である①離婚理解教育、②文化的・学習的支援といった経済的支援、③親子コミュニケーション方法教育、④離婚後の親の役割及び養育教育、⑤育児・養育補助員の派遣支援、⑥自尊感情の強化支援は、既に実施されていることが明らかになった。このことは、既存の支援を強化・普及していくことの必要性を示唆するものであろう。しかし、全ての総合社会福祉館、健康家庭支援センター、ひとり親家族支援センターで前記支援を実施しておらず、とりわけ、2014 年末に、ひとり親家族支援センターの事業が終了された現状を考慮するなら、ひとり親家族支援センターが実施していた支援を、総合社会福祉館と健康家庭支援センターで展開していかなければならないだろう。

[表 21] 現行支援と予防的・事後的支援との比較検討結果

	支援内容	実施有無（支援名：支援先）
予 防 的 支 援	①離婚経験児の選択の自由に関する権利保障の内容を記載した印刷物の制作と配布	実施無
	②両親に離婚経験児の選択の自由に関する権利保障について周知させる教育	実施無
	③面会交流を拒否した親を納得させる支援	実施無
	④他人によるひとり親家庭に対する差別の改善を目指した支援	実施有 (認識改善事業：健康家庭支援センターの独自支援) (認識改善事業とひとり親家庭理解教育に関する専門講師の派遣：ひとり親家族支援センターの独自支援)
	⑤セルフ・スティグマの改善を目指した支援	実施有 (ソシオドラマ手法を用いたひとり親家庭への理解教育：ひとり親家族支援センターの独自支援)
	⑥経済的苦労に取り組んだ支援	実施有 (家族キャンプ：重複支援)
事 後 的 支 援	①離婚理解教育	実施有 (ひとり親に対する理解教育：重複支援) (離婚経験児支援：総合社会福祉館の独自支援)
	②文化的・学習的支援といった経済的支援	実施有 (学習支援：重複支援) (キャンプと文化体験：総合社会福祉館の独自支援) (学習指導員の派遣プログラム：健康家庭支援センターの独自支援)
	③親子コミュニケーション方法教育	実施有 (家族間のコミュニケーション方法と家族関係改善支援：総合社会福祉館の独自支援) (家族関係改善支援：健康家庭支援センターの独自支援)
	④離婚後の親の役割及び養育教育	実施有 (母子家庭・父子家庭を対象とする養育コーチング：重複支援) (未婚母家庭・多文化ひとり親家庭を対象とする養育コーチング：ひとり親家族支援センターの独自支援) (親の役割教育：健康家庭支援センターの独自支援)
	⑤子育て支援員の派遣支援	実施有 (子どもケア支援：健康家庭支援センターの独自支援)
	⑥自尊感情の強化支援	実施有 (自己表現力及び適応力の向上支援：健康家庭支援センターの独自支援)

### 1-3. ニーズ・アセスメントの義務化と総予算の増額及び予算執行自律性の確保

本研究では、研究課題 4 として支援施設による支援提供上の課題を離婚経験児の支援施設に対する利用を低下させるリスク要因に操作的定義し、そのリスク要因分析を行なった。支援施設として健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターを取り上げた。その結果、健康家庭支援センターに対する利用を低下させるリスク要因として 2 つの中グループ（「健康家庭支援センターの構造的問題」、「ひとり親家庭をめぐる問題」）と 1 つの小グループ（「センターに対する認知の低さ」）が明らかになった。また、ひとり親家族支援センターに対する利用を低下させるリスク要因として 2 つの中グループ（「ひとり親家族支援センターの受託による受託した法人の負担問題」、「ひとり親家庭が抱える問題」）と 3 つの小グループ（「センター数の不足問題」、「不安定な雇用問題」、「ニーズ・アセスメント未実施の問題」）が明らかになった。この結果に基づき第 5 章第 3 節の小括では、リスク要因に取り組むことによって、各センターの今後の方向性について検討している。

ここでは、健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターが共通的に内包している課題、すなわちリスク要因に着目し、その解決策について考察する。

健康家庭支援センターとひとり親家族支援センター、両センターの共通的なリスク要因としては、次の 2 つが指摘できる。健康家庭支援センターの「ひとり親家庭をめぐる問題」とひとり親家族支援センターの「ひとり親家庭が抱える問題」、健康家庭支援センターの「健康家庭支援センターの構造的問題」とひとり親家族支援センターの「ひとり親家族支援センターの受託による受託した法人の負担問題」である。全く共通する要因とは言い切れないが、それぞれの要因の構成要因をみると、類似性がみられる。たとえば、「ひとり親家庭をめぐる問題」と「ひとり親家庭が抱える問題」は、「ひとり親の時間不足の問題」「ひとり親家庭に対する偏見問題」「ひとり親のセルフ・スティグマの問題」という構成要因から、「健康家庭支援センターの構造的問題」と「ひとり親家族支援センターの受託による受託した法人の負担問題」は、「予算不足の問題」「予算のうち、運営費不足の問題」「人材不足の問題」から類似性がみられる。このことに着目し、その解決策について考察する。まず、ひとり親家族支援センターの利用を低下させるリスク要因の図解化（図 8 参照）から分かるように、「ひとり親家庭をめぐる問題（ひとり親家庭が抱える問題）」は、「ニーズ・アセスメント未実施の問題」によって発生する可能性がある。言い換えると、ニーズ・アセスメントを実施することによって、「ひとり親家庭をめぐる問題（ひとり親家庭が抱える問題）」の把握が

できるということである。そのため、支援の決定や実施に先だち、必ずニーズ・アセスメントを実施すべきであろう。つまり、ニーズ・アセスメントの義務化が求められる。

次いで、「健康家庭支援センターの構造的問題（ひとり親家族支援センターの受託による受託した法人の負担問題）」に対しては、総予算の増額とともに、予算執行自律性の確保が求められる。この裏付けとして、両センターともに、「人材不足の問題」を抱えており、それは健康家庭支援センターの利用を低下させるリスク要因の図解化（図7参照）から分かるように、「予算不足の問題」に起因する。それに加えて総予算額は多いが、細部項目別の執行可能額として運営費が少ないことによって「センターを受託した法人の負担」が懸念される。このことから、単なる総予算の増額のみならず、柔軟性をもつ予算の執行、つまり、一定水準の予算執行自律性が確保できるように工夫しなければならない。他の例として、健康家庭支援センターの利用を低下させるリスク要因の図解化（図7参照）をみると、健康家庭支援センターの「柔軟ではないマニュアル問題」は「予算不足の問題」によって発生することがわかる。ということは、「柔軟ではないマニュアル問題」も総予算の増額だけでは解消できないことを意味する。総予算が増えても、ひとり親家庭に対する支援として執行可能な予算が増額しない限り、現状は変わらないためである。そのため、総予算の増額とともに、予算執行自律性の確保を同時に見直さないといけないだろう。

## 第2節 本研究のまとめ

本研究では、離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する基礎資料を得ることをねらいに、新たな支援方針及び支援に対する検討と支援施設による支援提供上の課題分析を行なうことを目的とした。また、それを達成するために次の4つの研究課題を設定した。ここでは、4つの研究課題ごとの研究方法、結果、小括、そして最後に総合考察についてまとめる。

第1に、「離婚経験児を対象とした先行研究の検討（研究課題1）」についてである。主に韓日の先行研究に対する検討を行ってきた。韓日における代表的なデータベースである「DBpiaとKiss（韓国）」、「CiNii（日本、国立情報学研究所）」、「Google Scholar（共通）」を用いて韓国から46本、日本から22本の先行研究を抽出した。定性的側面から研究対象、研究方法、研究結果という枠組みを設けて分析を行なった。その結果、韓国の先行研究に対する検討から自我尊重感、明るくて変化によく適応する子どもの気質、問題解決型対処、親の離婚に対する子どもの知覚、レジリエンス、心理的不安が「適応問題」の先行要因として

機能していることが明らかになった。しかし、先行研究での研究モデルは理論に基づいて構築されておらず、因果関係より相関関係に近いと検討できた。このことから、今後は理論に基づいた研究モデルの従属変数として「離婚経験児の適応」を設定し、その先行要因を明らかにする必要性が示唆された。日本の先行研究に対する検討から子どもは親の離婚紛争のみならず、離婚前後における出来事によって否定的、または肯定的な影響をうけていることが明らかになった。また、子どもは親の離婚によって直面する出来事とその影響のなかで悩みながらも、それを乗り越えようとしていた。このことから、離婚経験児を理解する上で、彼らが今までどのような出来事を経験してきたのかを十分に考慮すべきであることが示唆された。また、支援を提供するにあたって子どもを「支援の実施有無について希望・決定できる能動的な存在」として捉えなければならない。このような韓日の先行研究に対する検討結果から、今後は理論に基づき「離婚経験児の適応」を従属変数、「離婚前後における多様な出来事」を独立変数とした因果関係モデルを構築・検討する必要性が示唆された。その際に、離婚経験児を「離婚前後における多様な出来事そのもの、もしくはそれに関連した支援の実施有無について希望・決定できる能動的な存在」として捉えなければならない。

第2に、「離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度及び適応測定尺度の開発（研究課題2）」、「離婚経験児の日常生活ストレス認知を独立変数、適応を従属変数とした因果関係モデルの検討（研究課題3）」についてである。具体的には、研究課題1の結果のうち、「離婚前後における多様な出来事」「子どもは支援の実施有無について希望・決定できる能動的な存在」という日本の先行研究に対する検討結果に基づき、測定可能な尺度を開発した。次いで、韓日の先行研究に対する検討結果とLazarusらのストレス認知理論に基づき、離婚経験児の「適応」を従属変数、前記開発尺度を独立変数とした因果関係モデルを構築・検討した。測定尺度は、因子構造の側面からみた構成概念妥当性を確認的因子分析にて、内的整合性の側面からみた信頼性をKR-20で検討することによって開発した。また、因果関係モデルは構造方程式モデリングで検討した（因子構造モデル及び因果関係モデルのデータへの適合性は、CFIとRMSEAにて評価）。調査方法として韓国の離婚経験児322名を対象に、郵便法による質問紙調査を実施した。調査内容は基本属性、離婚経験児の日常生活ストレス認知（第一次因子を「親の離婚に対する不満感」「経済的逼迫感」「環境変化に関連する不安感」「面会交流に対する負担感」「差別に対する怒り」で構成し、「離婚経験児の日常生活ストレス認知」を第二次因子とする二次因子構造モデル）、適応（第一次因子を「不安行動」「萎縮行動」で構成し、「適応」を第二次因子とする二次因子構造モデル）で構成し、構造方程式モデリ



ングにて統計解析を行なった。その結果、まず、離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度(CFI=0.997, RMSEA=0.017, KR-20=0.887)と適応測定尺度(CFI=0.958, RMSEA=0.068, KR-20=0.812)の構成概念妥当性、ならびに信頼性が統計学的に支持された。次いで、離婚経験児の日常生活ストレス認知は適応と密接な正の関係を示していた(CFI=0.954, RMSEA=0.039, パス係数=0.764)。この結果から「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」と「予防的・事後的支援」が提言できた。この予防的・事後的支援は、それぞれ独立変数である離婚経験児の日常生活ストレス認知と適応に取り組んだ支援である。具体的には、離婚経験児の日常生活ストレス認知に対する取り組みとして予防的支援は、①離婚経験児の選択の自由に関する権利保障の内容を記載した印刷物の制作と配布、②両親(養育親と非養育親)に対し、離婚経験児の選択の自由に関する権利保障について周知させる教育、③養育親と非養育親の一方による拒否によって面会交流が成立しないような場合に、拒否する人を納得させる支援、④他人による差別の改善を目指した支援、⑤セルフ・スティグマの改善を目指した支援、⑥経済的苦労に取り組んだ支援である。適応に取り組んだ事後的支援は①親及び兄弟、本人という当事者と、友達及び教師等の関係者に対する離婚理解教育、②文化的・学習的支援という経済的支援、③親子コミュニケーション方法教育、④離婚後の親の役割及び養育教育、⑤育児・養育補助員の派遣支援、⑥自尊感情の強化支援である。

第3に、「支援施設による支援提供上の課題分析(研究課題4)」についてである。ここでは、研究課題2・3の示唆、すなわち、「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」と「予防的・事後的支援」をどのようにすればより有効的に提供できるのかを、支援施設による支援提供上の課題という側面から検討した。具体的に、支援施設による支援提供上の課題は、離婚経験児の支援施設に対する利用を低下させるリスク要因に操作的定義し、そのリスク要因分析を行なった。支援施設として健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターを取り上げて面接調査を行なった。健康家庭支援センター7ヶ所とひとり親家族支援センター5ヶ所から各1名ずつ、全12名を対象に半構造化面接法を実施して狭義のKJ法にて分析を行なった。その結果、健康家庭支援センターの利用を低下させるリスク要因として、25個のラベルから2つの中グループと1つの小グループを抽出することができた。中グループ1)「健康家庭支援センターの構造的課題」は、小グループ(1)「予算不足の問題」と小グループ(2)「人材不足の問題」、小グループ(3)「柔軟ではないマニュアル問題」で構成されている。また、中グループ2)「ひとり親家庭をめぐる問題」は、小グループ(4)

「ひとり親の時間不足の問題」と小グループ(5)「ニーズの偏り問題」、小グループ(6)「ひとり親家庭に対する偏見問題」で構成されており、独自に小グループ(7)「センターに対する認知の低さ」が抽出された。次いで、ひとり親家族支援センターの利用を低下させるリスク要因として、25個のラベルから2つの中グループと3つの小グループを抽出することができた。中グループ1)「ひとり親家族支援センターの受託による受託した法人の負担問題」は、小グループ(1)「予算のうち、運営費不足の問題」と小グループ(4)「人材不足の問題」で構成されている。また、中グループ2)「ひとり親家庭が抱える問題」は、小グループ(5)「ひとり親の時間不足の問題」と小グループ(6)「ひとり親のセルフ・スティグマの問題」で構成されている。なお、独自に小グループ(2)「センター数の不足問題」と小グループ(3)「不安定な雇用問題」、小グループ(7)「ニーズ・アセスメント未実施の問題」が、ひとり親家族支援センターの利用を低下させていた。小括では、各リスク要因に対する信頼性の担保に努めるために関連データを根拠として提示しながら、リスク要因への取り組みの重要性について強調している。

第4に、総合考察では、4つの研究課題に対する検討・分析を通して得られた離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する新たな知見として、子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針の明文化の必要性、予防的・事後的支援に対する開発・強化・普及の重要性、ニーズ・アセスメントの義務化と総予算の増額及び予算執行自律性の確保について考察を行なっている。まず、「子どもの選択の自由に関する権利を最優先とする支援方針」の発信方法（実践現場への反映方法）として、国連の子どもの権利条約に明文化することが考えられる。次いで、予防的・事後的支援については、現行支援（A市所在の総合社会福祉館98ヶ所、健康家庭支援センター26ヶ所、ひとり親家族支援センター5ヶ所による支援内容）との比較検討を行なうことによって、予防的支援①・②・③を新たに開発する支援として、予防的支援④・⑤・⑥と事後的支援①・②・③・④・⑤・⑥を強化・普及する支援として指摘した。最後に、健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターが共通的に内包しているリスク要因に着目して、ニーズ・アセスメントの義務化と総予算の増額及び予算執行自律性の確保の必要性について考察した。

### 第3節 今後の課題

本研究では、次のような限界が考えられることから、それを今後の課題として残したい。

第1に、メタ分析 (meta-analysis) の必要性についてである。本研究では、新たな研究課題の発見のために、文献研究にて先行研究の検討を行なった。文献研究は定量的なアプローチと定性的なアプローチに大別されるが、本研究の場合は、定性的なアプローチに該当する。その理由は、定量的なアプローチ、たとえばメタ分析ができない質的研究も検討対象とされているためである。しかし、離婚経験児を対象とした量的研究はかなり蓄積されている一方、離婚経験児の適応に与える要因が混用されていることから、メタ分析を通して定量的な側面から先行研究の検討を行なう必要があると考えられる。

第2に、第4章(研究課題2・3)では、離婚経験児の日常生活ストレス認知を独立変数、適応を従属変数とした因果関係モデルに対する検討結果に基づき、新たな支援方針と予防的・事後的支援を提言した。しかし、適切な介入時点及び効果、また介入に必要な親の理解を求める方法については検討されていない。そのため、適切な介入時点及び効果、また介入に必要な親の理解を求める方法について検討することが求められる。また、量的研究では把握できない離婚経験児の日常生活ストレスを質的研究で掘り下げていく必要もあるだろう。

第3に、本研究では、離婚経験児を対象とした現行支援を検討するにあたって、総合社会福祉館、健康家庭支援センター、ひとり親家族支援センターを取り上げたが、ひとり親家族支援法に明示されているひとり家族福祉相談所(全国に4ヶ所)は検討対象から除外した。その理由は、ひとり家族福祉相談所の主な対象は低所得層のひとり親家庭であり、また低所得層のひとり親世帯は全ひとり親世帯のうち、7.6%に過ぎないなど通所施設としての役割に疑問があったためである。しかし、前述した合理的疑いがあったとしても、検討対象から除外するのは、論争の余地がある。そのため、ひとり家族福祉相談所を視野に入れた支援内容に対する検討の必要がうかがえる。実際には面接調査を依頼したところ、許諾が得られなかったことを明らかにしておく。

第4に、総合社会福祉館による支援提供上の課題分析が急がれよう。第5章(研究課題4)では、離婚経験児に関連した支援施設として健康家庭支援センターとひとり親家族支援センターを取り上げている。それは、総合社会福祉館の面接調査に対する許諾が得られなかったことによるが、本研究で把握できたように([表20]参照)、総合社会福祉館による離婚経験児の支援が少なくないことを勘案するなら、総合社会福祉館に対する面接調査が必要

であろう。

第5に、本研究では、離婚経験児の適応向上を目指す支援に対する基礎資料を得ることをねらいに、離婚経験児に対する質問紙調査、支援施設の職員に対する面接調査を実施した。離婚経験児に対する研究、とりわけ量的研究が少ない現状を考慮するなら、離婚経験児に対する質問紙調査ができたことは研究意義の1つであろう。しかし、直接に離婚経験児の語りが聞けなかったことは、課題として指摘できるだろう。そのため、離婚経験児に対する面接調査が求められる。

## 【注】

- 1) 韓国社会における離婚件数（粗離婚率：Crude Divorce Rate）の推移をみると、2004年に138,900件（2.9）、2005年に128,000件（2.6）、2006年に124,500件（2.5）、2007年に124,100件（2.5）、2008年に116,500件（2.4）、2009年に124,000件（2.5）、2010年に116,900件（2.3）、2011年に114,300件（2.3）、2012年に114,300件（2.3）、2013年に115,300件（2.3）、2014年に115,500件（2.3）である（韓国統計庁2015）。
- 2) ひとり親家庭とは、死別・離婚・未婚・別居（服役・兵役、精神的・身体的な障がいによって長期間にわたり労働能力を失った配偶者）によって母、または父が18歳未満（就学中の場合は22歳未満であり、兵役義務を遂行した上で就学中の場合は兵役義務期間を加算した年齢）の子を養育している家庭を指す（ひとり親家族支援法第4条）。韓国ではひとり親家庭ではなく、ひとり親家族と表記するが、本研究では用語の統一という側面からひとり親家庭とする。
- 3) 1990年現在、韓国社会におけるひとり親世帯の数は全11,355,000世帯のうち、889,000世帯（そのなか、離婚によるひとり親世帯の数は、79,000世帯）で約7.8%であったが、2010年には全17,339,000世帯のうち、1,594,000世帯（そのなか、離婚によるひとり親世帯の数は、523,000世帯）で約9.2%と増加してきた（韓国統計庁2012）。また、2015年末現在、全18,705,000世帯のうち、1,783,000世帯で約9.5%である（女性家族部2016b）。
- 4) 2012年から2014年までの離婚件数を未成年の子の数ごとに推察すると、2012年には全114,300件のうち、1名が34,175.7件、2名が29,946.6件、3名が4,686.3件である。2013年には全115,300件のうち、1名が35,743件、2名が28,479.1件、3名が4,842.6件であり、2014年には全115,500件のうち、1名が34,650件、2名が26,911.5件、3名が4,504.5件である。
- 5) 国連の子どもの権利条約を批准した1991年11月に留保された面会交流の条項が2007年12月の民法改正により子どもの権利として認められた（民法第837条の2）。韓国では面会交流ではなく、面接交流と表記するが、本研究では用語の統一という側面から面会交流とする。
- 6) 離婚熟慮制度とは、民法第836条の改定によって2008年6月から施行された制度である。原則的に協議離婚の当事者は未成年の子がいるなら3ヶ月、いないなら1ヶ月が経過した後、家庭裁判所の確認を得た上で離婚が可能である。しかし、暴力や虐待など、離婚理由が緊迫の場合には、上記の期間を短縮、または免除することができる。また、2014

年10月からは離婚を希望する当事者は、専門相談を受けなければならなくなった（民法第836）。

- 7) 2012年に制定された子どもケア支援法に法的根拠をおいている。家庭内での子育てを支援することによる子どもの福祉増進及び保護者の仕事・家庭両立を通じた家族構成員の生活の質の向上と子育てに優しい社会環境の造成を目的とする。また、家庭形態は関係なく生後3ヶ月から12歳以下の子どもがいる家庭であれば、利用できる（子どもケア支援法；女性家族部2016a）。
- 8) 2014年3月に制定され、2015年9月から施行された。
- 9) 健康家庭支援センターは、健康家庭基本法に従って家族政策の伝達体系として政府の家族政策の推進方向及び健康家庭事業を実施するために2004年から設立され、2015年現在、全国に152ヶ所が設置されている（女性家族部2015）。
- 10) ニューヨーク州裁判所事務総局の『Bill of Rights for Children Whose Parents Are Separated』では、離婚経験児の権利として次のことを提示している。一つ、The right not to be asked to 「choose sides」 between their parents, 二つ、The right not to be told the details of bitter or nasty legal proceedings going on between their parents, 三つ、The right not to be told 「bad things」 about the other parent's personality or character, 四つ、The right to privacy when talking to either parent on the telephone, 五つ、The right not to be cross-examined by one parent after spending time with the other parent, 六つ目、The right not to be asked to be a messenger from one parent to the other, 七つ、The right not to be asked by one parent to tell the other parent untruths, 八つ、The right not to be used as a confidant regarding the legal proceedings between the parties, 九つ、The right to express feelings, whatever those feelings may be, 十つ、The right to choose not to express certain feelings, 十一、The right to be protected from parental warfare, 十二、The right not to be made to feel guilty for loving both parents, である。
- 11) 『HVA MED MIN MENING DA』の和訳は、野口・青木（2015）の報告より引用した。
- 12) 健康な家庭生活の営みと家族の維持及び発展のための国民の権利、義務並びに国及び地方自治体などの責任を明らかにし、家庭訪問の適切な解決策を講じて家族構成員の福祉増進に貢献する支援政策を強化することにより健康家庭の実現に寄与するという目的で、

- 2004年に制定、2005年から施行された（健康家庭基本法）。
- 13) 平均的に全子どものうち、小学校高学年（9～12歳）の33%、中学校以上（13～24歳）35.8%が放課後にひとりで過ごしている（青少年総合実態調査2014）。
  - 14) 祖父母、またはその一方と未成年の子で成り立った家庭を指す。
  - 15) 2014年11月10日にソウル家庭裁判所のもとに面会交流センターが開所・運営されている。13歳未満の子どもの対象とし、面接交流センターの利用は養育者と非養育者間の事前合意と同意を前提とする（ソウル家庭裁判所）。2016年12月現在、全国に3ヶ所が設置・運営されている（ソウル家庭裁判所、光州家庭裁判所、仁川家庭裁判所の下に、各1ヶ所ずつ）。韓国では面接交流ではなく、面接交渉というが、用語の統一という側面から本研究では面会交流とする。
  - 16) ひとり親家族支援センターの設置規定は法律ではなく、自治体の条例に定まっている（ひとり親家族支援法第19条；姜2016a）。A市ひとり親家族の支援に関する条例では、自治体長はひとり親家庭の生活安定及び福祉増進のため、ひとり親家族支援センターを設置・運営することができると明示している。2014年6月現在、全243ヶ所の自治体のうち、ただ6ヶ所がひとり親家族支援センターの設置を規定している（A市ひとり親家族支援センター2014）。
  - 17) 2012年現在、B市は、B市所在の健康家庭支援センター8ヶ所にひとり親家庭に対する支援担当チームを設置・運営している（ホン2012）。しかし、1つの独立したセンターとして業務を遂行していないことが、A市ひとり親家族支援センターとの相違点としてあげられる。
  - 18) 日本は「CiNii」＋「Google Scholar」、韓国は「DBpia」＋「Kiss」＋「Google Scholar」からの件数である。
  - 19) 韓国では子どもとともに、子女という用語がよく用いられているため、検索キーワードとして取りあげた。
  - 20) 質問項目の開発と質問項目に対する内容的妥当性の検討は、大学教員3名及び大学院生4名と行なった。事前にいくつかの質問項目を作り、その質問項目に対する内容的妥当性の検討を行なうことで、17項目を完成したわけではない。ローデータ（先行研究の結果及びインタビューの内容）に対する内容的妥当性を検討しながら、17項目を開発した。
  - 21) 十分な面接時間が取れなかったことは、研究者の都合ではなく、対象者の都合によるものである。時間不足で回答できなかったことは書面にて応えるという対象者からの希望

- があったため、追加面接は不可能と判断し、この時点で J 氏に対する面接調査を終了した。
- 22) 田中 (2011b) では技術、殺し文句、点メモと表記されているが、本研究ではデータ、データ内容の要約、キーワードと表記する。
- 23) 韓国は 2015 年のデータであり、日本は 2011 年のデータである。
- 24) 平均月収に関する韓国のデータは、2016 年 5 月 5 日の為替レートを基準で計算したものであり (189.6 万ウォン)、日本のデータは、母子世帯の年間自身の収入から計算したものである。
- 25) 韓国の面会交流は民法第 837 条 2 に明示されており、2007 年 6 月 22 日に同条①項が「子を直接に養育しない親の一方は面接交渉権をもち、家庭裁判所は子の福利のために必要な時に当事者の請求によって面接交渉を制限及び排除することができる」から「子を直接に養育しない親の一方と子は相互面接交渉をすることができる権利を持つ」に改正されることで、面会交流権が子どもの権利として認められた。日本の場合は民法第 766 条に明示されており、2011 年 6 月に同条が「父母の協議上の離婚をする時は、子の監護をすべき者、その他の監護について必要な事項は、その協議で定める。(以下省略)」から「父母の協議上の離婚をする時は、子の監護をすべき者、父または母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の負担その他子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。(以下省略)」に改正されることで、面会交流権が子どもの権利として認められた。
- 26) 面会交流支援事業は、2012 年には母子家庭就業・自立支援センターの支援メニューの 1 つとして創設された。この事業は、厚生労働省が面会交流支援に取り組む自治体に補助金を出すという形で、「補助金を受けた自治体は、民間団体への委託やスタッフの直接雇用により、当事者の費用を肩代わりし、仲介料無料で、面会日時や場所の調整等を担当する」(村上)。民間による面会交流支援としては、1994 年から家庭問題情報センター (Family Problems Information Center : FPIC) が試行的に行い始めた (棚村ら 2011) 。
- 27) 養育費の関係機関として韓国は 2015 年に養育費履行管理院を、日本は 2007 年に養育費相談支援センターを設置・運営している。
- 28) 姜 (2014) は、韓国の先行研究 35 本、日本の先行研究 15 本を取り上げ、対象者、研究方法、研究内容という枠組みで分析を行なった。その結果、用いられた研究方法として韓国は 35 本のうち量的研究が 32 本、量的・質的研究が 1 本、質的・文献研究が 1 本、文献



研究が1本であり、日本は15本のうち質的研究が7本、文献研究が5本、量的研究が2本、量的・質的研究が1本であったと指摘している。本研究では、韓の先行研究46本、日本の先行研究22本を分析した。その結果、韓国は46本のうち量的研究が38本、質的研究3本、文献研究が3本、量的・質的研究が1本、質的・文献研究が1本であり、日本は22本のうち質的研究が13本、文献研究が5本、量的研究が2本、量的・質的研究が2本であった。

29) [表3]でのひとり親・父子・母子・祖父母家庭の形成理由は、主に離婚であり、場合によっては死別も含まれている。だが、研究内容と結果の概観は、離婚経験児を中心に行なったことを明らかにしておく。[表4]、[表5]、[表6]も同様である。

30) 原本要旨の要約内容である。

31) 女性家族部(2016c)の『2015年ひとり親家庭実態調査』内容を簡単に述べると、ひとり親家庭2,552世帯を対象とした調査であり、養育者の平均年齢は43.1歳であった。ひとり親家庭になった理由として離婚は77.1%、死別は15.8%、その他7.1%であった。最終学歴は高等学校の卒業60.4%、短期大学の卒業(専門学校含む)31.8%、中学校の卒業以下7.7%であった。就労状態は正社員48%、非正規社員36.7%、自営業及び無給家族従事者15.3%であった。家族構成員は養育者と子67.1%、養育者と子と他人22.9%であった。世帯収入として平均月収は189.6万ウォンであり、それは全世帯の平均月収の48.7%水準であった。養育費の取り決め率は22%であり、そのうち定期的な受給は55.1%、不定期的な受給は17.6%、一度の受給なしは27.3%であった。養育費の平均額は月55万ウォンであった。面会交流の実施有無として定期的な実施は11.9%、無実施は49%、たまに実施、または知らないは39.1%であった。

32) 地域児童センターは、児童福祉法第50~52条、第54~75条に基づき放課後にケアが必要な地域社会内の子どもの健全育成のために保護・教育、健全な遊びと娯楽の提供、保護者と地域社会の連携などの総合的福祉サービスの提供を目的としている(保健福祉部2016a;児童福祉法)。対象者は、共働き家庭などの地域内の放課後ケアサービス(中位所得100%以下であり、世帯員数別にみると、2016年現在、1人は1,625,000ウォン、2人は2,767,000ウォン、3人は3,579,000ウォン、4人は4,391,000ウォン、5人は5,204,000ウォンなどである)を必要とする18未満の子ども(就学中であれば、18歳以上も含む)である。この子どもに対して保護、給食、教育機能、情緒的支援、文化サービスなど地域社会内の子どもケアに対する予防的機能及び事後的連携の役割を果たす(保健福祉部

2016a).

- 33) ドリームスタートの正式名は、児童統合サービス支援機関である。その目的は、児童福祉法第 37 条、児童福祉法施行令第 37 条に基づき脆弱層の子どものニーズに合わせた統合サービスを提供して子どもの健全な成長と発達を図り、公平な出発機会を保障することによって健康で幸福な社会構成員として成長できるように支援することである（保健福祉部 2016b；児童福祉法）。対象者は、0 歳（妊婦）～12 歳未満の子どもの家庭（就学中であれば、12 歳以上も含む）である。対象者の複合的なニーズを把握し、地域資源と連携した統合サービスを提供する。具体的には、アセスメントを通して対象者のニーズ及び抱えている問題を把握する同時に、保険・福祉・保護・教育など必要なサービスを総合的に提供し、定期的にモニタリングを実施する（保健福祉部 2016b）。
- 34) 2012 年現在、離婚経験児の 55.6%は非養育者と面会交流を行っていない（女性家族部 2013）。
- 35) 9 名の養育者（1 名は離婚紛争中）を対象に、離婚適応教育プログラムを実施した。プログラムは 2 セクションで構成され、所要時間は 1 セクション当たり 1 時間 30 分である。
- 36) 10 名の養育者を対象に、離婚適応教育プログラムを実施した。プログラムは 8 セクションで構成され、所要時間は 1 セクション当たり 1 時間 40 分である。
- 37) 主に、親の離婚が子どもに及ぼす影響について知っているのか、子どもの年齢に従って親の離婚に対する対処方法を知っているのか、元配偶者との関係維持方法を知っているのか、自分は離婚と向き合う準備ができていのかなどの項目になっている。
- 38) 1 名の離婚経験児を対象に、認知行動治療プログラムを実施した。プログラムは 10 セクションで構成され、所要時間は 1 セクション当たり 1 時間である。
- 39) 14 名の離婚経験児（7 名は実験群、7 名は統制群）を対象に、認知行動集団プログラムを実施した。プログラムは 10 セクションで構成され、所要時間は 1 セクション当たり 1 時間 10 分である。自尊感情と抑うつの事前事後検査では、有意な変化が見られた一方、実験群と統制群の間では有意な差異が見られなかった。そのため、事前事後検査での有意な変化に対する再検討の必要性が伺える。
- 40) 5 名の離婚経験児を対象に、集団相談プログラムを実施した。プログラムは 8 セクションで構成され、所要時間は 1 セクション当たり 1 時間 30 分である。
- 41) 5 名の離婚経験児を対象に、読書治療プログラムを実施した。プログラムは 8 セクションで構成されている（所要時間は、明示されていない）。

- 42) 女性家族部 (2016d) によると、2015 年未まで健康家庭支援センターの支援として、家族ドルボムナムン支援 (和訳：家族ケア分かち合い)、家族教育支援、家族相談支援、家族文化支援、多様な家族統合サービス支援、地域社会との連携支援という 6 つの指定支援が行われた。しかし、前記支援のうち多様な家族統合サービス支援は、2016 年から除外されることになった。また、センターの類型ごとに、提供する支援内容が違う。独立型センターは、多様な家族統合サービス支援を除いた 5 つの支援を、多機能化センターは、4 つの支援 (必須：家族教育支援、家族相談支援、家族文化支援、選択：家族ケア分かち合い、地域社会との連携支援) を行なうことになっている。
- 43) 健康家庭支援センターは、大きく中央センター (1 ヶ所) と市・郡・区センター (151 ヶ所) に分かれる。また、市・郡・区センターは国費の支援をうけるセンター (111 ヶ所) と全額地方費で運営されるセンター (40 ヶ所) に分かれる。なお、独立型センター (118 ヶ所) と多機能化型 (33 ヶ所) に分類される。そして、センターの運営は市・郡・区が設置・運営するが、直接に運営する直営方式 (9 ヶ所) と民間機関に委託する委託運営方式 (142 ヶ所) がある。
- 44) 面接対象者が特定できないように、[表 16]には記載しない。
- 45) 支援別に執行された予算出所の内訳をみると、家族ケア分かち合い支援は、経常費補助金から 44.5%、別途・外部支援金から 53.8%、法人負担金から 1.6%である。家族教育支援は経常費補助金から 45.2%、別途・外部支援金から 52%、法人負担金から 2.8%である。家族相談支援は経常費補助金から 70.3%、別途・外部支援金から 26.6%、法人負担金から 3.1%である。家族文化支援は経常費補助金から 55.7%、別途・外部支援金から 37.8%、法人負担金から 6.6%である。地域社会との連携支援は経常費補助金から 52.7%、別途・外部支援金から 31.6%、法人負担金から 15.6%である。
- 46) ここで取り扱う支援広告物及び支援報告 (結果) 物は、全ての人に公開されているものであるため、収集及び分析時に倫理的配慮を要しない。その判断においては、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の『「人を対象とする研究」倫理審査申請を必要としない研究に関する申合せ』を参考にした。

## 【参考文献】

### 【日本文献】

- 安部隆夫・樋口昇・山本廣子（2003）「面接交渉等に関する父母教育プログラムの試み」『家庭裁判月報』55（4），111-172.
- 赤石 千衣子（2009）「日本の母子家庭の現状と現在の問題点ー当事者団体の視点からー」NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ.
- 青木 聡（2011）「面会交流の有無と自己肯定感/親和不全の関連について」『大正大学カウンセリング研究所紀要』（34），5-14.
- 足寄町教育委員会（2004）「学習支援ボランティア事業実施要綱」
- 服部範子・三島令子（1994）「ひとり親家庭への社会的サービスに関する一考察：父子家庭の事例を中心に」『兵庫教育大学研究紀要，第3分冊，自然系教育・生活・健康系教育』14，159-172.
- 東 一英（2002）「離婚・親子ー子どもの立場からー」『研究紀要』1，16-29.
- 平松 千枝子（2005）「親の離婚を経験した子どものころー離婚を経験した親と子どもの調査からー」『駒沢女子大学研究紀要』12，155-171.
- 広井 多鶴子（2007）「問題としての核家族：白書にみる少年非行の原因論」『実践女子大学人間社会学部紀要』3，79-97.
- 本田 麻希子・遠藤麻貴子・中釜洋子（2011）「離婚が子どもと家族に及ぼす影響について：援助実践を視野に入れた文献研究」『東京大学大学院教育学研究科紀要』51，269-286.
- 堀田香織（2009）「親の離婚を体験した青年の語り」『心理臨床学研究』27（1），40-52.
- 福丸由佳・中釜 洋子・大瀧 玲子（2011）「離婚を経験する子どもと家族への心理的支援ーFAIT（Family in Transition）の導入と実践ー」『研究助成論文集』（47），65-74.
- 藤川洋子（2012）「子の引き渡し事件とハーグ条約ー離婚による子どものトラウマをめぐってー」『日本児童青年精神医学会機関誌』53（2），137-145.
- 藤田博康・石田 真由子（2014）「親の離婚を経験した子どものケアに関する教員の意識調査ー小学校・中学校・高校におけるアンケート調査，インタビュー調査を通じてー」『人間科学部研究年報』（16），19-36.
- 飯倉一郎（1989）「離婚と子どもの人権」佐藤隆夫『国学院法学』26（4），135-142.
- 泉 ひさ（1994）「親の離婚が子どもに与える心理的影響」『アカデミア人文・社会科学編』59，177-197.

- 角田芳伸 (2006) 「ひとり親家庭の自立支援策における諸課題について—母子家庭等自立促進計画の取り組みから—」『羽陽学園短期大学紀要』7 (4), 303-337.
- 神原文子 (2008) 「ひとり親家庭施策・再考 (特集子ども・若者政策再考)」『市政研究』(161), 28-36.
- 姜 民護 (2012) 「離婚によるひとり親家庭の子どもを対象とした先行研究の一考察」『同志社社会福祉学』26, 63-78.
- 姜 民護 (2013a) 「離婚によるひとり親家庭の子どものニーズとその支援に関する研究」『同志社大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻修士学位論文』
- 姜 民護 (2013b) 「両親の離婚が子どもに与える影響に関する研究現状と課題—韓国に焦点をあてて—」『同志社社会福祉学』27, 49-61.
- 姜 民護 (2014) 「両親の離婚が子どもに及ぼす影響に関する研究課題—日韓の研究から得られる示唆に着目して—」『評論・社会科学』111, 157-186.
- 姜 民護 (2015a) 「健康家庭支援センターによるひとり親家庭の子どもに対する支援の課題—支援に対する検討と評価を通して—」『同志社社会福祉学会』29, 41-56.
- 姜 民護 (2015b) 「親の離婚を経験した子どもの日常生活ストレス認知尺度の開発に関する研究」『同志社大学社会福祉学会第30回年次大会研究報告概要集』(同志社大学), 4.
- 姜 民護 (2016) 「韓国におけるひとり親家族支援センターの利用を低下させるリスク要因分析—支援先の視点に着目して—」『関西社会福祉学会』2, 53-64.
- 姜 民護・黒木保博・中嶋和夫 (2016) 「韓国の離婚経験児における生活ストレス認知と適応の関係」『社会福祉学会』57 (2).
- 川喜田 二郎 (1996) 『KJ法：渾沌をして語らしめる』中央公論社.
- 河嶋静代 (2010) 「子どもの権利と共同親権・共同監護—非監護親の養育責任とひとり親家庭の福祉施策をめぐって」『北九州市立大学文学部紀要・人間関係学科』17, 1-25.
- 梶井祥子 (2006) 「家族意識の変容過程 (親の離婚を経験した子どもの事例調査から)」『北海道武蔵女子短期大学紀要』38, 39-60.
- 警察庁 (2011) 「捜査活動に関する統計等 (平成22年の犯罪) (少年犯罪)」
- 金 英淑 (2007) 「少年非行の原因としての家族関係」『現代社会文化研究』(39), 73-90.
- 本村 めぐみ (2011) 「ひとり親家族を生きる子どもの発達支援—子どもたちへのインタビュー調査を通して—」『和歌山大学教育学部紀要, 教育科学』61, 127-135.
- 小林恵一 (2011) 「母子生活保護世帯に見る母子家庭の状態像についての一考察—生活保護

- 母子世帯の母親との面談結果の検討を通じて」『江戸川学園人間科学研究所紀要』(27), 146-165.
- 近藤理恵 (2013)『日本・韓国・フランスのひとり親家族の不安定のリスクと幸せーリスク回避の新しい社会システム』学文社, 96-100.
- 小杉考司・清水裕士 (2014)『M-plus と R による構造方程式モデリング入門』北大路書房.
- 厚生労働省 (2005)「平成 15 年全国母子世帯等調査結果報告」
- 厚生労働省 (2007a)「平成 18 年全国母子世帯等調査結果報告」
- 厚生労働省 (2007b)「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」
- 厚生労働省 (2009a)「平成 21 年度離婚に関する統計の概況」
- 厚生労働省 (2009b)「平成 21 年度児童養護施設入所児童等調査結果の概念」
- 厚生労働省 (2012a)「平成 23 年全国母子世帯等調査結果報告」
- 厚生労働省 (2012b)「ひとり親家庭の支援について」
- 厚生労働省 (2012c)「平成 23 年人口動態統計の状況」
- 厚生労働省 (2012d)「母子家庭等就職・自立支援事業実施要綱」
- 裁判所 (2012)「面会交流調停」
- 熊本市 (2007)「熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業実施要綱」
- 国立市 (2005)「国立市ひとり親家庭児童訪問援助事業実施要綱」
- 蔵 あすか (2014)「親の不仲や離婚により影響を受ける子どもたち」『教育フォーラム』(53), 125-134.
- 李 環媛 (2012)「韓国のひとり親家族における子どもと非養育親の関係ー親と子のインタビュー調査からー」『社会分析』39, 101-118.
- 李 環媛 (2015)「韓国のひとり親家庭で育った子どものライフストーリーー子どもの認識と生活設計ー」『研究集録』(158), 157-167.
- 李 仙恵・朴 志先・中嶋和夫他 (2013)「知的障害児の母親の育児負担感が心理的マルチトメントに与える影響」『社会福祉学』53 (4), 96-108.
- 松本園子 (1997)「子どもの生活と福祉の歴史 (3) 父子家庭と父子ホーム」『幼児の教育』96 (8), 18-25.
- 松本良夫 (1984)『図説非行問題の社会学』光生館, 93-103.
- 三島 (植木) とみ子 (1986)「離婚の中の子ども」『長崎大学教育学部社会科学論叢』35, 1-23.

- 宮崎昭夫 (2014) 『親の離婚と子ども—子どもを支える工夫を求めて』 海鳥社.
- 元木久男 (2001) 「ひとり親家庭の福祉問題の諸相」『宮崎女子短期大学紀要』27, 115-130.
- 内閣府 (2007) 「男女共同参画社会に関する世論調査」
- 中垣昌美 (1987) 『離別母子世帯の自立と児童扶養手当制度』 大阪府母子福祉連合会.
- 中村磐男・助川征雄・牛津信忠・池弘子・山口圭 (2010) 『標準社会福祉用語事典第 2 版』 秀和システム.
- 中村 多美子 (2010) 「両親の離婚紛争の中で子どもたちは何を考えているか (代理人としての経験から) (特集家事事件における子どもの地位「子ども代理人」を考える)」『自由と正義』61 (4), 49-54.
- 日本スクールソーシャルワーカー協会 「スクールソーシャルワーカーとは」.
- 新村出 (1998) 『広辞苑第五版』 岩波書店.
- 二宮周平・金 成恩 (2010) 「韓国における子どものいる夫婦の離婚問題への取り組み—『子ども問題ソリューション会』と『養育手帳』—」『立命館法學』2010 (3), 1099-1115.
- ニューヨーク州裁判所事務総局 『Bill of Rights for Children Whose Parents Are Separated』 (<http://www.nycourts.gov/courts/6jd/tompkins/family/rights.shtml>, 2015. 8. 12)
- 野田愛子 (1998) 「親の離婚の子どもに及ぼす長期的影響」『ケース研究』256, 2-14.
- 野口康彦 (2006a) 「親の離婚が子どもの精神発達に及ぼす心理的影響の一考察—スクールカウンセラーの立場から—」『中央学術研究所紀要』35, 80-89.
- 野口康彦 (2006b) 「親の離婚が子どもの精神発達に及ぼす心理的影響に関する一考察—日本における離婚の統計資料の分析から—」『法政大学大学院紀要』57, 79-87.
- 野口康彦 (2007) 「親の離婚が子どもの精神発達に及ぼす心理的影響に関する考察—文献研究を中心に—」『静岡英和学院大学紀要』(5), 135-148.
- 野口康彦 (2009) 「親の離婚を経験した大学生の将来に対する否定的な期待に関する一検討—親の仲の良い群, 親の仲の悪い群, 親の離婚群との比較から—」『中央学術研究所紀要』(38), 152-162.
- 野口康彦・櫻井しのぶ (2009) 「親の離婚を経験した子どもの精神発達に関する質的研究—親密性への怖れを中心に—」『三重看護学誌』11, 9-17.
- 野口康彦 (2011) 「離婚後の子どもと共同親権に関する一考察—子どもの福祉の視点から—」『人文コミュニケーション学科論集』(11), 1-8.

- 野口康彦 (2012a) 「親の離婚が子どもの心の発達に及ぼす影響 (特集親の離婚と子ども)」  
『教育と医学』60 (2), 162-169.
- 野口康彦 (2012b) 「親の離婚を経験した大学生の抑うつに関する一検討」『茨城大学人文学部紀要, 人文コミュニケーション学科論集』(12), 171-178.
- 野口康彦・青木 聡 (2015) 「ノルウェーにおける離婚後の子どもの養育と意見の尊重—家族保護課でのインタビュー調査を中心に—」『人文コミュニケーション学科論集』(19), 111-126.
- 野口康彦 (2015) 「離婚後の親子の面会交流と子どもの心理発達—2つの支援機関のインタビュー調査から—」『人文コミュニケーション学科論集』(18), 45-62.
- 小田切 紀子 (2005) 「離婚家庭の子どもに関する心理学的研究」『応用社会学研究』15, 21-37.
- 小田切 紀子 (2009) 「子どもから見た面会交流—離婚家庭の子どもたちの声 (特集両親の離婚・別居の際の面会交流の問題点と課題)」『自由と正義』60 (12), 28-34.
- 小田切 紀子 (2011) 「親が離婚した (特集子どもの悲しみを支える) (子どもの悲しみへの理解とかかわり)」『児童心理』65 (17), 1485-1489.
- 小田切 紀子 (2015) 「離婚と子ども—揺れ動く子どもの心—」『ケース研究』2014 (4), 91-119.
- 大橋 薫 (1964) 「少年非行のメカニズム—社会病理学的研究—」『教育社会学研究』19, 74-87.
- 最高裁判所事務総局 (2001) 『平成13年度司法統計年報』
- 真田 壯士郎 (2003) 「親の離婚と、子どもの心—親権者指定のモラルの確立を期待して (特集モラルの崩壊と立て直し)」『教育と医学』51 (5), 474-480.
- 斉藤瑞希・菅原正和 (2007) 「ストレスコーピングの実行性と志向性 (I)」『岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』6, 231-243.
- 佐々木 政人 (1991a) 「離婚の実態と家族ストレス I—母子家庭に関する日米比較と離婚母子家庭が日常生活で直面するストレス状況を調査するための基礎研究—」日本社会事業大学社会事業研究所年報 27, 89-101.
- 佐々木 政人 (1991b) 「離婚の実態と家族ストレス II—離婚・離別母子家庭のストレス—」日本社会事業大学社会事業研究所年報 27, 103-123.
- 佐藤 篤 (2006) 「ひとり親家庭の自立支援について—ひとり親家庭に関する国, 仙台市の



- 現状や支援施策, そしてこれからのひとり親家庭に対する福祉的役割の一考察」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻紀要』4, 29-37.
- 佐藤千裕 (1985) 「離婚を乗り越える子どもたち－ワラッシュタイン－最近のアメリカの調査研究から－」『ケース研究』205, 109-118.
- 氏 久廣 (2006) 「母子家庭の貧困と生活保護－児童相談所からみた母子家庭の生活と苦悩 (生活保護: 最前線!)」『賃金と社会保障』(1409・1410), 39-48.
- 志田未来 (2015) 「子どもが語るひとり親家庭－『承認』をめぐる語りに着目して－」『教育社会学研究』96, 303-323.
- 嶋田洋徳 (1998) 「小中学生の心理的ストレスと学校不適応に関する研究」風間書房.
- 総務省統計局 (2010) 「平成 22 年国勢調査における統計分類等の変更について」
- 総務省統計局 「平成 27 年科学技術研究調査: 用語の解説」
- 杉井静子 (1991) 「離婚と子どもの権利 (子どもの権利条約<特集>) － (弁護士が見た子どもの現状－権利条約にてらして)」自由と正義 42 (2), 28-33.
- 田村健二 (1987) 「家族生活－23-家族の喪失・崩壊とその後－3－離婚母子家庭の場合」『児童心理』41 (11), 1426-1433.
- 田辺敦子・富田恵子・萩原康生 (1991) 『ひとり親家庭の子どもたち－その実態とソーシャル・サポート・ネットワークを求めて』島書店.
- 田中チカ子 (1998) 「ひとり親家庭への自立支援の課題と将来展望」『松山東雲短期大学研究論集』29, 207-217.
- 田中博晃 (2011a) 「KJ 法入門－質的データ分析として KJ 法を行う前に－」『より良い外国語教育のための方法－外国語教育メディア学会 (LTE) 関西支部メソドロジー研究部会 2010 年度報告論集』17-29.
- 田中博晃 (2011b) 「質的研究のための評価基準－KJ 法を用いた動機づけ研究での例－」『より良い外国語教育のための方法－外国語教育メディア学会 (LTE) 関西支部メソドロジー研究部会 2011 年度報告論集』106-120.
- 田中博晃 (2012) 「KJ 法クイックマニュアル」『外国語教育メディア学会 (LTE) 関西支部メソドロジー研究部会 2012 年度報告論集』102-106.
- 棚村政行の他 13 人 (2011) 『親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書』
- 棚瀬一代 (2004) 「離婚の子どもに与える影響－事例分析を通して」『現代社会研究』6, 19-

37.

- 棚瀬一代 (2012) 「離婚と子どものウェル・ビーイング (特集親の離婚と子ども)」『教育と医学』60 (2), 152-161.
- 谷 英樹 (2009) 「面会交流の実務の問題点と課題-子どもの最善の利益の観点から (特集両親の離婚・別居の際の面会交流の問題点と課題)」『自由と正義』60 (12), 35-42.
- 東京教育研究所 (2012) 「エデュニユース」『教育行政向け情報誌』(47), 8.
- 豊田秀樹 (2007) 『共分散構造分析「AMOS 編」-構造方程式モデリング-』東京図書.
- 瓜生 武 (1996) 「親の離婚と子どもの心」『ケース研究』(248), 36-49.
- 山縣文治・柏女靈峰 (2012) 『社会福祉用語辞典第8版』ミネルブア書房.
- 山城厚生・藪崎朝子・熊本淳・氏原市 (2012) 「スクールソーシャルワーク活動の現状と課題-静岡県と島田市の場合-」『静岡福祉大学紀要』(8), 109-114.
- 吉永 陽一郎 (2000) 「働く母親, ひとり親家庭の悩みの諸問題 (特集周産期の母子保健指導-新生児・乳幼児編)」『周産期医学』30 (1), 127-131.
- 尹 靖水・朴 志先・金 貞淑他 (2014) 「韓国における多文化家族の親の生活問題と児にたいする不適切な育児行動の関連性」『評論・社会科学』107, 1-19.
- 湯澤直美 (1999) 「非婚母子家庭の形成過程と支援策の課題」『コミュニティ福祉学部紀要』1, 149-165.

### 【韓国文献】

- A 시 한부모가족 지원에 관한 조례 (=A 市ひとり親家族支援に関する条例) .
- A 시 한부모가족지원센터 (2014) 『사회통합을 위한 한부모가족복지 정책 포럼』 (=A 市ひとり親家族支援センター (2014) 社会統合のためのひとり親家族福祉政策フォーラム) .
- A 시 (2013) 『자치구별 저소득 한부모가족 현황』 (=A 市 (2013) 『自治体別, 低所得ひとり親世帯の現況』ぎょうせい) .
- A 시 (2014) 『권역별 한부모가족지원센터 운영 개선 (안)』 A 시 여성가족정책실 (=A 市 (2014) 『圏域別ひとり親家族支援センターの運営改善 (案)』 A 市女性家族政策室, ぎょうせい) .
- 강민호 (2016) 「한부모가족 지원체계의 구축에 대한 고찰-이용서비스지원기관을 중심으로-」 『국제고려학회』16, 241-259 (=カンミンホ (2016) 「韓国における

- ひとり 親家庭の支援体系の構築への一考察—利用サービス支援機関を中心に—  
『国際高麗学会』).
- 강준구 (2006. 7. 14) 『이혼이 비행청소년 만든다—자녀 70% 탈선』 국민일보 (=カン・  
ジュング (2006. 7. 14) 『離婚が非行する青少年を作り出す—子どもの 70%が脱線』 国民  
日報).
- 강혜자 (2011) 「비행청소년의 비행촉발요인에 관한 연구」 『교정연구』 53, 221-239  
(=カン・ヘ자 (2011) 非行青少年の非行触発要因に関する研究 『矯正研究』).
- 건강가정기본법 (=健康家庭支援法).
- 김경순·이미숙 (2009) 「이혼한 여성 한부모가족의 가족레질리언스 연구—모자보호  
시설 입소자를 중심으로—」 『한국가정관리학회지』 27 (1), 89-105 (=キン・キョン  
スン, 이·미숙 (2009) 「離婚による母子家庭の家族レジリエンス研究—母子保護施  
設の入所者を中心に—」 『韓国家庭管理学会誌』).
- 김기화·양성은 (2016) 「자녀가 경험한 부모 이혼과 부자가족으로의 적응에 대한 질  
적 연구」 『대한가정학회』 54 (1), 83-96 (=김·기화, 양·성은 (2016)  
「子どもが経験した親の離婚と父子家庭としての適応に関する質的研究」 『大韓家庭学  
会』).
- 김나희 (2006) 「이혼가정 성인 자녀의 문제와 대처방안」 『한국한부모가정연구소, 한  
부모가정 실태조사와 정부지원 개선방안 자료집』 57-107 (=김·나희 (2006) 「離  
婚家庭における成人子どもの問題と対処方策」 『韓国ひとり親家庭研究所,ひとり親家  
庭の実態調査と政府支援の改善方策資料集』).
- 김득성 (2002) 「이혼적응 교육프로그램 개발 및 효과검증: 단기과정을  
중심으로」 『한국가정관리학회지』 20 (2), 1-8 (= 김·득성 (2002) 「離婚適  
応教育プログラムの開発及び効果検定—短期家庭を中心に—」 『韓国家庭管理学会誌』).
- 김민강·이희영·최태진 (2012) 「이혼가정 아동의 학교적응유연성과 관련된 보호요인」  
『아동교육』 21 (2), 75-90 (=김·민강, 이·희영, 최·태진 (2012)  
「離婚家庭の子どもの学校適応柔軟性に関する補償因子」 『児童教育』).
- 김선아 (2011) 「이혼가정아동의 외현적 공격성과 내면문제 발달과정과 초기 보호요인  
과의 관계: 결혼가정과 비교」 『한국가족복지학』 16 (3), 5-34 (=김·선아  
(2011) 「離婚家庭の子どもの対外的攻撃性と内面的問題の発達過程と初期の補償因子

- との関係—両親が揃っている家庭との比較—」『福祉家庭福祉学』).
- 김수정 (2012) 「이혼과정에 있는 부부를 위한 미국의 이혼교육 프로그램에 대한 분석 : 한국의 이혼교육 프로그램 개발에 대한 함의」『신학과 목회』 30, 327-355 (=김·스ジョン (2012) 「離婚紛争中である夫婦のためのアメリカの離婚教育プログラムに対する分析—韓国の離婚教育プログラムの開発への含意」『神学と牧会』).
- 김승경·강문희 (2005) 「이혼 가정 아동의 탄력성에 대한 위험: 보호요인들간의 경로 분석」『아동학회지』 26 (1), 261-278 (=김·스ンジョン, 칸·ムンヒ (2005) 「離婚家庭の子どもの弾力性に対する危険・補償因子ら間のプロセス分析」『児童学会誌』).
- 김승권·김연우 (2012) 「한부모가족정책의 실태와 정책제언」, 『보건복지포럼』, 59-69 (=김·스ンジョン, 김·윤우 (2012) 「ひとり親家族政策の実態と政策提言」『保健福祉フォーラム』).
- 김영희·손정연 (2005) 「이혼가정의 경제상태 및 양육행동이 자녀의 사회적 적응에 미치는 영향 —양육부/모의 차이를 중심으로—」『한국지역사회생활과학회지』 16 (3), 47-55 (=김·윤히, Сонジョン윤 (2005) 「離婚家庭の経済状態及び養育態度が子どもの社会的適応に及ぼす影響—養育者の性別による差異を中心に—」『韓国地域社会生活科学会誌』).
- 김옥·이완정 (2001) 「부모의 이혼과 아동의 또래애착」『한국가정관리학회지』 19 (3), 31-40 (=김·옥, 리·우앤ジョン (2001) 「親の離婚と子どもの仲間依存」『韓国家庭管理学会誌』).
- 김유숙·박진희·최지원 (2010) 『이혼가정의 아동—부모의 이혼으로 힘들어가는 아이를 어떻게 도울 것인가?』 학지사 (=김·유숙, 박·진희, 최·지원 (2010) 『離婚家庭の子ども—親の離婚で苦しんでいる子どもをどのように手助けるのか?』 学志社).
- 김은지 (2013) 『한부모가족 실태조사』 한국여성정책연구원 (=김·은지 (2013) 「ひとり親家族の実態調査」 韓国女性政策研究院).
- 김현경·장현아 (2015) 「이혼가정 아동을 위한 인지행동 집단 프로그램이 우울감, 자존감, 부모이혼지각에 미치는 효과」『청소년상담연구』 23 (2), 423-446 (=김·현경, 장·현아 (2015) 「離婚家庭の子どものための認知行動集団プログラムが抑うつ, 自尊感情, 親の離婚に対する子どもの知覚に及ぼす影響」『青少年

- 相談研究』) .
- 김현숙 (2015) 「한부모 가족의 기간이 자녀의 정서적 적응에 미치는 영향 경로」 『한국가족복지학』 47 (0) , 5-28 (=김·ヒョンスク (2015) 「ひとり親家族の期間が子どもの情緒的適応に及ぼす影響経路」 『韓国家族福祉学』) .
- 김현식 (2013) 「부모이혼이 자녀성장에 미치는 영향」 『보건·복지 Issue&Focus』 175, 1-8 (=김·ヒョンシキ (2013) 「親の離婚が子どもの成長に及ぼす影響」 『保健·福祉 Issue&Focus』) .
- 남영옥 (2010) 「이혼가정 자녀와 양부모가정 자녀의 학교적응 비교 연구」 『한국청소년연구』 21 (3) , 219-243. (=ナム·ヨン옥 (2010) 「離婚家庭の子どもと両親が揃っている家庭の子どもの学校適応に関する比較研究」 『韓国青少年研究』) .
- 남현주·윤형식·이태영·신채영·이동훈 (2013) 「한부모 가정 청소년 자녀의 발달과 적응에 관한 최근 연구동향 고찰」 『한국심리학회지: 여성』 18 (1) , 129-168 (=ナム·ヒョンジュ, 윤·ヒョン시키, 이·테ヨンその他 (2013) 「ひとり親家庭における青少年の発達と適応に関する研究動向への考察」 『韓国心理学会誌: 女性』) .
- 문성희·이대균 (2011) 「한부모 가정에서 부모와 자녀가 겪는 어려움, 그리고 바람」 『열린유아교육연구』 16 (3) , 313-335 (=문·ソンヒ, 리·데기운 (2011) 「ひとり親家庭で親と子どもが経験する苦しみと望み」 『開かれた幼児教育研究』) .
- 문은영 (2010) 『서울시 한부모가족 생활실태 및 지원방안 연구』 서울시여성가족재단 (=문·ウンヨン (2011) 『ソウル市におけるひとり親家族の生活実態及び支援方策に関する研究』 ソウル市女性家族財団) .
- 문현숙·김득성 (2003) 「이혼적응교육프로그램 실시 및 효과검증-집단 마라톤식 과정으로-」 『대한가정학회』 41 (11) , 201-214 (=문·ヒョンスク, 김·톡손 (2003) 「離婚適応教育プログラムの実施及び効果検定-マラソン式課程で-」 『大韓家庭学会』) .
- 민미희·이순형·이옥경 (2005) 「부모의 이혼 여부 및 아동의 연령에 따른 아동의 사회적 지지 지각과 내면화 문제」 『대한가정학회지』 43 (11) , 109-125 (=민·미히, 리·스니혼, 리·옥기온 (2005) 「親の離婚可否及び子どもの年齢による子どもの社会的支持の知覚と内面化問題」 『大韓家庭学会誌』) .
- 민법 (=民法)
- 민서정 (2010) 「이혼가정아동의 적응을 위한 독서치료 프로그램의 효과」 『한국놀이

- 치료학회지』 13 (3) , 89-105 (=민·소지온 (2010) 「離婚家庭の」子どもの適応のための読書治療プログラムの効果」『韓国遊び治療学会誌』) .
- 박정윤 (2010) 「건강가정지원센터 내 한부모가정 관련 사업 현황과 개선방향에 관한 연구」『한국가정관리학회지』 2 (83) , 167-178 (=박·지연준 (2010) 「健康家庭支援センターにおけるひとり親家庭に関する支援現況と改善方向に関する研究」『韓国家庭管理学会誌』) .
- 박정윤·원아름 (2014) 「한부모가족 자녀의 학교생활적응—개인자원, 가족자원, 발달 환경자원을 중심으로—」『한국가족자원경영학회지』 18 (2) , 121-141 (=박·지연준, 우온·아름 (2014) 「ひとり親家族の子どもの学校生活適応—個人資源, 家族資源, 発達環境資源を中心に—」『韓国家族資源経営学会誌』) .
- 박진아 (2010) 「한부모 모자가정의 가정환경요인, 유아변인 및 어머니 변인과 유아의 문제행동간 관련성」『놀이치료연구』 14 (3) , 19-33 (=박·진아 (2010) 「母子家庭の家庭環境変数, 乳児変数及び母変数と乳児の問題行動間の関連性—離婚家庭を中心に—」『遊び治療研究』) .
- 박한샘 (2003) 「이혼가정 자녀의 적응에 영향을 미치는 요인에 관한 문헌적 고찰」『학생생활연구』 16 (0) , 125-147 (=박·한샘 (2003) 「離婚家庭の子どもの適応に影響を及ぼす要因に関する文献的考察」『学生生活研究』) .
- 박한샘·연문희 (2004) 「부모 이혼 후 자녀의 적응과정에 관한 연구」『청소년상담연구』 12 (2) , 11-29 (=박·한샘, 윤·문희 (2004) 「親の離婚後の子どもの適応課程に関する研究」『青少年相談研究』) .
- 보건복지부 (2016a) 『2016년 지역아동센터 지원 사업안내』 행정 (=보건복지부 (2016a) 『2016年地域児童センター支援事業案内』ぎょうせい) .
- 보건복지부 (2016b) 『2016년 드림스타트 사업안내』 행정 (=보건복지부 (2016b) 『2016年ドリームスタート事業案内』ぎょうせい) .
- 보건복지부·질병관리본부 (2016) 『2014년도 국민건강통계』 행정 (=보건복지부·疾病管理本部 (2016) 『2014年国民健康統計』ぎょうせい) .
- 사회복지사업법 (=社会福祉事業法) .
- 서영숙·황은숙 (2007) 「한부모가정에 대한 반편견 유아교육 프로그램 개발 교육」, 『열린유아교육연구』 7 (1) , 205-227 (=서·은숙, 안·은숙 (2007) 「ひとり親家庭に対する反偏見幼児教育プログラムの開発と教育」『開かれた幼児教育研

- 究』) .
- 서울가정법원 (=소울家庭裁判所) .
- 서울시 (2015) 『e-서울통계 94 호 : 통계로 본 서울 혼인·이혼 및 가치관』 행정 (=소울市 (2015) 『e-ソウル統計 94 号 : 統計からみたソウル婚姻・離婚及び価値観』ぎょうせい) .
- 석소현·신성희 (2010) 「양부모 가정과 한부모 가정 학령기 아동의 자아존중감에 영향을 미치는 요인 비교」 『대한간호학회지』 40 (3) , 367-377 (=소크·소히ョン, 신·ソンヒ (2010) 「両親が揃っている家庭とひとり親家庭の学齡期子どもの自我尊重感に影響を及ぼす因子比較」 『大韓看護学会誌』) .
- 석주영·박인진 (2009) 「빈곤가정 아동의 또래애착과 자아탄력성이 또래관계에 미치는 영향—양부모가족과 여성한부모가족 아동의 비교」 『한국가족복지학』 14 (2) , 29-50 (=소크·지우ョン, 박·인진 (2009) 「貧困家庭の子どもの仲間依存とレジリエンスが友達関係に及ぼす影響—両親が揃っている家庭と母子家庭の子どもの比較—」 『韓国家庭福祉学』) .
- 성윤숙·김영한·송의금 (2011) 『가족유형에 따른 아동·청소년 생활실태 분석 및 대책연구—양친부모가정 아동·청소년을 중심으로—』 한국청소년정책연구원 (=ソン·ユンスク, 김·영한, 송·의금 (2011) 『家族類型による児童・青少年の生活実態分析及び対策研究—両親のいる家庭の児童・青少年を中心に—』 韓国青少年研究院) .
- 손병덕 (2009) 「이혼·재혼가정 아동의 공격·위축행동에 영향을 미치는 요인의 경로 분석—일반가정 아동과 비교연구」 『한국가족복지학』 14 (4) , 113-136 (=ソン·병덕 (2009) 「離婚・再婚家庭の子どもの攻撃と萎縮行動に影響を及ぼす因子のプロセス分析—両親が揃っている家庭の子どもと比較研究—」 『韓国家族福祉学』) .
- 손서희 (2012) 「이혼 후 비동거 아버지의 자녀양육 참여와 한부모 어머니의 이혼 후 적응」 『한국가족관계학회지』 17 (3) , 23-41 (=ソン·서희 (2012) 「離婚後における非養育父親の養育参加と養育母親の適応」 『韓国家族関係学会誌』) .
- 신성희 (2010) 「회복력 요인 중심의 이혼가정 아동 적응모형」 『대한간호학회지』 40 (1) , 127-138 (=신·ソンヒ (2010) 「回復力因子を主にした離婚家庭の子どもの適応モデル」 『大韓看護学会誌』) .
- 신성희·이숙 (2009) 「이혼가정 아동의 성별에 따른 부모이혼신념 영향요인」 『정신

- 간호학회지』 33 (4) , 313-322 (=신·송희, 리·스크 (2009) 「離婚家庭の子どもの性別が親の離婚に対する信念に与える影響因子」 『精神看護学会誌』) .
- 심수명 (2008) 「연령에 따른 이혼가정 자녀의 적응을 위한 부모의 역할」 『성경과 신학』 45 (0) , 221-248 (=심·스미ョン (2008) 「年齢に従う離婚家庭の子どもの適応のための親の役割」 『聖書と神学』) .
- 아이돌봄지원법 (=子どもケア支援法) .
- 양선미 (2005) 「놀이중심의 인지행동치료 프로그램이 이혼가정 아동의 부모이혼에 대한 지각에 미치는 영향」 『놀이치료연구』 9 (2) , 79-93 (=얀·송미 (2005) 「遊び中心の認知行動治療プログラムが離婚家庭の子どもの親の離婚に対する子どもの知覚に及ぼす影響」 『遊び治療研究』) .
- 양육비 이행확보 및 지원에 관한 법률 (=養育費の履行確保及び支援に関する法律) .
- 여성가족부 (2013a) 『건강가정지원센터사업안내』 행정 (=女性家族部 (2013a) 『健康家庭支援センターの事業案内』 ぎょうせい) .
- 여성가족부 (2013b) 『2012 년 한부모가족실태조사』 행정 (=女性家族部 (2013b) 『2012年度ひとり親家族実態調査』 ぎょうせい) .
- 여성가족부 (2013c) 『2013 년도 한부모가족 지원사업 안내』 행정 (=女性家族部 (2013c) 『2013年度ひとり親家族支援事業の案内』 ぎょうせい) .
- 여성가족부 (2013d) 『2013 년도 건강가정지원센터 사업내용』 행정 (=女性家族部 (2013d) 『2013年度健康家庭支援センターの事業案内』 ぎょうせい) .
- 여성가족부 (2014) 『2014 년도 아이돌봄지원사업안내』 행정 (=女性家族部 (2014) 『2014年度子どもケア支援事業案内』 ぎょうせい) .
- 여성가족부 (2015a) 『2015 년도 건강가정지원센터 사업내용』 행정 (=女性家族部 (2015a) 『2015年度健康家庭支援センターの事業案内』 ぎょうせい) .
- 여성가족부 (2015b) 『2015 년도 청소년종합실태조사』 행정 (=女性家族部 (2015b) 『2015年度青少年総合実態調査』 ぎょうせい) .
- 여성가족부 (2016a) 『2016 년도 아이돌봄지원사업안내』 행정 (=女性家族部 (2016a) 『2016年度子どもケア支援事業案内』 ぎょうせい) .
- 여성가족부 (2016b) 『2016 년 한부모가족지원사업 안내』 행정 (=女性家族部 (2016b) 『2016年ひとり親家族支援事業案内』 ぎょうせい) .
- 여성가족부 (2016c) 『2015 년 한부모가족실태조사』 행정 (=女性家族部 (2016c) 『201



- 5年ひとり親家族実態調査』ぎょうせい) .
- 여성가족부 (2016d) 『2016년도 건강가정지원센터 사업안내』 행정 (=女性家族部 (2016d) 『2016年度健康家庭支援センターの事業案内』ぎょうせい) .
- 여성가족부·한국건강가정진흥원 (2014) 『2013년도 아이돌봄 지원사업 결과보고서』 (=女性家族部·韓国健康家庭振興院 (2014) 『2013年度子どもケア支援の結果報告書』ぎょうせい) .
- 영육아보육법 (=幼乳児保育法) .
- 오선순 (2001) 「이혼가족의 복지실태와 개선방안」 서강대학교 석사학위논문 (=オ・ソンスン (2001) 「離婚家族の福祉実態と改善方策」ソカン大学修士学位論文) .
- 오은순 (1998) 「이혼가정 아동의 적응에 영향을 미치는 생태학적 변인들의 구조분석」 『한국심리학회지: 발달』 11 (2) , 62-73 (=オ・ウンスン (1998) 「離婚家庭の子どもの適応に影響を及ぼす生態学的変数らの構造分析」 『韓国心理学会誌: 発達』) .
- 옥선화·최새은·권소영·강유진 (2004) 「이혼한 여성 한부모가족의 사회관계망 지원에 대한 탐색적 접근」 『한국가정관리학회지』 22 (1) , 181-191 (=オク・ソンファ, チェ・세운, 쿼온·소요ンの他 (2004) 「離婚による母子家庭の社会的ネットワーク支援に対する探索的接近」 『韓国家庭管理学会誌』) .
- 유순희·정민자 (2013) 「이혼한 여성 한부모가족의 가족 레질리언스에 대한 질적분석」 『대한가정학회』 51 (6) , 603-612 (=유·스니히, 지온·민자 (2013) 「離婚による母子家庭のレジリエンスに対する質的分析」 『大韓家庭学会』) .
- 유안진·이점숙·서주현 (2004) 「부모의 이혼여부에 따른 청소년의 우울지각-청소년이 지각한 부모의 양육태도와 교유관계를 중심으로」 『아동학회지』 25 (6) , 191-203 (=유·안진, 리·지움스크, 소·지우히ョン (2004) 「親の離婚可否による青少年の憂鬱知覚-青少年が知覚した親の養育態度と交友関係を中心に」 『児童学会誌』) .
- 윤명숙·이묘숙·김남희·정향숙 (2012) 「이혼가정 자녀의 상실감이 우울에 미치는 영향에 대한 자아존중감의 매개효과」 『한국가족복지학』 35 (0) , 73-104 (=윤·미영숙, 리·미영숙, 김·남희의他 (2012) 「離婚家庭の子どもの喪失感が抑うつに及ぼす影響に対する自尊の媒介効果」 『韓国家族福祉学』) .
- 이경림·권정혜 (2012) 「이혼가정아동을 위한 심리 개입 프로그램의 효과 검증」 『한국심리학회지: 임상』 31 (1) , 187-202 (=리·경림, 권·정혜 (2012) 「離婚家庭の子どものための心理介入プログラムの効果検定」 『韓国心理学会

- 誌：臨床』) .
- 이경은·주소희 (2005) 「이혼 후 자녀양육에 있어서 부모보호와 조부모 보호아동간의 심리행동적요인비교」 『한국아동복지학』 20, 35-66 (= 리·ギョンウン, ジュ·ソヒ (2005) 「離婚後の子育てにおける親と祖父母による保護される子ども間の心理行動適応に関する因子比較」 『韓国児童福祉学』) .
- 이삼연 (2002) 「이혼가정 청소년자녀의 적응에 관한 연구」 『한국가족복지학』 10 (0) , 37-65 (=리·サムヨン (2002) 「離婚家庭の青少年の適応に関する研究」 『韓国家族福祉学』) .
- 이숙·지선례 (2010) 「이혼가정 아동의 학교적응: 아동의 개인적 변인과 가족 변인을 중심으로」 『대한가정학회지』 48 (5) , 119-128 (=리·스쿠, 지·손례 (2010) 「離婚家庭の子どもの学校適応: 子どもの個人的変数と家族変数を中心として」 『大韓家庭学会誌』) .
- 이순형·이옥경·김지현 (2005) 「이혼가정 아동의 우울과 불안 관별 연구: 자기효능감, 또래애착, 부모자녀 의사소통을 중심으로」 『한국가정관리학회지』 23(1), 99-111. (=리·스니쥘, 리·옥기쥘, 김·지쥘 (2005) 「離婚家庭の子どもの憂鬱と不安の判別研究: 自己効力感, 友達愛着, 親子間のコミュニケーションを中心に」 『韓国家庭管理学会誌』) .
- 이순형·이옥경·민미희 (2006) 「아동의 성별, 부모의 이혼 및 부모 양육행동 지각이 아동의 행동문제에 미치는 영향」 『한국가정관리학회지』 24 (1) , 181-192 (=리·스니쥘, 리·옥기쥘, 민·미희 (2006) 「子どもの性別, 親の離婚及び親の養育態度に対する子どもの知覚が子どもの行動問題に及ぼす影響」 『韓国家庭管理学会誌』) .
- 이승미·김선미 (2005) 「저소득 한부모가정, 사례에 비추어 본 지원방안 연구-건강가정지원센터 활용을 중심으로」 『한국가족자원경영학회지』 9 (4) , 95-112 (=리·스니미, 김·선미 (2005) 「低所得のひとり親家庭の事例からみた支援方策に関する研究-健康家庭支援センターの活用を中心に」 『韓国家族資源経営学会誌』) .
- 이윤진 (2015) 「육아지원센터 이용 현황과 활성화 방안」 『육아정책연구소: 2015 이슈페이퍼』 (=리·윤진 (2015) 「育児支援センター利用現況と活性化方策」 『育児政策研究所: 2015 イシューペーパー』) .
- 이정숙 (1994) 「부모의 이혼이 아동의 성격발달에 미치는 영향에 관한 연구」 『아동

- 복지학』2, 1-31 (= 리·조ンス크 (1994) 「親の離婚が子どもの生活発達に及ぼす影響に関する研究」 『児童福祉学』) .
- 이지연·김하영 (2014) 「포스터 발표 2 : 이혼가족 자녀를 위한 집단프로그램, 수정된 CODIP 의 외적 타당도 검증」 『한국가족사회복지학회 학술발표논문집』1, 113-116 (=리·조연, 김·하영 (2014) 「ポスター発表 2 : 離婚家族の子どものための集団プログラム (修正された CODIP の外的妥当性の検証)」 『韓国家族社会福祉学会学術発表論文集』) .
- 이학식·임지훈 (2011) 「구조방정식 모형분석과 AMOS18.0/19.0」 『집현채』 (=리·학식, 임·지훈 (2011) 『構造方程式模型分析と AMOS18.0/19.0』) .
- 장덕희·황동섭 (2010) 「이혼으로 인한 부자가정자녀의 학교적응에 미치는 가족보호요인의 영향」 『복지행정논총』20 (2) , 63-83 (=장·덕희, 황·동섭 (2010) 「離婚による父子家庭の子どもの学校適応に及ぼす家族補償因子の影響」 『福祉行政論総』) .
- 전명희·양혜원·김희수 (2012) 「이혼가족 자녀를 위한 집단 프로그램의 효과성 및 효과 요인—수정된 CODIP 의 지역사회복지관에서의 적용을 중심으로」 『한국가족치료학회』20 (3) , 375-401 (=전·명희, 양·혜원, 김·희수 (2012) 「離婚家族の子どものための集団プログラムの効果性及び効果要因—修正された CODIP の地域社会福祉館での適用を中心に」 『韓国家族治療学会』) .
- 전미경 (2009) 『경기도 미지원한부모가족 지원방안』 경기도가족여성연구원 (=전·미경·미ギョン (2009) 『京畿道未支援ひとり親家族の支援法案』 京畿道家族女性研究院) .
- 정연옥·이민규 (2006) 「이혼가정 자녀의 스트레스 완충의 조절효과로써 부모양육태도와 유기공포」 『한국심리학회지: 건강』11 (4) , 689-708 (=정·연옥, 리·민규 (2006) 「離婚家庭の子どものストレス緩和の調節効果としての親の養育態度と遺棄恐怖」 『韓国心理学会誌: 健康』) .
- 정연옥·이민규·김은정 (2007) 「이혼 가정 자녀의 유기공포 및 상실지각과 불안 및 우울간의 관계」 『한국심리학회지: 건강』12 (1) , 171-188 (=정·연옥, 리·민규, 김·은정 (2007) 「離婚家庭の子どもの遺棄恐怖及び喪失知覚と不安及び抑うつ間の関係」 『韓国心理学会誌: 健康』) .
- 정지연·한유진 (2007) 「저소득층 이혼가정 아동의 사회적지지 및 문제해결력이 문제행동에 미치는 영향」 『한국생활과학회지』16 (3) , 491-504 (=정·지연, 한·유진, 하

- ン・ユ진 (2007) 「低所得層の離婚家庭の子どもの社会的支持及び問題解決力が問題行動に及ぼす影響」 『韓国生活科学学会誌 (忠北家庭学会誌)』).
- 정진영 (1993) 「한국의 이혼실태와 이혼가정자녀들의 문제에 관한 연구」 『한국아동복지학』 창간호, 81-108 (=ジョン・진ヨン (1993) 「韓国における離婚実態と離婚家庭の子どもの問題に関する研究」 『韓国児童福祉学』 創刊号) .
- 정현숙 (1993) 「부모의 이혼에 따른 자녀들의 적응」 『아동학회지』 14 (1) , 59-75 (=ジョン・ヒョン숙 (1993) 「親の離婚による子どもの適応」 『児童学会誌』) .
- 주소희 (2002) 「이혼가정자녀의 부모 이혼 후 심리사회적응을 위한 프로그램개발 및 효과성 연구」 『한국가족복지학』 9, 77-106 (=ジュ・ソヒ (2002) 「離婚家庭の子どもの離婚後の心理社会適応のためのプログラムの開発及び効果性研究」 『韓国家族福祉学』) .
- 주소희 (2003) 「부모이혼에 대한 아동의 지각과 이혼가정자녀의 심리·행동적응문제의 관계」 『한국가족복지학』 12, 179-210 (=ジュ・ソヒ (2003) 「親の離婚に対する子どもの知覚と離婚家庭の子どもの心理・行動適応問題との関係」 『韓国家族福祉学』) .
- 주소희 (2004) 『부모이혼 후 아동의 적응에 영향을 미치는 변인에 관한 연구』 성균관대학교대학원 사회복지학과 사회복지실천전공 (=ジュ・ソヒ (2004) 『親の離婚後の子どもの適応に影響を与える要因に関する研究』 成均館大学社会福祉学科社会福祉実践専攻) .
- 주소희 (2007) 「부모의 이혼과 자녀의 적응—부모자녀관계와 자아효능감 매개효과를 중심으로—」 『한국가족복지학』 20 (0) , 107-136 (=ジュ・ソヒ (2007) 「親の離婚と子どもの適応—親子関係と自我効力感の媒介効果を中心に—」 『韓国家族福祉学』) .
- 주소희 (2008) 「누적적 위험요인과 이혼가정자녀의 문제행동과 관련성 연구」 『한국아동복지학』 26, 61-86 (=ジュ・ソヒ (2008) 「累積的リスク因子と離婚家庭の子どもの問題行動の関連性に関する研究」 『韓国児童福祉学』) .
- 주소희 (2015) 「이혼가정자녀의 부모이혼경험과 외상후 성장에 관한 연구」 『한국가족복지학』 49 (0) , 97-131 (=ジュ・ソヒ (2015) 「離婚家庭の子どもの親の離婚経験と外傷後の成長に関する研究」 『韓国家族福祉学』) .
- 주소희·조성우 (2004) 「이혼가정자녀의 행동적응문제에 영향을 미치는 부모요인과 아동의 이혼지각 분석」 『한국사회복지학』 56 (4) , 215-238 (=ジュ・ソヒ, 조·소

- ンウ (2004) 「離婚家庭の子どもの行動適応問題に影響を及ぼす親因子と児童の離婚知覚に関する研究」 『韓国社会福祉学』) .
- 지선례·이숙 (2012a) 「성별에 따른 한부모 가정 아동의 스트레스와 문제행동의 관계에 대한 자기조절능력 및 사회적 지지의 중재효과」 『아동학회지』 33 (4) , 35-50 (=ジ・ソン례, 리·스크 (2012a) 「性別による離婚家庭の子どものストレスと問題行動の関係に対する自己調節能力及び社会的支持の効果」 『児童学会誌』) .
- 지선례·이숙 (2012b) 「이혼가정아동의 우울-가족유형별 비교를 중심으로」 『대한가정학회지』 50 (3) , 1-14 (=ジ・ソン례, 리·스크 (2012b) 「離婚家庭の子どもの憂鬱-家族類型別の比較を中心に」 『大韓家庭学会誌』) .
- 진미정 · 차지영 · 정영숙 (2009) 「한부모가족을 위한 통합지원 서비스-관악구 건강가정지원 센터의 해피콜 홈서비스 사업을 중심으로」 『한국가정관리학회, 한국가정관리학회 학술발표 대회 자료집』, 171-178 (=ジン·미지영, 차·지영, 정·영숙 (2009) 「ひとり親家族のための統合支援サービス:クオンアク区健康家庭支援センターの Happy Call Home service 事業を中心に」 『韓国家庭管理学会, 韓国家庭管理学会 學術發表大會資料集』) .
- 최연실 (2005) 「한국에서의 한부모가족을 위한 복지정책과 서비스의 현황과 방향」 『상명대학교사회과학연구소』 20, 1-15 (チェ·ヨン실 (2005) 「韓国におけるひとり親家庭のための福祉政策とサービス現状と方向」 『Sangmyung 大学社会科学研究所』) .
- 채선미·이영순 (2011) 「부모의 이혼을 경험한 청소년의 정서, 자아 강도 및 사회적 지지가 학교생활 적응에 미치는 영향」 『놀이치료연구』 15 (1) , 1-16 (=チェ·ソン미, 이·영순 (2011) 「親の離婚を経験した青少年の情緒, 自我の強さ及び社会的支持が学校生活適応に及ぼす影響」 『遊び治療研究』) .
- 한국건강가정진흥원 (2014) 『2013 년도 전국건강가정지원센터 사업결과보고서』 (=韓國健康家庭振興院 (2014) 『2013 年度全國健康家庭支援センター事業結果報告書』) .
- 한국건강가정진흥원 (=韓國健康家庭振興院) (<http://www.kihf.or.kr/main.php>, 2015. 3. 15) .
- 한국여성정책연구원 (2009) 『미혼모 낙인, 굴레를 벗어나 (보도자료)』 (=韓國女性政策研究院 (2009) 『未婚母のスティグマ, その柵から逃れる (報道資料)』) .

- 한국종합사회복지관협회 (=韓國綜合社会福祉館協會) (<http://www.kaswc.or.kr/>, 2015. 3. 15) .
- 한국통계청 (2012a) 『e-나라지표 한부모가족의현황』 행정 (=韓國統計庁 (2012a) 『e-国指標ひとり親家族の現況』 ぎょうせい).
- 한국통계청 (2012b) 『한부모가구 비율』 행정 (=韓國統計庁 (2012b) 『ひとり親世帯の比率』 ぎょうせい) .
- 한국통계청 (2014) 『장래가구추계 : 가구주의 연령/가구유형별 추계가구, 시도』 행정 (=韓國統計庁 (2014) 『将来の世帯推計 : 世帯主の年齢/世帯類型別の推計世帯, 市町村・都道府県』 ぎょうせい) .
- 한국통계청 (2015) 『2014년 혼인·이혼 통계』 행정 (=韓國統計庁 (2015) 『2014年婚姻・離婚統計』 ぎょうせい) .
- 한미현·유안진 (1995) 「아동행동평가척도 (CBCL) 의 타당화 연구」 『대한아동학회』 16 (2) , 5-21 (=한·미ヒョン, 유·안진 (1995) 「兒童行動評価尺度 (CBCL) 의妥当性研究」 『韓國兒童学会』) .
- 한부모가족지원법 (=ひとり親家族支援法) .
- 한유진·변성희·전윤경·정지연·한근희 (2005) 「이혼가정 아동의 정서적 적응을 위한 방과후 집단상담프로그램 개발」 『아동가족치료연구』 4, 115-129 (=한·유진, 변·성희, 전·윤경, 정·지연, 한·근희 (2005) 「離婚家庭の子ども情緒的適応のための放課後集団相談プログラムの開発」 『兒童家族治療研究』) .
- 한준아·박경자 (2008) 「저소득층 이혼가족 아동의 적응에 있어 보호요인 탐색: 아동의 대처전략, 부모 양육유형, 부모의 스트레스, 사회적 지지」 『대한가정학회지』 46 (8) , 1-15 (=한·준아, 박·경자 (2008) 「低所得層の離婚家庭の子ども適応に対する補償因子の探索 : 子どもの対処方法, 親の養育類型, 親のストレス, 社会的支持」 『大韓家庭学会誌』) .
- 허미화 (2002) 「한국사회의 이혼율 증가 원인 및 이혼가정 아동의 부적응에 관한 문헌적 고찰」 『乳兒教育学論集』 6 (2) , 183-205 (=허·미화 (2002) 「韓國社会における離婚率の増加原因及び離婚家庭の子ども不適応に関する文献考察」 『乳兒教育学論集』) .
- 홍미희 (2012) 『인천시 한부모가족 생활실태 및 지원방안』 인천발전연구원 (=홍·미희 (2012) 『仁川市におけるひとり親家族の生活実態及び支援方策』 仁川發展研究

院) .

홍순혜 (2004) 「부모의 이혼이 청소년 자녀의 심리사회적 적응에 미치는 영향—양육 부모 경제수준 및 양육태도의 매개효과를 중심으로」 『한국아동복지학』 17, 151-177 (=ホン・スンへ (2004) 「親の離婚が青少年の子どもの心理社会的適応に及ぼす影響—養育親の経済的水準及び養育行動の媒介効果を中心に」 『韓国児童福祉学』) .

홍순혜·김은영 (2005) 「부부갈등과 이혼상황에서의 청소년 자녀의 심리사회적 적응」 『아동학회지』 26 (2) , 163-173 (=ホン・スンへ, 김·운영 (2005) 「夫婦葛と離婚状況における青少年子どもの心理・社会的適応」 『児童学会誌』) .

황옥자 (1980) 「父母의 離婚이 子女生活에 미치는 影響에 관한 研究」 『아동학회지』 1, 82-93 (=フォン・옥자 (1980) 「親の離婚が子どもの生活に及ぼす影響に関する研究」 『児童学会誌』) .

황은숙 (2006) 「서울시 한부모가정 실태조사 연구」 『한부모가정연구』 1 (1) , 1-34 (=ファン・운숙 (2006) 「ソウル市におけるひとり親家庭の実態調査研究」 『ひとり親家庭研究』) .

황은숙 (2008) 「한부모가정 복지정책의 현황과 개선방안」 한국한부모가정학회 창립기념학술대회 자료집, 23-45 (ファン·운숙 (2008) 「ひとり親家庭の福祉政策の現状と改善方策」 『韓国ひとり親家学会創立記念学術大会資料集』) .

황혜정·천희영·옥경희 (2010) 「부모의 이혼이 아동의 문제행동에 영향을 미치는 경로분석—주 양육자의 양육행동과 아동의 자아존중감을 통해서」 『대한가정학회지』 48 (7) , 99-110 (=フォン·헤지ョン, 천·희영, 옥·경희 (2010) 「親の離婚が子どもの問題行動に影響を及ぼすプロセス分析—主養育者の養育態度と子どもの自我尊重感を通して—」 『大韓家庭学会誌』) .

### 【欧米文献】

Alison, C. S., Cornelia, B. (2006) Divorce Causes and Consequences, Yale University Press.

Amato, P. R. (1993) Children's adjustment to divorce: Theories, hypotheses and empirical support, Journal of Marriage and the Family, 55, 23-38.

Amato, P. R., & Keith. B. (1991) Parental divorce and the well-being of children: A meta analysis, Psychological Bulletin, 110, 26-46.

- Angarne-Lindberg, T., Wadsby, M. (2010) Fifteen years after parental divorce: mental health and experienced life-events, Nord J Psychiatry, 63 (1), 32-43.
- Barne-og likestillingsdepartementet (2009) HVA MED MIN MENING DA.
- Bastaitis, K., Ponnet, K, Mortelmans D. (2012), Parenting of divorced fathers and the association with children's self-esteem, J Youth Adolesc, 41 (12), 1643-1656.
- Grych, J. H., Fincham, F. D. (1992) Interventions for children of divorce toward greater integration of research and action, Psychology Bulletin, 111 (3), 434-454.
- Hetherington, E. M. (1993) An overview of the Virginia Longitudinal Study of Divorce and Remarriage with a focus on early adolescence, Journal of family psychology, 39-56.
- Holmes, T. H., Rahe, R. H. (1967) The social readjustment rating scale, Journal of Psychosomatic Research, 11, 213-218.
- Hsieh, M. O., Shek, D. T. (2009) Measures of resilience and adaptation of adolescents in single parent families in Taiwan: psychometric properties and related profiles, Int J Adolesc Med Health, 19 (4), 485-495.
- Kleinsorge, C., Covitz L. M. (2012) Impact of divorce on children: developmental considerations, Pediatr Rev, 33 (4), 147-154.
- Kulik, L., Heine-Cohen, E. (2011) Coping resources, perceived stress and adjustment to divorce among Israeli women: assessing effects, J Soc Psychol, 151 (1), 5-30.
- Lange, S., Lehmkuhl, U. (2012) May a sibling relationship be protective in coping with parental illness/stressful life events?, Prax Kinderpsychol Kinderpsychiatr, 61 (7), 524-538.
- Lazarus, R. S. (1961) Adjustment and Personality, NEW YORK : McGraw-Hill.
- Lazarus, R. S. (1966) Psychological stress and the coping process, New York : McGraw-Hill.
- Lazarus, R. S., Folkman, S. (1984) STRESS, APPRAISAL, & COPING, Springer Publishing Company.
- Orgilés, M., Samper, M. A. (2011) Impact of divorce on quality of life in children aged 8-12 years in the province of Alicante (Spain) , Gac Sanit, 25 (6), 490-



494.

- Peek, M. K. (2000) Structural equation modeling and rehabilitation research, American Journal of Physical Medicine and Rehabilitation, 79 (3), 301-309.
- Stadelmann, S., Perren, S., Groeben, M., von Klitzing, K. (2010) Parental separation and children's behavioral/emotional problems: the impact of parental representations and family conflict, Fam Process, 49 (1), 92-108.
- Stambaugh, S. E., Hector, M. A., Carr, A. R. (2011) How I remember my parents' divorce: a phenomenological investigation, Issues Ment Health Nurs, 32 (2), 121-130.
- Tyrka, A. R., Wier, L., Price, L. H., Ross, N. S., & Carpenter, L. L. (2008) Childhood parental loss and adult psychopathology : Effects of loss characteristics and contextual factors, International Journal of Psychiatry in Medicine, 38 (3) , 329-344.
- UNICEF (<http://www.unicef.or.jp/crc/>)
- Vélez, C. E., Wolchik, S. A., Tein, J. Y., Sandler, I. (2011) Protecting children from the consequences of divorce : a longitudinal study of the effects of parenting on children's coping processes, Child Dev, 82 (1), 244-257.
- Wallerstein, J. S., Lewis, J. M, Blakeslee, S. (2000) The unexpected legacy of divorce, A 25 Year Landmark Study., New York :Hyperion. (=2001, 早野依子監訳『それでも僕らは生きていく－離婚・親の愛を失った25年間の軌跡』PHP研究所.)
- Werneck, H., Eder, M. O., Ebner, S., Werneck-Rohrer, S. (2015) Father-Child-Contact and Well-being of the Children in Separated and Non-Separated Families, Prax Kinderpsychol Kinderpsychiatr, 64 (2), 135-151.
- Wolchik, S. A., Wilcox, K. L., Tein, J. Y., Sandler, I. N. (2000) Maternal Acceptance on Consistency of Discipline as Buffers of Divorce Stressors on Children's Psychological Adjustment Problems, Journal of Abnormal Child Psychology, 28 (1) , 87-102.
- Zill, N., Morrison. D. R., Corio, M. J. (1993) Long-term effects of parental divorce on parent-child relationships. adjustment, and achievement in young adulthood, Journal of Family Psychology, 7, 91-103.